

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成27年 2月18日
【発行者名】	ラッセル・インベストメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO ブルース・ダブリュー・フラーム
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂七丁目3番37号 プラス・カナダ
【事務連絡者氏名】	中野 浩一
【電話番号】	03-5411-3500
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ラッセル グローバル・バランス・ファンド 安定型 ラッセル グローバル・バランス・ファンド 安定・成長型 ラッセル グローバル・バランス・ファンド 成長型
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各ファンド1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

ラッセル グローバル・バランス・ファンド 安定型

（愛称を「ライフポイント 安定型」といいます。）

ラッセル グローバル・バランス・ファンド 安定・成長型

（愛称を「ライフポイント 安定・成長型」といいます。）

ラッセル グローバル・バランス・ファンド 成長型

（愛称を「ライフポイント 成長型」といいます。）

なお、上記3ファンドを総称して「ライフポイント」または「ファンド」ということがあります。また、それぞれを「安定型」、「安定・成長型」、「成長型」または「各ファンド」ということがあります。

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

なお、当初元本は1口当たり1円です。

ファンドでは、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるラッセル・インベストメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンド1兆円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および信託約款に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。以下同じ。）を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりの価額で表示されることがあります。以下同じ。

ただし、収益分配金の再投資に係る取得申込みについては、各計算期間終了日の基準価額とします。基準価額については、委託会社の指定する登録金融機関および金融商品取引業者（以下、総称して「販売会社」といいます。）または下記の照会先までお問い合わせ下さい。また、基準価額は、原則として計算日（委託会社の営業日）の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称（〔ラッセル〕の「ラ 安定」、「イ 安・成」、「フ 成長」）として掲載されます。

**ラッセル・インベストメント株式会社**

<電話番号> 0120-055-887(フリーダイヤル)(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

<ホームページ・アドレス> <http://www.russell.com/jpin/>

### (5)【申込手数料】

2.16%（税抜2.00%）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を、取得申込口数、取得申込金額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。

消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

スイッチング、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資による取得申込みおよび確定拠出年金制度に基づく取得申込みについては、無手数料の取扱いとなります。

スイッチングについては、後述の「(12) その他 スイッチング」をご参照下さい。

**(6) 【申込単位】**

販売会社がそれぞれ定める単位とします（申込単位は販売会社の取扱うコースによっても異なる場合があります。）。申込単位の詳細については、販売会社にお問い合わせ下さい。

「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資による取得申込みについては1口の整数倍をもって受付けます。

確定拠出年金制度に基づく取得申込みについては1円以上1円単位とします。

**(7) 【申込期間】**

平成27年2月19日から平成28年2月18日まで

平成28年2月19日以降の申込期間については、事前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

**(8) 【申込取扱場所】**

販売会社において取得申込みの取扱いを行います。

販売会社については、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**ラッセル・インベストメント株式会社**

<電話番号> 0120-055-887(フリーダイヤル)(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

<ホームページ・アドレス> <http://www.russell.com/jpin/>

**(9) 【払込期日】**

販売会社が指定する日までに申込代金(取得申込金額に申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を加算した金額。以下同じ。)を販売会社に支払うものとします。詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

**(10) 【払込取扱場所】**

取得申込みの販売会社に申込代金を支払うものとします。

詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

**(11) 【振替機関に関する事項】**

ファンドの受益権の振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

**(12) 【その他】**

申込方法

(a) 原則としていつでも取得申込を行うことができます。ただし、毎年12月25日には取得申込みおよびスイッチングの受付を行いません。各営業日 の午後3時までに販売会社が受け付けた取得申込みを当日の受付分として取扱います。この時間を過ぎて行われる取得申込みは翌営業日 の取扱いとなります。

上記の取得申込みの受付を行わない日を除きます。

(b) 受益権の取得申込者は、販売会社で取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。

(c) ファンドの取得申込みには、分配金を受け取る「分配金受取りコース」と収益分配金から税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」があります（両コース共、同様の内容の異なる名称のものを含みます。）。また、「自動けいぞく投資コース」を取扱う

販売会社が自動けいぞく投資契約 に基づく定時定額購入サービス（同様の内容の異なる名称のものを含みます。）を取扱う場合があります。なお、販売会社により、取扱いコース等が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合は当該別の名称に読み替えるものとします。

(d) 「自動けいぞく投資コース」を利用される取得申込者は、販売会社との間で、別に定める自動けいぞく投資契約を締結していただきます。

自動けいぞく投資契約に基づく定時定額購入サービスを利用される取得申込者は、販売会社との間でファンドの受益権の定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。

スイッチング

ライフポイントを構成する各ファンド間において、スイッチング（各ファンドの換金による手取り額をもって換金申込みと同時にライフポイントを構成する他のファンドの取得申込みを行うこと。以下同

じ。)を行うことができます。スイッチングにより取得申込みをする場合のファンドの発行価格は、取得申込受付日の翌営業日<sup>1</sup>の基準価額とします。ただし、販売会社によってはスイッチングのお取扱いができない場合があります。

スイッチングに際しては、申込手数料がかかりませんが、スイッチングにより換金されるファンドについては、通常の換金と同様に税金<sup>2</sup>がかかりますので、ご留意下さい。

1 前述の取得申込みの受付を行わない日を除きます。

2 税金については、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消

取引所 等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情があると委託会社が判断したときは、取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程等の規則に従って支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### <ファンドの目的>

ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

###### <信託金の限度額>

委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンド1兆円を限度として信託金を追加することができます。

なお、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

###### <基本的性格>

各ファンドが該当する一般社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は以下のとおりです。

商品分類表（各ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

##### 《商品分類の定義》

###### 追加型：

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

###### 内外：

目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

###### 資産複合：

目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表（各ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年2回  年4回  年6回(隔月)	日本  北米  欧州  アジア	ファミリー ファンド	あり (部分ヘッジ)
不動産投信	年12回(毎月)	オセアニア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資産複 合(株式・債券)(資産 配分固定型)))	日々	中南米  アフリカ  中近東(中東)		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型	その他( )	エマージング		

## 《属性区分の定義》

その他資産（投資信託証券（資産複合（株式・債券）（資産配分固定型）））：

目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。各ファンドは、投資信託証券（親投資信託）を通じて主として複数の資産（株式（大型株および中小型属性にあてはまらないすべてのものをいいます。）および公社債）に投資し、その資産配分については固定的としています。

年1回：

目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を含む）：

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド：

目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジあり（部分ヘッジ）：

目論見書または信託約款において、一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

（注1）各ファンドは投資信託証券（親投資信託）を通じて、主に株式および公社債に投資するため、「商品分類」における投資対象資産（収益の源泉）と「属性区分」における投資対象資産は異なります。

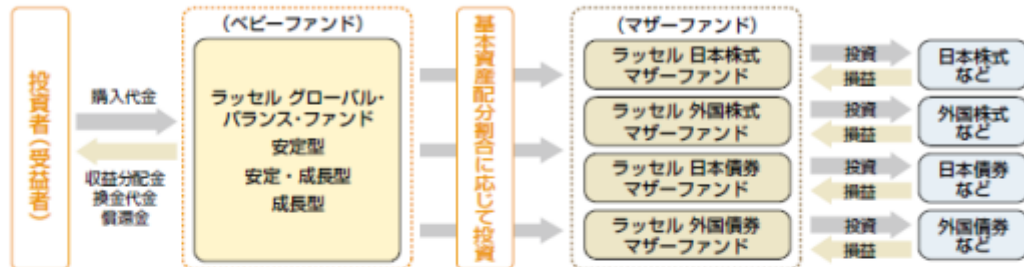
（注2）上記は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づいて記載しています。各ファンドが該当しない（網掛け表示していない）商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

## &lt;ファンドの特色&gt;

1

## 日本株式、外国株式、日本債券および外国債券（為替ヘッジあり）を実質的な主要投資対象とします。

各ファンド（安定型、安定・成長型、成長型）は、ラッセル 日本株式マザーファンド、ラッセル 外国株式マザーファンド、ラッセル 日本債券マザーファンド、ラッセル 外国債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）を主要投資対象とし、ファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資者（受益者）から投資された資金をまとめてベビーファンド（各ファンド）とし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

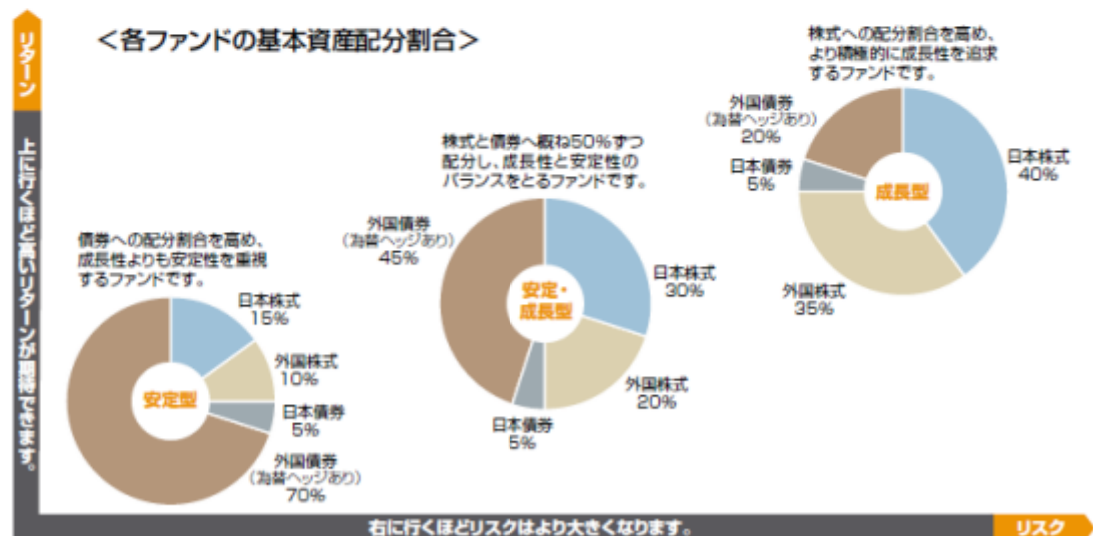


ラッセル 外国株式マザーファンドへの投資部分については原則として為替ヘッジを行いません。ラッセル 外国債券マザーファンドへの投資部分については為替ヘッジ<sup>※</sup>を各ファンドで行います。

<sup>※</sup>為替ヘッジについては、ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インクに外国為替予約取引の指図にかかる権限を委託します。

2

## 投資目的などに応じて資産配分割合の異なる3つのファンドから選択できます。



※基本資産配分割合については、年2回見直しを行う他、運用環境の見直し等の大きな変更が信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、見直しを行うことがあります。また、委託会社の裁量により当該基本資産配分割合を±10%以内の範囲で変更することがあります。

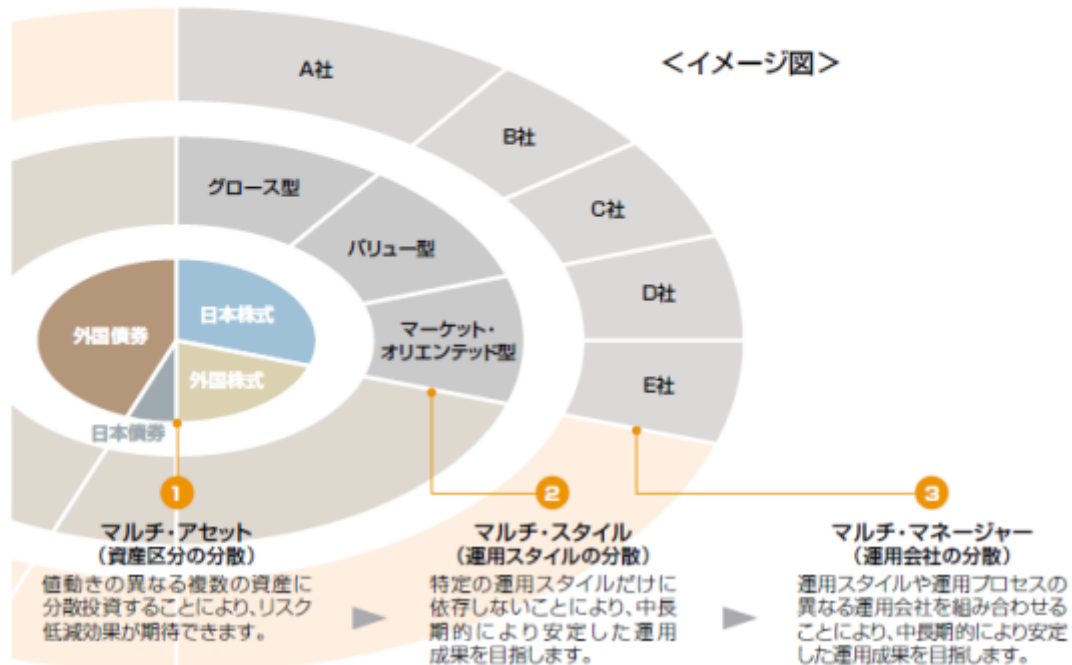
※上記の基本資産配分割合からの乖離幅は、±5%以内に収まるように管理します。また、現金等の短期金融資産を5%以内で保有することがあります。

(注) 上記の図は、各ファンドの基本資産配分割合とリスク・リターンの関係を示したイメージ図であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

## 3

## 3段階のリスク分散「マルチ・アセット、マルチ・スタイル、マルチ・マネージャー運用」

- マルチ・アセット（資産区分の分散）、マルチ・スタイル（運用スタイルの分散）、マルチ・マネージャー（運用会社の分散）という3段階のリスク分散を行い、より安定した運用成果とリスクの低減を目指します。
- 世界中から厳選した複数の運用会社を、最適と判断される目標配分割合で組み合わせます。



- 運用会社を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。

以下はマルチ・マネージャー運用の代表的な事例のイメージ図です。運用に際しては、以下の事例とは異なる運用会社や目標配分割合の変更を行うことがあります。なお、各ファンドはマザーファンドにてマルチ・マネージャー運用を行います。

## マルチ・マネージャー運用事例（イメージ図）



※「運用会社」について、運用の指図にかかる権限を委託する運用会社を「外部委託先運用会社」、外部委託先運用会社が投資助言を受ける会社を「投資助言会社」ということがあります。また、「目標配分割合」とは、マルチ・マネージャー運用において運用会社を組み合わせる際に目安とする配分割合をいいます。

※運用会社および運用スタイルについては、後述の「マザーファンドの概要」および「運用スタイルについて」をご参照ください。



●運用会社や目標配分割合の変更は、原則として事前の告知なく随時行います。

運用会社および目標配分割合に関する最新の情報は委託会社のホームページでご提供しております。なお、2015年2月18日現在の状況は以下のとおりです。

マザーファンド	基本方針	運用会社 (外部委託先運用会社/投資助言会社)	運用スタイル	目標配分割合 (マザーファンドベース)
ラッセル 日本株式 マザーファンド	日本の株式を主要 投資対象とし、TOPIX (配当込み)をベンチ マークとします。	新光投信株式会社(日本)	グロース (成長)型	20%
		カムイ・キャピタル株式会社(日本) (投資助言)(注)		7%
		JPモルガン・アセットマネジメント 株式会社(日本)	バリュー (割安)型	16%
		ラッセル・インプリメンテーション・ サービシーズ・インク(米国)		10%
		スパークス・アセット・マネジメント 株式会社(日本)(投資助言)(注)	マーケット・ オリエンテッド型	6%
		インベスコ・アセットマ・ネジメント 株式会社(日本)		6%
		ニューメリック・インベスターズ・エル・ エル・シー(米国)		35%
ラッセル 外国株式 マザーファンド	日本を除く世界先進 各国の株式を主要 投資対象とし、MSCI KOKUSAI(配当込 み)をベンチマーク とします。	マッキンリー・キャピタル・マネジメント・ エル・エル・シー(米国)	グロース (成長)型	15%
		サステナブル・グロース・アドバイザーズ・ エル・ピー(米国)		15%
		ハリス・アソシエイツ・エル・ピー(米国)	バリュー (割安)型	15%
		ニューメリック・インベスターズ・エル・ エル・シー(米国)	マーケット・ オリエンテッド型	25%
		エムエフエス・インスティテューショナル・ アドバイザーズ・インク(米国)		30%
ラッセル 日本債券 マザーファンド	日本の公社債を主要 投資対象とし、NOMU RA-BPI総合指数を ベンチマークとし ます。	DIAMアセットマネジメント株式会社 (日本)	広範囲型	50%
		株式会社りそな銀行(日本)		50%
ラッセル 外国債券 マザーファンド	日本を除く世界先進 各国の公社債を主要 投資対象とし、シティ 世界国債インデックス (除く日本、円ベース) をベンチマークとし ます。	コルチェスター・グローバル・ インベスターズ・リミテッド(英国)	マクロ・ バリュー型	30%
		ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・ エル・ピー(米国)	一般債重視型	70%

(注) 各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インクが運用の指図を行います。  
 ※運用会社の目標配分割合は各マザーファンドにおける比率で、マザーファンド毎で100%となります。したがって、各ファンド(安定型、安定・成長型、成長型)における各運用会社の実質的な目標配分割合は、各ファンドの基本資産配分割合に当該運用会社の目標配分割合を乗じたものになります。  
 ※各マザーファンドでは、マザーファンド全体の運用効率を高めること(ラッセル日本株式マザーファンドおよびラッセル外国株式マザーファンドの場合)、各外部委託先運用会社の入替え等に際しての資産の移転管理および一時的な運用、委託会社が必要と判断した場合におけるマザーファンドの一部についての運用(他の運用会社からの投資助言等に基づく運用を含みます。)等を行うため、「ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インク(米国)」を採用しています。

### <運用スタイルについて>

運用スタイルは、投資対象のどのような面に焦点をあて銘柄選択を行うか、付加価値を生み出すためにどのような要因に着目するかなどによって分類されます。株式を主要投資対象とするファンドの場合、以下の運用スタイルなどがあります。

**グロース（成長）型：**特に企業の成長性に着目し、利益等の成長性が市場平均よりも高いと考える株式（グロース株）を主な投資対象とする運用スタイルをいいます。

**バリュー（割安）型：**特に株価水準に着目し、企業の資産価値などから判断して株価が過小評価されていると考える株式（バリュー株）を主な投資対象とする運用スタイルをいいます。

**マーケット・オリエンテッド型：**「グロース（成長）型」や「バリュー（割安）型」のように、特定の傾向をもつ株式のみに焦点を当てるのではなく、幅広い株式を投資対象とします。

債券では、国債や社債など投資の対象となる債券の発行主体の種類、デュレーション（金利感応度）やイールドカーブ（利回り曲線）など超過収益の源泉といった複数の要因の組合せによって運用スタイルの分類が行われるのが一般的です。債券を主要投資対象とするファンドの場合、以下の運用スタイルなどがあります。

**広 範 囲 型：**金利戦略とクレジット/セクター戦略（クレジットに特化した運用を行い債券種別選択と銘柄選択から超過収益を求める運用手法です。）の両戦略を用いる運用スタイルです。

**マクロ・バリュー型：**各国の経済情勢や財政の健全性等のマクロ分析を通じて、相対的に高いリターンが見込める割安感の強い国の債券および通貨を発掘する運用スタイルです。

**一 般 債 重 視 型：**国債や一般債等の多様な収益の源泉に幅広く投資を行う運用スタイルです。

### ベンチマークについて

TOPIX（配当込み）は東京証券取引所第一部に上場されているすべての銘柄の時価総額を指数化したものに、現金配当による権利落ちの修正を加えたものです。TOPIXは、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありませんが、株式会社東京証券取引所はその確実性および完結性に責任を負うものではありません。

MSCI KOKUSAIインデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的、一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。またこれらの情報は信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

NOMURA-BPI総合指数は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPIは、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

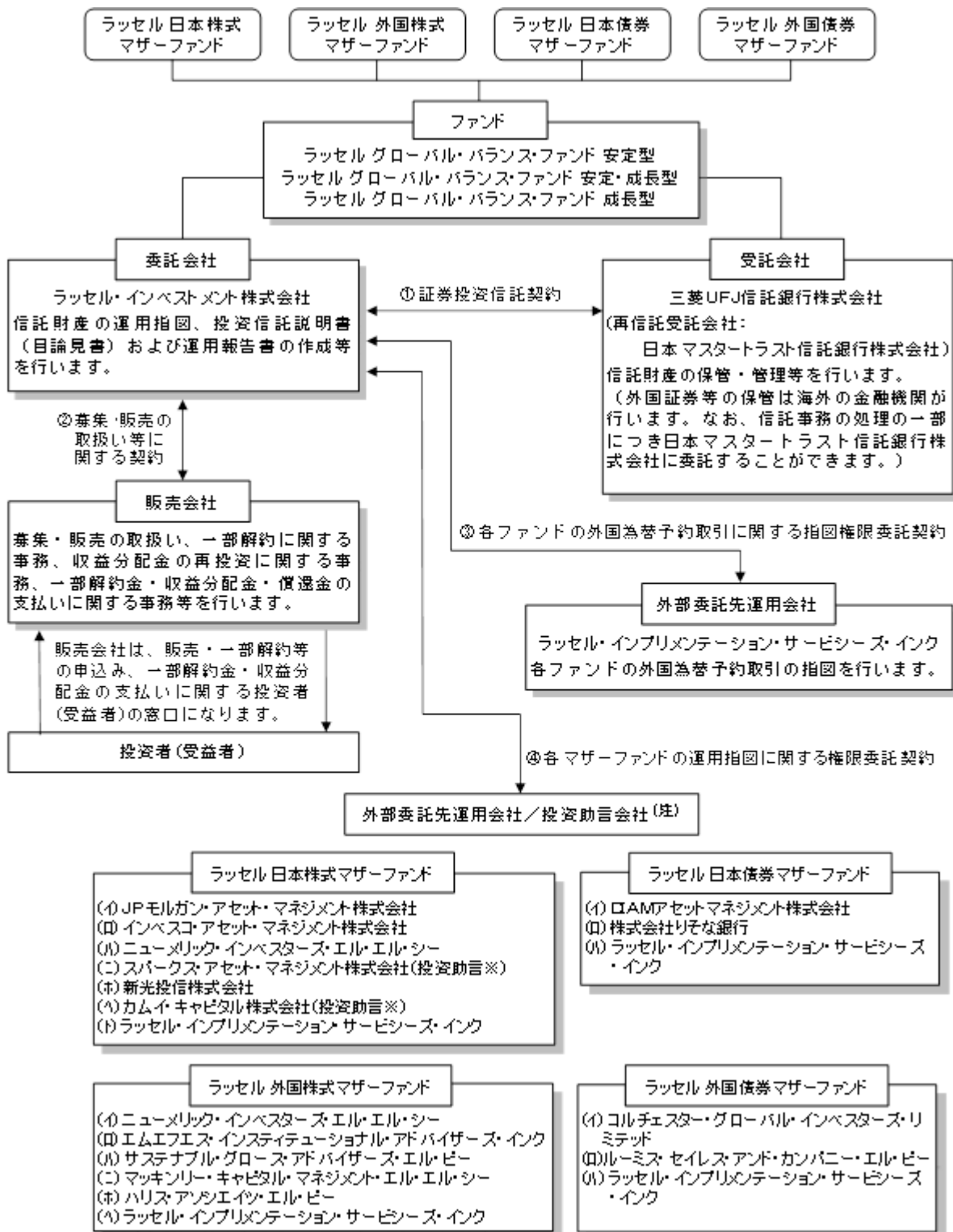
資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

## (2)【ファンドの沿革】

平成18年4月28日 信託契約の締結、ファンドの設定日（運用開始日）

## (3)【ファンドの仕組み】

<ファンドの関係法人および運営上の役割>



各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インプリメンテーション・サービスズ・インクが運用の指図を行います。

（注）上図は、平成27年2月18日現在のものです。上記の運用会社は事前の告知なく随時変更され、平成27年2月18日現在のものと異なることがあります。

#### < 契約の概要 >

##### 証券投資信託契約

委託会社と受託会社の間で締結され、証券投資信託の運営に関する事項（運用の基本方針、投資対象、投資制限、委託会社、受託会社および受益者の権利義務関係等）を定めた契約です。

##### 募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社の間で締結され、募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等に係る包括的な規則を定めた契約です。

各ファンドの外国為替予約取引に関する指図権限委託契約

委託会社と外部委託先運用会社との間で締結され、ラッセル 外国債券マザーファンドを通じて投資する外国債券の外国為替予約取引に係る指図権限の委託に関する業務の内容を定めた契約です。

各マザーファンドの運用指図に関する権限委託契約

委託会社と各外部委託先運用会社との間で締結され、各マザーファンドの運用指図権限の委託に関する業務の内容を定めた契約です。なお、外部委託先運用会社によって、運用指図権限を委託する内容等は異なります。

（参考：マザーファンドの運用における投資助言契約）

外部委託先運用会社と投資助言会社との間で締結され、外部委託先運用会社がマザーファンドの運用指図を行う際の投資助言の内容を定めた契約です。なお、投資助言会社によって、投資助言を受ける内容等は異なります。

#### < 委託会社の概況 >

資本金 1,609.5百万円（平成26年12月末現在）

##### 沿革

平成11年 3月 9日	フランク・ラッセル投信株式会社設立
平成11年 3月25日	「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に基づく証券投資信託委託業の認可取得
平成11年11月15日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業者の登録
平成12年 1月27日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約に係る業務の認可取得
平成14年 7月18日	「フランク・ラッセル株式会社」に商号変更
平成18年 2月16日	「ラッセル・インベストメント証券投信投資顧問株式会社」に商号変更
平成18年 3月 1日	ラッセル・インベストメント証券株式会社と合併
平成19年12月21日	「ラッセル・インベストメント株式会社」に商号変更

##### 大株主の状況

（平成26年12月末現在）

株主名	住所	所有株式数	持株比率
ラッセル・インベストメント・グループ株式会社	東京都港区赤坂七丁目3番37号 プラス・カナダ	34,090株	100%

（参考）

##### ラッセル・インベストメント株式会社の概要

ラッセル・インベストメント株式会社は、ラッセル・インベストメントグループ（以下「ラッセル」ということがあります。）の日本拠点です。グローバルな事業展開により培ったノウハウをファンド運用に活かして、長期的に安定した収益を生み出すファンドを投資者の皆様を提供することを目指しており、これまで世界各国で提供してきた“マルチ・マネージャー・ファンド”を日本で初めて設定・運用管理し、提供しております。

##### ラッセル・インベストメントグループの概要

ラッセル・インベストメントグループは、年金、金融機関および個人など様々な投資者の皆様を対象に、グローバルに総合的な資産運用ソリューションを提供しています。グローバルに行う運用会社調査をもとに、資産運用、オルタナティブ投資、確定拠出年金サービス、資産運用コンサルティング、売買執行管理、株式インデックスの開発など幅広く業務を行っており、当グループの運用資産総額（オーバーレイ運用を含みます。）は平成26年9月末現在で約30兆円となっています。当グループの創立は1936年。米国ワシントン州シアトルを本拠地とします。

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 基本方針

ファンドは信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

#### 運用方法

##### (a) 投資対象

ラッセル 日本株式マザーファンド、ラッセル 外国株式マザーファンド、ラッセル 日本債券マザーファンド、ラッセル 外国債券マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」ということがあります）

ます。)の受益証券を主要投資対象とします。なお、株式、公社債等の有価証券または金融商品に直接投資を行う場合があります。

#### (b) 投資態度

1. マザーファンド受益証券への投資を通して、国内株式、外国株式、日本債券、外国債券に分散投資を行うことにより、リスクを軽減しつつ信託財産の長期的成長を目指します。
2. 各ファンドの純資産総額に対しての基本資産配分割合は次のとおりとします。

資産区分	日本株式	外国株式	日本債券	外国債券 (為替ヘッジあり)
マザーファンド	ラッセル 日本株式 マザーファンド	ラッセル 外国株式 マザーファンド	ラッセル 日本債券 マザーファンド	ラッセル 外国債券 マザーファンド
安定型	15%	10%	5%	70%
安定・成長型	30%	20%	5%	45%
成長型	40%	35%	5%	20%

市場環境等の変化により信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、委託会社の裁量により当該基本資産配分割合を±10%以内の範囲で変更することがあります。基本資産配分割合については、年2回見直しを行う他、運用環境の見通し等の大きな変更が信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、見直しを行うことがあります。

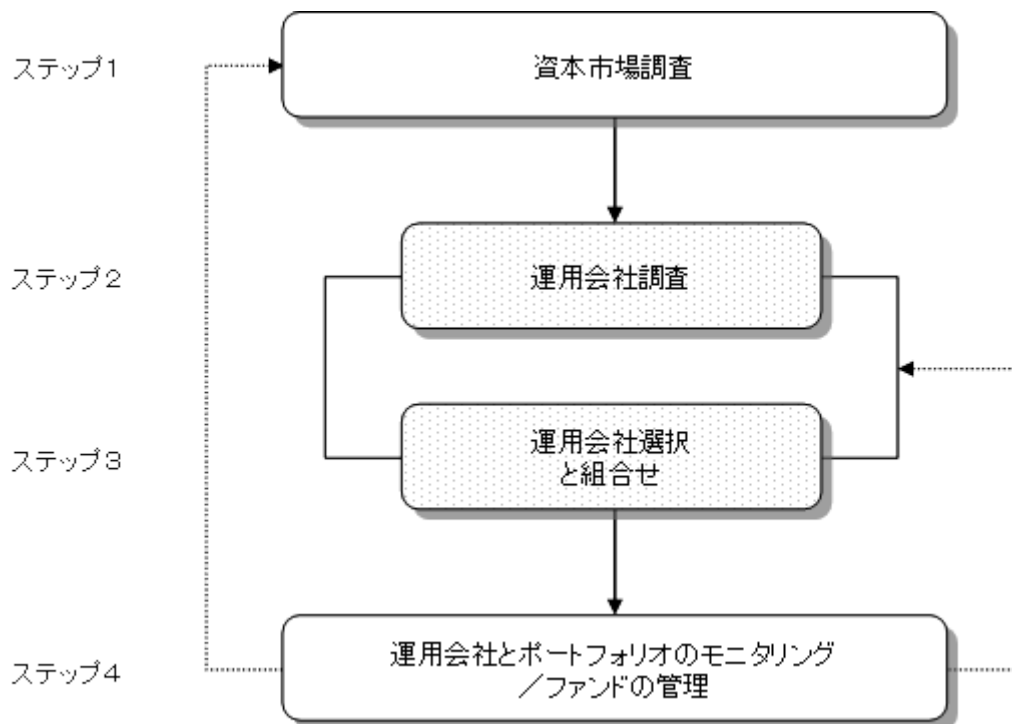
3. 上記の基本資産配分割合からの乖離幅は、±5%以内に収まるように管理します。また、現金等の短期金融資産を5%以内で保有することがあります。
4. ラッセル 日本株式マザーファンドは、国内の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とします。  
金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。
5. ラッセル 外国株式マザーファンドは、日本を除く世界先進各国の市場において取引されている株式を主要投資対象とします。
6. ラッセル 日本債券マザーファンドは、日本の市場において取引されている公社債を主要投資対象とします。
7. ラッセル 外国債券マザーファンドは、日本を除く世界先進各国の市場において取引されている公社債を主要投資対象とします。（当該マザーファンドを通じて投資する外国債券に係る部分については、為替ヘッジを行うことを基本とします。）  
為替ヘッジについては、ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インクに外国為替予約取引の指図に係る権限を委託します。
8. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。
9. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。

ファンドはベンチマークを設けておりません。

#### (c) 運用プロセス

ライフポイントの運用プロセスは以下の2段階に大別されます。

1. マルチ・アセット（資産区分の分散）  
各ファンドにおける純資産総額に対する基本資産配分割合は、ラッセルが資産区分毎に独自に設定する数値（期待リターン、リスク、相関係数）を用いた最適化計算の結果に、定性判断を加えることにより決定されます。数値は年2回見直しを行い、その結果を受けて投資方針に定める範囲内で基本資産配分割合を変更することがあります。また、運用環境の見通し等の大きな変更が信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、見直しを行うことがあります。
2. マルチ・スタイル（運用スタイルの分散）およびマルチ・マネージャー（運用会社の分散）  
各マザーファンドにおける「マルチ・スタイル、マルチ・マネージャー運用」は、以下のプロセスに基づき運用されます。



#### ステップ1： 資本市場調査

資産区分毎に超過収益獲得の可能性が高いと判断される運用戦略とそうでない運用戦略を峻別するなど、各市場の特性を把握することによってファンドの基本設計を行います。

#### ステップ2： 運用会社調査

アメリカやヨーロッパなど世界各国の運用会社を定性・定量両面から綿密に調査・分析し、4段階の評価を行うことによって良好なパフォーマンスが期待できる優れた運用会社を厳選します。

#### ステップ3： 運用会社選択と組合せ

ステップ2の運用会社調査において厳選された優れた運用会社の中から、最適と判断される運用会社の組合せと各運用会社への目標配分割合を見つけ出すために様々なシミュレーション等を実施することにより、ファンドで採用する運用会社とその目標配分割合を決定します。なお、ファンド全体としてより適切なポートフォリオを構築すること、ファンドの運用または執行をより効率的に行うこと等を目的として、ラッセル・インベストメントグループに属する運用会社にファンドの運用を委託することがあります。

#### ステップ4： 運用会社とポートフォリオのモニタリングおよびファンドの管理

運用会社とそのポートフォリオを継続的にモニタリングします。そして運用会社の運用能力に変化が生じた場合など、必要に応じてファンドで採用している運用会社の変更や追加等を行うことによりファンドの管理を行います。

## (2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類（各ファンド共通）

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a)次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- 1．有価証券
- 2．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第27条ないし第29条に定めるものに限りません。）
- 3．金銭債権
- 4．約束手形
- 5．匿名組合出資持分（1．に該当するものを除きます。）

(b)次に掲げる特定資産以外の資産

- 1．為替手形

有価証券の指図範囲（各ファンド共通）

委託会社（運用の指図にかかる権限の委託を受けた者を含みます。以下、において同じ。）は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券に投資するほか、以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証券
  2. 国債証券
  3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  10. コマーシャル・ペーパー
  11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
  17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書ならびに12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに14.の証券のうち投資法人債券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲（各ファンド共通）

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記 の規定にかかわらず、各ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。（各ファンド共通）

### (3)【運用体制】

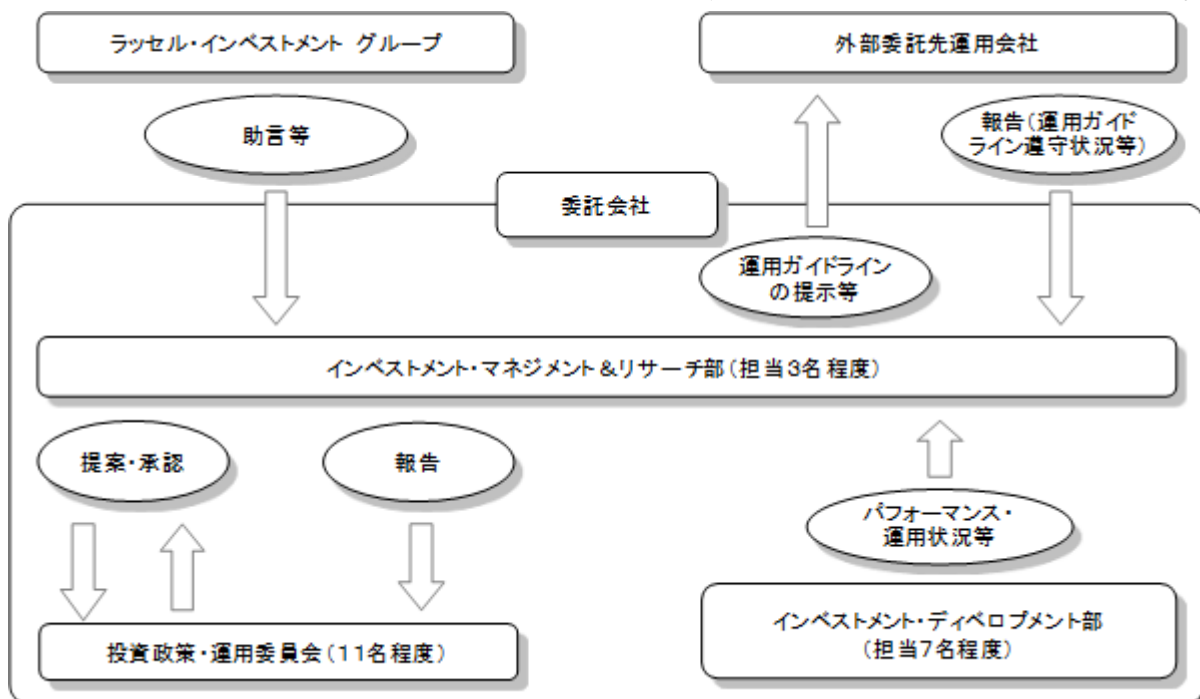
委託会社では、インベストメント・マネジメント&リサーチ部が所管する、I M & R T o k y o ポリシー&プロシージャー（社内規程）に基づき、当ファンドの運用体制を構築しています。

- ・委託会社の投資意思決定は、各ファンドの基本資産配分割合の設定・変更および各マザーファンドで採用する外部委託先運用会社の採用・変更、目標配分割合の設定・変更、運用ガイドラインの作成・変更が中心となります。

- ・インベストメント・マネジメント&リサーチ部は、各ファンドの基本資産配分割合の設定・変更などに関して投資政策・運用委員会に提案し、その承認を得ます。基本資産配分割合は、ラッセルが資産区分毎に独自に設定する数値(期待リターン、リスク、相関係数)を用いた最適化計算の結果に定性判断を加えることにより決定されます。
- ・インベストメント・マネジメント&リサーチ部は、委託会社が属するラッセル・インベストメントグループからの助言等に基づき、各マザーファンドの外部委託先運用会社の採用・変更や目標配分割合の設定・変更等に関して投資政策・運用委員会に提案し、その承認を得ます。ただし、目標配分割合の変更に関しては、ラッセル・インベストメントグループに一定の基準に基づき委託がなされており、投資政策・運用委員会はそのモニタリングを行います。
- ・インベストメント・ディベロプメント部は、各ファンドおよび外部委託先運用会社のパフォーマンス・運用状況等の報告をインベストメント・マネジメント&リサーチ部に行います。

(投資政策・運用委員会)

- ・投資政策・運用委員会は代表取締役社長兼CEO、インベストメント・マネジメント&リサーチ部長およびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する6名の委員と、議決権を有しない準委員で構成されています。
- ・投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、外部委託先運用会社のガイドライン遵守状況等のモニタリングについて、報告およびその検証を行っています。



また、委託会社では、以下のようにファンド(マザーファンドを含みます。)の関係法人(販売会社を除く)に対する管理を行います。

- ・外部委託先運用会社  
委託会社は、運用に関わるリスク管理を重視した運用体制を構築しており、後述の「3 投資リスク(2) 投資リスクに対する管理体制」に記載の外部委託先運用会社に対する管理体制を構築しています。
- ・受託会社  
オペレーション部(担当5名程度)が、内部統制等についての外部監査報告書を毎年受領し、受託会社の内部統制の状況を確認するほか、信託財産管理に係わるサービスの正確性・迅速性・システム対応力を随時検証し、必要と判断した場合には受託会社に個別説明等を求めることとしております。

上記の体制等は平成26年12月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(4)【分配方針】

年1回の決算時(毎年11月18日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います(各ファンド共通)。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益(評価益を含みません。)等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。



3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

「自動けいぞく投資コース」を選択した場合、収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

#### (5)【投資制限】

##### 信託約款による投資制限

- (a) 各ファンドの株式への実質投資割合は以下のとおりです。
- 「安定型」：信託財産の純資産総額の45%以内とします。
  - 「安定・成長型」：信託財産の純資産総額の70%以内とします。
  - 「成長型」：信託財産の純資産総額の95%以内とします。
- 「実質投資割合」とは、ファンドの信託財産の純資産総額に対する、ファンドの信託財産に属する資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合をいいます。以下同じ。
- (b) 各マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。(各ファンド共通)
- (c) 各ファンドの外貨建資産への実質投資割合は以下のとおりです。
- 「安定型」：制限を設けません。
  - 「安定・成長型」：信託財産の純資産総額の85%以内とします。
  - 「成長型」：信託財産の純資産総額の75%以内とします。
- (d) 委託会社は、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託者が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (e) 投資する株式等の範囲(各ファンド共通)
1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場で取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
  2. 前記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- (f) 信用取引の指図範囲(各ファンド共通)
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
  2. 前記1.の信用取引の指図における当該売付に係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  3. 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- (g) 先物取引等の運用指図・目的・範囲(各ファンド共通)
1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
  2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
  4. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため(ヘッジ目的に限定されません。)、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号(ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。)に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。
- (h) スワップ取引の運用指図・目的・範囲(各ファンド共通)
1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
  2. スワップ取引の契約期限は、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
  4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、信託財産において担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (i) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図(各ファンド共通)
1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
  2. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引は、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  3. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
  4. 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、信託財産において担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (j) 有価証券の貸付の指図および範囲(各ファンド共通)
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
    - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
    - ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
  2. 前記1.に定める各限度額を超えることになった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- (k) 公社債の空売りの指図範囲(各ファンド共通)
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
  2. 前記1.の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- (l) 公社債の借入れ(各ファンド共通)
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
  2. 前記1.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
  4. 前記1.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
- (m) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（各ファンド共通）
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- (n) 外国為替予約取引の指図および範囲（各ファンド共通）
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
  2. 前記1.の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図は、この限りではありません。
  3. 前記2.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図を行うものとします。
- (o) 資金の借入れ（各ファンド共通）
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  2. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
  3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
  4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 法令上の投資制限

各ファンドに適用される投信法等関連法令上の投資制限は以下のとおりです。

- (a) デリバティブ取引に係る制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証券に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

- (b) 同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条、同法施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

#### （参考）マザーファンドの投資方針

##### （1）マザーファンドの投資態度

<ラッセル 日本株式マザーファンド>

1. わが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的成長を目指します。
2. 株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

3. TOPIX（配当込み）をベンチマークとします。
4. 外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行うことがあります。
5. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。

#### <ラッセル 外国株式マザーファンド>

1. 日本を除く世界先進各国の市場において取引されている株式を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的成長を目指します。
2. MSCI KOKUSAI（配当込み）をベンチマークとします。
3. 外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行うことがあります。
4. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。

#### <ラッセル 日本債券マザーファンド>

1. 日本の市場において取引されている公社債を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的成長を目指します。
2. NOMURA - BPI 総合指数をベンチマークとします。
3. 外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行うことがあります。
4. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。

#### <ラッセル 外国債券マザーファンド>

1. 日本を除く世界先進各国の市場において取引されている公社債を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的成長を目指します。
2. シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとします。
3. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
4. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。

## (2)マザーファンドの投資対象

投資の対象とする資産の種類（各マザーファンド共通）

各マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

### (a)次に掲げる特定資産

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第16条ないし第18条に定めるものに限りません。）
3. 金銭債権
4. 約束手形
5. 匿名組合出資持分（1.に該当するものを除きます。）

### (b)次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

### (a)有価証券の指図範囲（ラッセル 日本株式マザーファンド）

委託会社（運用の指図にかかる権限の委託を受けた者を含みます。以下「委託者」といいます。）は、信託金を、主として以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券

3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書ならびに12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに14.の証券のうち投資法人債券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

(b)有価証券の指図範囲（ラッセル 外国株式マザーファンド、ラッセル日本債券マザーファンドおよびラッセル 外国債券マザーファンド）

委託会社（運用の指図にかかる権限の委託を受けた者を含みます。以下、において同じ。）は、信託金を、主として以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書ならびに12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに14.の証券のうち投資法人債券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲（各マザーファンド共通）

委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記の規定にかかわらず、各マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。（各マザーファンド共通）

#### (3)マザーファンドの投資制限

各マザーファンドにおける株式等への投資割合は以下のとおりです。

1. ラッセル 日本株式マザーファンドおよびラッセル 外国株式マザーファンド：株式への投資割合には制限を設けません。
2. ラッセル 日本債券マザーファンドおよびラッセル 外国債券マザーファンド：
  - (a) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の30%以内とします。
  - (b) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。（各マザーファンド共通）

#### （ラッセル 日本株式マザーファンド）

委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託者が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（ラッセル 外国株式マザーファンド、ラッセル日本債券マザーファンドおよびラッセル 外国債券マザーファンド）

委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託者が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

投資する株式等の範囲（各マザーファンド共通）

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場で取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
2. 前記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲（各マザーファンド共通）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
2. 前記1.の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
3. 信託財産の一部解約等により、前項の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲（各マザーファンド共通）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
4. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲（各マザーファンド共通）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の契約期限は、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、信託財産において担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(a)金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（ラッセル 日本株式マザーファンド、ラッセル 外国株式マザーファンドおよびラッセル 日本債券マザーファンド）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

2. 金利先渡取引および為替先渡取引は、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
  4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、信託財産において担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (b) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図（ラッセル 外国債券マザーファンド）
1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
  2. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引は、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  3. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
  4. 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、信託財産において担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲（各マザーファンド共通）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前記1.に定める各限度額を超えることになった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図範囲（各マザーファンド共通）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前記1.の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ（各マザーファンド共通）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 前記1.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 前記1.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

外貨建資産への投資制限

各マザーファンドにおける外貨建資産への投資制限は以下のとおりです。

1. ラッセル 日本株式マザーファンドにおいては、外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。
2. ラッセル 日本債券マザーファンドにおいては、外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
3. ラッセル 外国株式マザーファンドおよびラッセル 外国債券マザーファンドにおいては、外貨建資産への投資割合について制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（各マザーファンド共通）



外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図および範囲（各マザーファンド共通）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
2. 前記1.の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図は、この限りではありません。
3. 前記2.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図を行うものとします。

(4) マザーファンドにおける法令上の投資制限

マザーファンドに適用される法令上の投資制限は、前述の「2 投資方針 (5) 投資制限 法令上の投資制限」において、各ファンドについて掲げたものと同じです。

(5) マザーファンドで採用している運用会社（外部委託先運用会社 / 投資助言会社）

平成27年2月18日現在、各マザーファンドで採用している運用会社は以下のとおりです。

<ラッセル 日本株式マザーファンド>

(イ) 商号：JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社《日本》

委託内容：バリュウ（割安）型株式に重点をおいた運用

(ロ) 商号：インベスコ・アセット・マネジメント株式会社《日本》

委託内容：マーケット・オリエンテッド型の運用

(ハ) 商号：ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー《米国》

委託内容：マーケット・オリエンテッド型の運用

(二) 商号：スパークス・アセット・マネジメント株式会社《日本》 [投資助言]

投資助言内容：マーケット・オリエンテッド型の運用

スパークス・アセット・マネジメント株式会社の投資助言に基づき、ラッセル・インプリメンテーション・サービシズ・インクが運用の指図を行います。

(ホ) 商号：新光投信株式会社《日本》

委託内容：グロース（成長）型株式に重点をおいた運用

(ヘ) 商号：カムイ・キャピタル株式会社《日本》 [投資助言]

投資助言内容：グロース（成長）型株式に重点をおいた運用

カムイ・キャピタル株式会社の投資助言に基づき、ラッセル・インプリメンテーション・サービシズ・インクが運用の指図を行います。

(ト) 商号：ラッセル・インプリメンテーション・サービシズ・インク《米国》

委託内容：

- 1) キャッシュ・エクイタイゼーション（流動資金の株式化） 即ち、運用資産の内、流動資金を株式先物インデックスで運用することにより、ファンドを株式に対してフル・エクスポージャーにし、運用効率を高める。
- 2) 他の外部委託先運用会社の運用を補完して信託財産全体に係る適切なポートフォリオを実現することを目的とした、他の外部委託先運用会社の運用に係る部分以外の信託財産の一部についての運用。
- 3) 他の外部委託先運用会社の変更に際しての、必要に応じた資産の移転管理および一時的な運用。（トランジション・マネジメント<sup>(注)</sup>）
- 4) 委託会社が必要と判断した場合における、信託財産の一部についての運用（他の外部委託先運用会社からの投資助言等に基づく運用を含む。）。

(注) マザーファンドで行うマルチ・マネージャー運用では、委託会社は運用会社のパフォーマンス・運用状況等を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。その際、運用の効率化を図りながらポートフォリオの組替え等を行います（ファンド設定後に当初ポートフォリオを構築することを含め、以下「トランジション・マネジメント」といいます。）。トランジション・マネジメントを行う場合には、比較的短期の間に通常よりも多くの有価証券等の取引が行われます。この間の意図せざる市場エクスポージャーや市場リスク、機会損失を最小限に抑えるため、委託会社は運用の指図に関する権限の一部を「ラッセル・インプリメンテーショ

ン・サービシーズ・インク」に委託します。なお、「ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インク」は、トランジション時の市場エクスポージャーとリスクを管理するためのトレーディング戦略の策定とその実施に特化したブローカー業務も行っており、多くの場合、「ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インク」は自社の当該部門をトランジション・マネジメントに係る有価証券等の取引のブローカーとして利用します。「ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インク」はラッセル・インベストメントグループの各社が世界各国で設定・運用する他のファンドだけでなく同グループ外の顧客に対しても同様のサービスを提供しています。トレーディング戦略の策定とその実施の対価として同社に支払われる売買委託手数料の総額は、運用報告書の「利害関係人との取引状況等」において「ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インク」を利害関係人に準ずるものとみなして開示されます。以下同じ。

#### <ラッセル 外国株式マザーファンド>

- (イ) 商号：ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー《米国》  
委託内容：外国株式を対象としたマーケット・オリエンテッド型の運用
- (ロ) 商号：エムエフエス・インスティテューショナル・アドバイザーズ・インク《米国》  
委託内容：外国株式を対象としたマーケット・オリエンテッド型の運用
- (ハ) 商号：サステナブル・グロース・アドバイザーズ・エル・ピー《米国》  
委託内容：外国株式を対象としたグロース（成長）型の運用
- (ニ) 商号：マッキンリー・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー《米国》  
委託内容：外国株式を対象としたグロース（成長）型の運用
- (ホ) 商号：ハリス・アソシエイツ・エル・ピー《米国》  
委託内容：外国株式を対象としたバリュー（割安）型の運用
- (ヘ) 商号：ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インク《米国》  
委託内容：前述の「ラッセル 日本株式マザーファンド」と同じ。

#### <ラッセル 日本債券マザーファンド>

- (イ) 商号：D I A Mアセットマネジメント株式会社《日本》  
委託内容：国債・事業債および金融債を中心とする債券運用
- (ロ) 商号：株式会社りそな銀行《日本》  
委託内容：国債・事業債および金融債を中心とする債券運用
- (ハ) 商号：ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インク 米国  
委託内容：
  - 1) 他の外部委託先運用会社の運用を補完して信託財産全体に係る適切なポートフォリオを実現することを目的とした、他の外部委託先運用会社の運用に係る部分以外の信託財産の一部についての運用。
  - 2) 他の外部委託先運用会社の変更に際しての、必要に応じた資産の移転管理および一時的な運用。（トランジション・マネジメント）
  - 3) 委託会社が必要と判断した場合における、信託財産の一部についての運用（他の外部委託先運用会社からの投資助言等に基づく運用を含む。）。

#### <ラッセル 外国債券マザーファンド>

- (イ) 商号：コルチェスター・グローバル・インベスターズ・リミテッド《英国》  
委託内容：格付けの高い国の国債（またはこれに準ずる債券）への投資を中心とした運用
- (ロ) 商号：ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピー《米国》  
委託内容：国債と共に一般債にも重点をおいた債券運用
- (ハ) 商号：ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インク《米国》  
委託内容：前述の「ラッセル 日本債券マザーファンド」と同じ。

各マザーファンドでは「マルチ・マネージャー運用」を行います。「マルチ・マネージャー運用」では、運用会社のパフォーマンス・運用状況等を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。なお、運用会社や目標配分割合の変更は、原則として事前の告知なく随時行います。

各マザーファンドで採用する運用会社に関する最新の情報については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページでも情報提供を行っております。

**ラッセル・インベストメント株式会社**

<電話番号> 0120-055-887(フリーダイヤル)

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

<ホームページ・アドレス> <http://www.russell.com/jpin/>

### 3【投資リスク】

#### (1) リスク要因

取得申込みに際しては、ファンドのリスクおよび留意点を十分ご理解のうえご検討いただきますよう、お願いいたします。

ファンドの基準価額は、実質的に投資を行っている有価証券等の値動きや為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、金融商品取引業者(従来の証券会社)以外でご購入いただいた場合、投資者保護基金の対象とはなりません。

ファンドの主なリスクとしては、以下のようなものがあげられます。

#### 基準価額の変動リスク

##### (a) 株価変動リスク

株価は国内外の景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受けます。一般に、株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

##### (b) 株式の発行会社の信用リスク

株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

##### (c) 金利変動リスク

債券は、金利の変動により価格が変動します。一般に金利が上昇した場合、債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

##### (d) 債券の発行体の信用リスク

債券の発行体が経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)場合、もしくは債務不履行に陥ると予想される場合、債券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

##### (e) 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

ファンドでは、ラッセル 外国債券マザーファンドを通じて投資する外国債券に係る部分について、為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。為替ヘッジを行う際、円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストが発生します。

##### (f) カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、ファンドの基準価額が下落する要因になり、また投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

##### (g) 流動性リスク

ファンドで短期間に相当金額の換金申込みがあった場合、組入れている株式や債券を売却することで換金代金の手当てを行います。組入れている株式や債券の市場における流動性が低いときには、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

上記はファンドの基準価額に影響を及ぼす主なリスクであり、リスクは上記に限定されるものではありません。

#### その他の留意点

(a) ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

(b) ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

- (c) 市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。
- (d) 取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情があると委託会社が判断したときは、取得申込み、換金申込みの各受付を中止することおよび既に受付けた取得申込み、換金申込みの各受付を取り消す場合があります。
- (e) 法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性もあります。
- (f) 分配金に関する留意点  
分配金は、預貯金の利息と異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額が下落します。  
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。  
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

## (2)投資リスクに対する管理体制

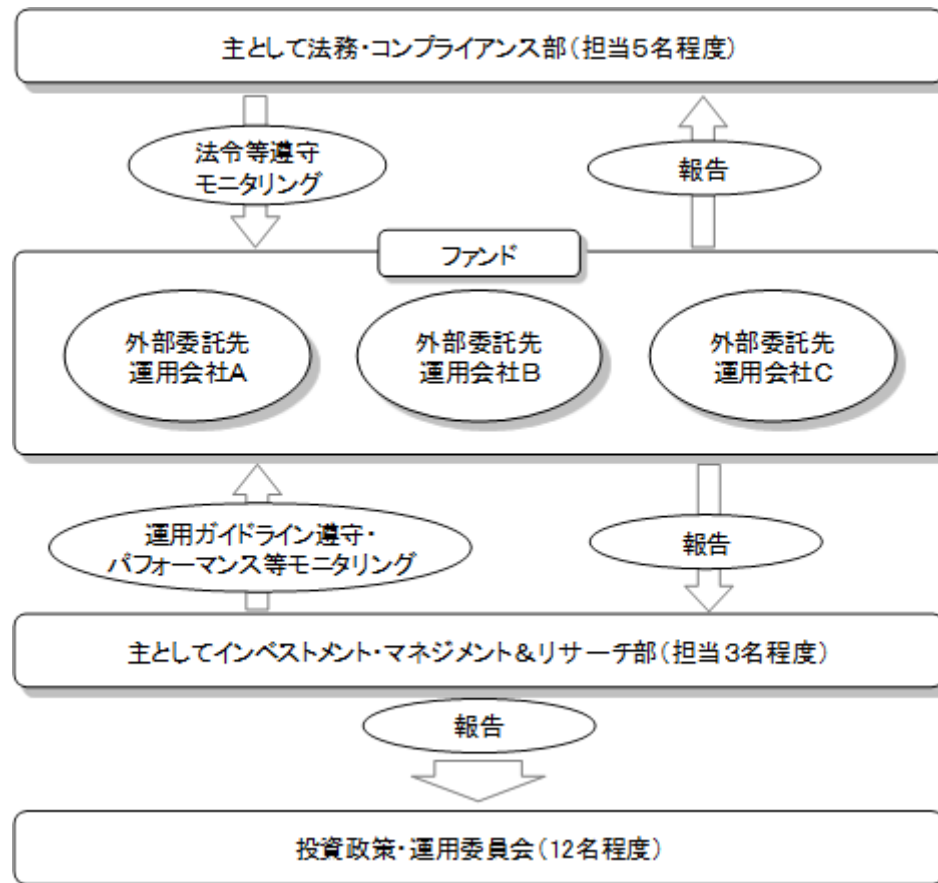
運用に関わるリスクの管理は、外部委託先運用会社の管理、ファンド全体の管理の2段階にわたって行われます。

### 外部委託先運用会社の管理

- ・外部委託先運用会社については、インベストメント・マネジメント&リサーチ部が所管する、I M & R T o k y o ポリシー&プロシージャー(社内規程)に基づき、管理しています。
- ・委託会社は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て、外部委託先運用会社の運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。運用ガイドラインは外部委託先運用会社に対する運用の詳細を定めたもので、ベンチマークや目標リターン、運用スタイルといった運用の性格を記述するとともに、業種別のベンチマーク比乖離の上限、投資可能証券の範囲等を定めています。
- ・外部委託先運用会社は運用ガイドラインに違反した場合には直ちに当社グループに報告する義務があります。また、定期的に各外部委託先運用会社から違反がなかった旨の確認をとっており、その結果がインベストメント・マネジメント&リサーチ部から、投資政策・運用委員会に報告されます。
- ・外部委託先運用会社が投資助言会社の投資助言に基づいて運用の指図を行う場合は、当該投資助言会社に対しても、必要な管理(売買執行にかかるモニタリング等を除きます。)を行います。
- ・グループ会社に対しても、必要な監督を行っています。

### ファンド全体の管理

ファンド全体での管理は、法務・コンプライアンス部が法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを通じて行っています。また、同部は定期的に外部委託先運用会社から法令遵守状況の確認をとっています。



上記の体制等は平成26年12月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

## 参考情報

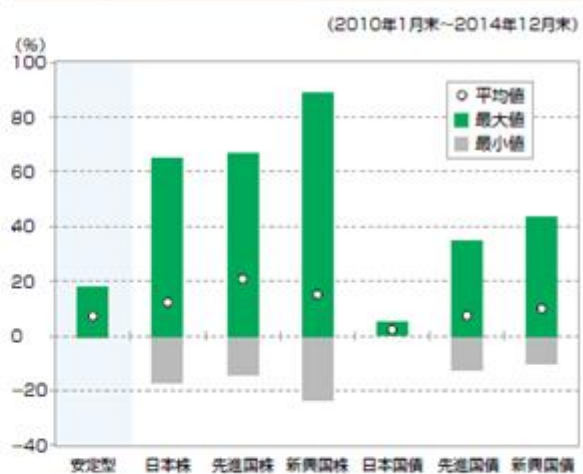
左下のグラフは、2010年1月末から2014年12月末までの5年間ににおける各ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移を示したものです。また、右下のグラフは、同期間における各ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の平均値・最大値・最小値を示したものです。

### 《安定型》

#### 年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



#### 代表的な資産クラスとの騰落率の比較



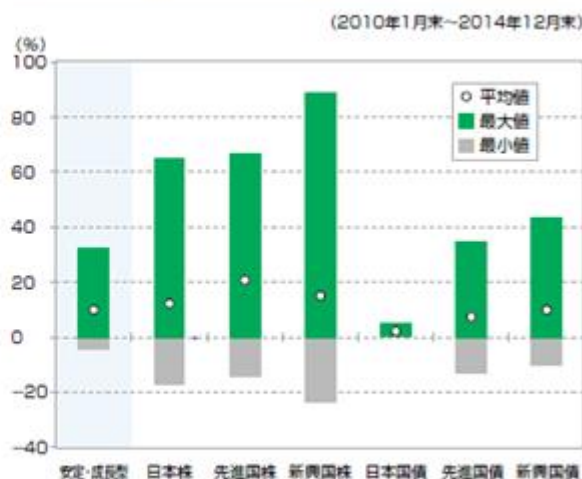
(単位:%)	安定型	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	7.3	12.3	20.8	15.1	2.3	7.5	10.0
最大値	18.0	65.0	66.5	88.5	4.5	34.9	43.7
最小値	-0.5	-17.0	-14.3	-23.3	0.4	-12.7	-10.1

## 《安定・成長型》

### 年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



### 代表的な資産クラスとの騰落率の比較



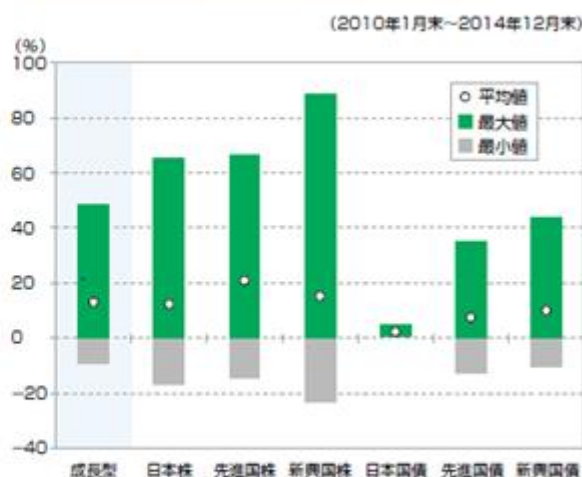
(単位:%)	安定・成長型	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	10.0	12.3	20.8	15.1	2.3	7.5	10.0
最大値	32.5	65.0	66.5	88.5	4.5	34.9	43.7
最小値	-4.3	-17.0	-14.3	-23.3	0.4	-12.7	-10.1

## 《成長型》

### 年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



### 代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(単位:%)	成長型	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	13.0	12.3	20.8	15.1	2.3	7.5	10.0
最大値	48.4	65.0	66.5	88.5	4.5	34.9	43.7
最小値	-9.4	-17.0	-14.3	-23.3	0.4	-12.7	-10.1

※各ファンドの分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、実際の基準価額とは異なります。なお、各ファンドは分配実績がないため、分配金再投資基準価額は基準価額と同じになります。

※各ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づいて計算しています。

※左グラフにおける年間騰落率は、同期間での各月末における直近1年間の騰落率で、その推移を棒グラフで表示しています。

※右グラフは、各ファンドおよび代表的な資産クラスの同期間での各月末における直近1年間の騰落率を元に、その平均値・最大値・最小値を表示したものです。なお、右グラフは各ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、すべての資産クラスが各ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの年間騰落率の計算に際しては、以下の指数を使用しています。なお、各指数については、後述の「追加的記載事項<「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について>」をご参照ください。

日本株・TOPIX(配当込み)

先進国株・ラッセル先進国(除く日本)株インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株・ラッセル新興国株インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債・NOMURA-BPI 国債

先進国債 シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 JPMorgan GBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

## <「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について>

### ◆TOPIX（配当込み）

TOPIX（配当込み）は東京証券取引所第一部に上場されているすべての銘柄の時価総額を指数化したものに、現金配当による権利落ちの修正を加えたものです。TOPIXは、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありませんが、株式会社東京証券取引所はその確実性および完結性に責任を負うものではありません。

### ◆ラッセル先進国（除く日本）株インデックス（配当込み、円ベース）

ラッセル先進国（除く日本）株インデックスは、ラッセル・インベストメントが開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。ラッセル先進国（除く日本）株インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属します。

### ◆ラッセル新興国株インデックス（配当込み、円ベース）

ラッセル新興国株インデックスは、ラッセル・インベストメントが開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。ラッセル新興国株インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属します。

### ◆NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPIは、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

### ◆シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

### ◆JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円ベース）は、JP Morgan Securities LLCが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権および知的所有権はJP Morgan Chase & Co.に帰属します。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

2.16%<sup>1</sup>（税抜 2.00%）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を、取得申込口数、取得申込金額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料<sup>2</sup>となります。詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。

1 消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

2 申込手数料は商品説明や購入申込受付に係る事務手続き等の対価です。

スイッチング、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資による取得申込みおよび確定拠出年金制度に基づく取得申込みについては、無手数料の取扱いとなります。

### (2)【換金（解約）手数料】

該当事項はありません。

また、信託財産留保額ははありません。

### (3)【信託報酬等】

ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に対し、以下の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。（以下は全て年率です。）

< 信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率 >

（運営管理費用（信託報酬）の配分（年率））

ファンド	運営管理費用 （信託報酬）	支払先の配分		
		委託会社	販売会社	受託会社
安定型	1.296% （税抜 1.20%）	0.756% （税抜 0.70%）	0.432% （税抜 0.40%）	0.108% （税抜 0.10%）
安定・成長型	1.350% （税抜 1.25%）	0.810% （税抜 0.75%）	0.432% （税抜 0.40%）	0.108% （税抜 0.10%）
成長型	1.404% （税抜 1.30%）	0.864% （税抜 0.80%）	0.432% （税抜 0.40%）	0.108% （税抜 0.10%）

税法が改正された場合等は、消費税等相当額が変更になることがあります。

（役務の内容）

委託会社	各ファンドの運用等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内での各ファンドに係る管理事務、購入後の情報提供等の対価
受託会社	各ファンドの資産管理等の対価

上記の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。

委託会社および販売会社の報酬は信託財産中から委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は信託財産中から受託会社に対して支弁されます。なお、委託会社の報酬には、ファンドの外国為替予約取引の指図に関する権限の委託およびマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた各外部委託先運用会社への報酬が含まれています。その報酬額は委託会社と当該外部委託先運用会社との間で別途定められ、信託財産中からの直接の支弁は行いません。

グループ会社であるラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インクへの報酬額については、他の外部委託先運用会社と同様に、委託会社との間で別途定められ、委託会社が受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。また、ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インクが他の運用会社からの助言に基づき運用を行う場合においては、当該運用会社への報酬額はラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インクと当該運用会社との間で別途定められ、ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インクが受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。

#### (4) 【その他の手数料等】

信託財産に属する有価証券の売買時の売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物・オプション取引等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁されます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

なお、その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

#### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税の取扱いについて

収益分配時

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、原則として、以下の税率で源泉徴収が行われます。

なお、確定申告により、総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税（他の株式等の譲渡損失と通算することができます。）を選択することができます。

換金および償還時

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から申込手数料（税込）を含む取得費を控除したもの）については、原則として、以下の税率で申告分離課税が適用されます。ただし、源泉徴収口座を選択した場合は以下の税率で源泉徴収が行われます。

なお、確定申告により、換金時および償還時の損失については、上場株式等の譲渡所得および配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）と通算することができます。

期間	税率
----	----



平成49年12月31日まで	20.315% ( 所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税 5 % )
平成50年 1 月 1 日以降	20% ( 所得税15%および地方税 5 % )

詳細は販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合  
公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳細は販売会社にお問合わせ下さい。

確定拠出年金制度の加入者に対しては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

法人の受益者に対する課税の取扱いについて

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税対象となる普通分配金、ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

益金不算入制度の適用はありません。

期間	税率
平成49年12月31日まで	15.315% ( 所得税15%および復興特別所得税0.315% )
平成50年 1 月 1 日以降	15% ( 所得税15% )

詳細は販売会社にお問い合わせください。

< 収益分配金について >

収益分配金には、課税扱いとなる普通分配金と、非課税扱いとなる元本払戻金（特別分配金）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時に個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< 個別元本について >

受益者毎の取得時の価額（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）となります。

受益者がファンドを複数回取得した場合、個別元本は当該受益者が取得するつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

同一の販売会社の複数支店等でファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数のコースを保有する場合はコース毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の当該受益者の個別元本となります。

（注1）上記は平成26年12月末現在の情報です。税法が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

（注2）税制の詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

以下は平成26年12月30日現在の運用状況です。

## (1)【投資状況】

## 安定型

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	239,278,638	100.97
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	2,294,518	0.97
合計(純資産総額)		236,984,120	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 安定・成長型

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	723,096,348	100.65
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	4,680,671	0.65
合計(純資産総額)		718,415,677	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 成長型

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	552,482,540	100.31
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,724,208	0.31
合計(純資産総額)		550,758,332	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (参考)

## ラッセル 日本株式マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	33,708,744,470	95.48
投資証券	日本	39,001,000	0.11
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,556,002,466	4.41
合計(純資産総額)		35,303,747,936	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## その他の資産の投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引 買建	日本	1,534,175,000	4.35

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 時価は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

## ラッセル 外国株式マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
-------	------	---------	---------

株式	アメリカ	14,768,898,897	48.43
	カナダ	742,745,539	2.44
	メキシコ	107,979,644	0.35
	ブラジル	156,198,810	0.51
	ドイツ	1,361,288,578	4.46
	イタリア	117,768,708	0.39
	フランス	1,830,467,920	6.00
	オランダ	1,087,894,649	3.57
	スペイン	355,516,173	1.17
	ベルギー	92,607,750	0.30
	オーストリア	29,189,067	0.10
	ルクセンブルク	21,340,952	0.07
	アイルランド	521,678,752	1.71
	イギリス	2,225,233,236	7.30
	スイス	2,285,268,006	7.49
	スウェーデン	240,060,817	0.79
	ノルウェー	192,203,411	0.63
	デンマーク	338,107,961	1.11
	チェコ	16,056,472	0.05
	ロシア	7,322,665	0.02
	ケイマン島	95,297,714	0.31
	オーストラリア	131,013,164	0.43
	バミューダ	372,622,523	1.22
	ニュージーランド	12,753,383	0.04
	香港	456,166,583	1.50
	シンガポール	33,468,457	0.11
	マレーシア	34,748,684	0.11
	タイ	85,977,940	0.28
	韓国	61,725,936	0.20
	台湾	106,927,341	0.35
	中国	227,264,661	0.75
	インド	31,409,785	0.10
	イスラエル	120,308,944	0.39
南アフリカ	15,717,460	0.05	
キュラソー	234,767,298	0.77	
ジャージー	599,301,825	1.97	
ガーンジー	55,619,841	0.18	
英ヴァージン諸島	25,291,872	0.08	
小計	29,198,211,418	95.74	
投資証券	アメリカ	6,978,760	0.02
	カナダ	115,448,794	0.38
	イギリス	24,733,801	0.08
	オーストラリア	45,222,171	0.15
	小計	192,383,526	0.63
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	-	1,107,617,132	3.63
合計(純資産総額)		30,498,212,076	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
-------	------	---------	---------

株価指数先物取引	買建	アメリカ	716,613,090	2.35
		カナダ	53,162,190	0.17
		ドイツ	167,970,008	0.55
		イギリス	98,497,478	0.32
		スイス	43,570,296	0.14
		オーストラリア	40,203,796	0.13
		香港	18,522,903	0.06

（注1）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注2）時価は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場場で評価しております。

#### ラッセル 日本債券マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	8,338,842,760	71.43
社債券	日本	2,315,625,650	19.84
	アメリカ	110,243,000	0.94
	フランス	202,234,000	1.73
	小計	2,628,102,650	22.51
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		706,434,578	6.05
合計(純資産総額)		11,673,379,988	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### その他の資産の投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)	
債券先物取引	買建	シンガポール	458,211,000	3.93

（注1）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注2）時価は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場場で評価しております。

#### ラッセル 外国債券マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	1,318,084,526	12.92
	カナダ	115,069,078	1.13
	メキシコ	516,721,212	5.07
	ブラジル	41,396,870	0.41
	ドイツ	634,798,520	6.22
	イタリア	699,485,414	6.86
	フランス	486,665,101	4.77
	オランダ	64,541,655	0.63
	スペイン	298,796,423	2.93
	ベルギー	134,491,130	1.32
	オーストラリア	50,891,712	0.50
	アイルランド	163,157,884	1.60
	イギリス	428,602,133	4.20
	スウェーデン	57,742,379	0.57
	ノルウェー	358,097,580	3.51
	デンマーク	46,789,751	0.46
	チェコ	64,378,274	0.63
	ポーランド	236,168,015	2.32
	スロバキア	17,710,385	0.17
	オーストラリア	240,427,617	2.36
	ニュージーランド	395,090,573	3.87
	マレーシア	135,344,060	1.33
	フィリピン	36,949,500	0.36
	インドネシア	66,432,972	0.65
南アフリカ	153,600,406	1.51	
小計		6,761,433,170	66.29

地方債証券	カナダ	164,440,561	1.61
特殊債券	ドイツ	69,918,735	0.69
	オーストラリア	156,817,291	1.54
	フィリピン	23,074,023	0.23
	国際機関	466,682,308	4.58
	小計	716,492,357	7.02
社債券	アメリカ	1,274,822,138	12.50
	カナダ	133,625,391	1.31
	コロンビア	16,880,014	0.17
	イタリア	91,521,207	0.90
	フランス	16,662,389	0.16
	オランダ	76,167,054	0.75
	スペイン	18,787,645	0.18
	ルクセンブルク	36,987,884	0.36
	アイルランド	59,370,263	0.58
	イギリス	237,548,799	2.33
	バミューダ	29,806,703	0.29
	シンガポール	32,680,834	0.32
	ジャージー	33,641,271	0.33
	小計	2,058,501,592	20.18
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	499,627,408	4.90
合計(純資産総額)		10,200,495,088	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2) 【投資資産】

### 【投資有価証券の主要銘柄】

#### 安定型

銘柄名	種類	国/ 地域	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ラッセル 日本株式 マザーファンド	親投資信託 受益証券	日本	20,915,455	1.6382	34,265,370	1.6643	34,809,591	14.69
ラッセル 外国株式 マザーファンド	親投資信託 受益証券	日本	10,760,546	2.1567	23,207,270	2.2813	24,548,033	10.36
ラッセル 日本債券 マザーファンド	親投資信託 受益証券	日本	8,631,592	1.3234	11,423,462	1.3468	11,625,028	4.91
ラッセル 外国債券 マザーファンド	親投資信託 受益証券	日本	51,915,966	3.1515	163,615,754	3.2417	168,295,986	71.02

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

#### 安定・成長型

銘柄名	種類	国/ 地域	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ラッセル 日本株式 マザーファンド	親投資信託 受益証券	日本	128,778,545	1.6378	210,924,649	1.6643	214,326,132	29.83
ラッセル 外国株式 マザーファンド	親投資信託 受益証券	日本	63,922,461	2.1567	137,861,572	2.2813	145,826,310	20.30
ラッセル 日本債券 マザーファンド	親投資信託 受益証券	日本	26,362,537	1.3235	34,892,390	1.3468	35,505,064	4.94
ラッセル 外国債券 マザーファンド	親投資信託 受益証券	日本	101,008,373	3.1506	318,236,980	3.2417	327,438,842	45.58

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

#### 成長型

銘柄名	種類	国/地域	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ラッセル 日本株式 マザーファンド	親投資信託 受益証券	日本	131,318,840	1.6382	215,135,944	1.6643	218,553,945	39.68
ラッセル 外国株式 マザーファンド	親投資信託 受益証券	日本	85,822,608	2.1589	185,282,429	2.2813	195,787,115	35.55
ラッセル 日本債券 マザーファンド	親投資信託 受益証券	日本	20,298,016	1.3234	26,862,394	1.3468	27,337,367	4.96
ラッセル 外国債券 マザーファンド	親投資信託 受益証券	日本	34,180,866	3.1472	107,574,022	3.2417	110,804,113	20.12

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

### 投資有価証券種類別投資比率

#### 安定型

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	100.97
合計		100.97

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

#### 安定・成長型

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	100.65
合計		100.65

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

#### 成長型

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	100.31
合計		100.31

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### (参考)ラッセル 日本株式マザーファンド

#### 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	185,200	5,862.73	1,085,777,596	7,558.00	1,399,741,600	3.96
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	日本	銀行業	1,696,200	566.97	961,694,514	664.50	1,127,124,900	3.19
3	三井住友フィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	221,300	4,164.09	921,513,117	4,375.00	968,187,500	2.74
4	三井物産	株式	日本	卸売業	413,000	1,535.34	634,095,420	1,621.50	669,679,500	1.90
5	三菱商事	株式	日本	卸売業	266,200	2,069.74	550,964,794	2,217.00	590,165,400	1.67
6	KDDI	株式	日本	情報・通信業	71,300	5,753.11	410,196,743	7,637.00	544,518,100	1.54
7	オリックス	株式	日本	その他金融業	325,900	1,486.28	484,378,652	1,523.50	496,508,650	1.41
8	日本電信電話	株式	日本	情報・通信業	73,700	5,621.49	414,304,442	6,211.00	457,750,700	1.30

9	キーエンス	株式	日本	電気機器	8,300	40,258.68	334,147,044	53,810.00	446,623,000	1.27
10	アステラス製薬	株式	日本	医薬品	252,400	1,366.13	344,813,422	1,686.50	425,672,600	1.21
11	本田技研工業	株式	日本	輸送用機器	112,100	3,511.55	393,644,755	3,526.00	395,264,600	1.12
12	日産自動車	株式	日本	輸送用機器	360,100	976.96	351,803,994	1,057.00	380,625,700	1.08
13	第一生命保険	株式	日本	保険業	189,100	1,428.76	270,178,516	1,841.00	348,133,100	0.99
14	富士重工業	株式	日本	輸送用機器	76,200	2,883.70	219,737,940	4,300.00	327,660,000	0.93
15	新日鐵住金	株式	日本	鉄鋼	1,082,000	279.27	302,170,140	300.90	325,573,800	0.92
16	MS & ADインシュア ランスグループホール ディングス	株式	日本	保険業	111,400	2,301.89	256,430,546	2,880.50	320,887,700	0.91
17	野村ホールディングス	株式	日本	証券、商品 先物取引業	447,400	657.65	294,232,610	690.20	308,795,480	0.87
18	リコー	株式	日本	電気機器	250,400	1,156.44	289,572,576	1,229.00	307,741,600	0.87
19	住友商事	株式	日本	卸売業	232,900	1,319.29	307,262,641	1,242.00	289,261,800	0.82
20	東芝	株式	日本	電気機器	545,000	485.89	264,811,680	512.40	279,258,000	0.79
21	信越化学工業	株式	日本	化学	35,500	6,142.29	218,051,295	7,866.00	279,243,000	0.79
22	ブリヂストン	株式	日本	ゴム製品	65,900	3,596.24	236,992,216	4,199.00	276,714,100	0.78
23	大和ハウス工業	株式	日本	建設業	120,500	1,809.82	218,083,310	2,293.00	276,306,500	0.78
24	富士フイルムホールデ ィングス	株式	日本	化学	72,000	3,335.17	240,132,240	3,701.00	266,472,000	0.75
25	東日本旅客鉄道	株式	日本	陸運業	29,000	8,074.29	234,154,472	9,123.00	264,567,000	0.75
26	楽天	株式	日本	サービス業	156,400	1,317.95	206,127,380	1,682.50	263,143,000	0.75
27	東海旅客鉄道	株式	日本	陸運業	13,800	14,534.30	200,573,414	18,140.00	250,332,000	0.71
28	富士通	株式	日本	電気機器	387,000	684.78	265,009,860	644.30	249,344,100	0.71
29	みずほフィナンシャル グループ	株式	日本	銀行業	1,223,600	201.34	246,366,074	202.50	247,779,000	0.70
30	浜松ホトニクス	株式	日本	電気機器	41,500	4,589.03	190,444,745	5,780.00	239,870,000	0.68

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

#### 投資有価証券種類別および業種別投資比率

国内/外国	種類	業種	投資比率(%)
-------	----	----	---------

国内	株式	水産・農林業	0.20
		鉱業	0.58
		建設業	2.28
		食料品	1.57
		繊維製品	0.76
		パルプ・紙	0.30
		化学	5.34
		医薬品	3.37
		石油・石炭製品	0.86
		ゴム製品	0.81
		ガラス・土石製品	1.63
		鉄鋼	1.99
		非鉄金属	1.01
		金属製品	0.50
		機械	4.82
		電気機器	11.96
		輸送用機器	9.65
		精密機器	0.97
		その他製品	1.66
		電気・ガス業	1.36
		陸運業	2.76
		海運業	1.46
		空運業	0.79
		倉庫・運輸関連業	0.05
		情報・通信業	7.62
		卸売業	6.85
		小売業	3.91
		銀行業	9.38
		証券、商品先物取引業	1.23
		保険業	2.94
		その他金融業	2.08
		不動産業	0.99
	サービス業	3.79	
	投資証券	0.11	
	合計	95.59	

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種または種類の時価比率をいいます。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

（有価証券先物取引等）

資産の種類	資産の名称	取引所	限月	買建/ 売建	数量	帳簿価額 （円）	評価金額 （円）	投資 比率 （％）
株価指数 先物取引	TOPIX 株価指数先物取引	大阪取引所	2015年 3月	買建	109	1,508,243,343	1,534,175,000	4.35

（注1）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注2）評価金額は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

（参考）ラッセル 外国株式マザーファンド  
投資有価証券の主要銘柄



順位	銘柄名	種類	国/ 地域	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	APPLE INC	株式	アメリカ	テクノロジー・ ハードウェアお よび機器	42,322	9,939.34	420,653,065	13,731.85	581,159,377	1.91
2	VISA INC-CLASS A SHARES	株式	アメリカ	ソフトウェア・ サービス	15,652	25,241.96	395,087,228	31,997.58	500,826,224	1.64
3	NESTLE SA-REG	株式	スイス	食品・飲料・ タバコ	52,741	8,209.31	432,967,746	8,921.85	470,547,291	1.54
4	DANONE	株式	フランス	食品・飲料・ タバコ	54,654	7,731.45	422,554,690	8,040.64	439,453,674	1.44
5	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	株式	アメリカ	保険	53,130	6,219.74	330,454,850	6,809.86	361,808,367	1.19
6	DIAGEO PLC	株式	イギリス	食品・飲料・ タバコ	97,747	3,415.16	333,822,618	3,497.46	341,866,320	1.12
7	STATE STREET CORP	株式	アメリカ	各種金融	35,452	7,939.42	281,468,425	9,633.15	341,514,452	1.12
8	WELLS FARGO & CO	株式	アメリカ	銀行	46,730	5,991.19	279,968,527	6,715.84	313,831,227	1.03
9	AMGEN INC	株式	アメリカ	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	15,245	15,244.78	232,406,806	19,631.56	299,283,247	0.98
10	BNP PARIBAS	株式	フランス	銀行	39,216	7,501.20	294,167,409	7,341.65	287,910,303	0.94
11	CIE FINANCIERE RICHEMON-REG	株式	スイス	耐久消費財・ アパレル	25,352	10,469.92	265,433,615	10,931.55	277,136,656	0.91
12	WALT DISNEY CO/THE	株式	アメリカ	メディア	23,759	9,730.79	231,193,982	11,512.52	273,526,081	0.90
13	TIME WARNER INC	株式	アメリカ	メディア	25,795	8,105.43	209,079,644	10,405.87	268,419,571	0.88
14	COLGATE- PALMOLIVE CO	株式	アメリカ	家庭用品・ パーソナル用品	30,665	8,063.58	247,269,972	8,496.36	260,541,002	0.85
15	JULIUS BAER GROUP LTD	株式	スイス	各種金融	46,252	4,919.50	227,536,807	5,594.27	258,746,361	0.85
16	FRANKLIN RESOURCES INC	株式	アメリカ	各種金融	37,917	6,477.15	245,594,153	6,805.04	258,026,986	0.85
17	AON PLC	株式	イギリス	保険	21,990	9,945.37	218,698,796	11,564.36	254,300,309	0.83
18	JPMORGAN CHASE & CO	株式	アメリカ	銀行	33,500	6,848.40	229,421,428	7,589.82	254,259,238	0.83
19	GOLDMAN SACHS GROUP INC	株式	アメリカ	各種金融	10,582	19,762.96	209,131,717	23,650.70	250,271,755	0.82
20	SCHLUMBERGER LTD	株式	キュラソー	エネルギー	22,295	11,859.05	264,397,642	10,530.04	234,767,298	0.77
21	INTEL CORP	株式	アメリカ	半導体・ 半導体製造装置	52,300	3,359.72	175,713,801	4,482.04	234,411,163	0.77
22	ADECCO SA-REG	株式	スイス	商業・ 専門サービス	27,580	8,110.66	223,692,058	8,446.82	232,963,571	0.76
23	GILEAD SCIENCES INC	株式	アメリカ	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	19,710	11,523.97	227,137,493	11,729.51	231,188,741	0.76
24	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	株式	アメリカ	資本財	17,723	11,253.34	199,442,989	12,256.31	217,218,733	0.71
25	LINDE AG	株式	ドイツ	素材	9,143	21,006.50	192,062,512	22,838.25	208,810,202	0.68
26	BAYER AG-REG	株式	ドイツ	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	12,268	14,144.04	173,519,092	16,859.42	206,831,450	0.68
27	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	株式	イギリス	家庭用品・ パーソナル用品	20,930	8,983.87	188,032,451	9,753.61	204,143,152	0.67
28	BT GROUP PLC	株式	イギリス	電気通信 サービス	269,090	699.49	188,226,357	758.40	204,079,646	0.67
29	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	株式	スイス	各種金融	65,572	3,198.61	209,739,853	3,085.19	202,302,341	0.66
30	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	株式	アメリカ	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	13,191	14,388.84	189,803,294	15,292.97	201,729,607	0.66

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

## 投資有価証券種類別および業種別投資比率

国内/外国	種類	業種	投資比率(%)
外国	株式	エネルギー	4.20
		素材	4.98
		資本財	6.00
		商業・専門サービス	2.12
		運輸	3.42
		自動車・自動車部品	2.46
		耐久消費財・アパレル	3.01
		消費者サービス	1.82
		メディア	4.79
		小売	3.23
		食品・生活必需品小売り	1.01
		食品・飲料・タバコ	8.69
		家庭用品・パーソナル用品	1.94
		ヘルスケア機器・サービス	3.76
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.24
		銀行	5.96
		各種金融	7.16
		保険	5.03
		不動産	0.90
		ソフトウェア・サービス	8.00
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.58		
電気通信サービス	1.64		
公益事業	1.86		
半導体・半導体製造装置	1.94		
	投資証券		0.63
合計			96.37

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種または種類の時価比率をいいます。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

（有価証券先物取引等）

資産の種類	資産の名称	取引所	限月	買建/ 売建	数量	帳簿価額 （円）	評価金額 （円）	投資 比率 （%）
株価指数 先物取引	S&P500 EMINI 株価指数先物取引	シカゴ商業取引所	2015年 3月	買建	57	685,253,270	716,613,090	2.35
	DJ EURO STOXX 株価指数先物取引	ユーレックス・ド イツ金融先物取引 所	2015年 3月	買建	36	158,645,745	167,970,008	0.55
	FTSE 100 株価指数先物取引	ロンドン国際金融 先物オプション取 引所	2015年 3月	買建	8	93,120,086	98,497,478	0.32
	S&P/TSX 60 株価指数先物取引	モントリオール取 引所	2015年 3月	買建	3	49,827,417	53,162,190	0.17
	SWISS MKT 株価指数先物取引	ユーレックス・ チューリッヒ取引 所	2015年 3月	買建	4	41,857,301	43,570,296	0.14
	SPI 200 株価指数先物取引	シドニー先物取引 所	2015年 3月	買建	3	37,645,199	40,203,796	0.13
	HANG SENG 株価指数先物取引	香港先物取引所	2015年 1月	買建	1	18,146,624	18,522,903	0.06

（注1）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注2）評価金額は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

（参考）ラッセル 日本債券マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄名	種類	国/ 地域	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	第120回 利付国債 (5年)	国債 証券	日本	940,000,000	100.69	946,507,200	100.84	947,943,000	0.2	2019/9/20	8.12
2	第121回 利付国債 (20年)	国債 証券	日本	500,000,000	113.46	567,325,000	117.31	586,550,000	1.9	2030/9/20	5.02
3	第321回 利付国債 (10年)	国債 証券	日本	400,000,000	106.28	425,132,000	106.31	425,276,000	1	2022/3/20	3.64
4	第151回 利付国債 (20年)	国債 証券	日本	360,000,000	101.97	367,098,200	102.47	368,906,400	1.2	2034/12/20	3.16
5	第502回 国庫短期 証券	国債 証券	日本	300,000,000	99.99	299,999,820	100.00	300,000,000		2015/3/30	2.57
6	第497回 国庫短期 証券	国債 証券	日本	270,000,000	100.00	270,007,200	100.00	270,000,000		2015/3/16	2.31
7	第337回 利付国債 (2年)	国債 証券	日本	240,000,000	100.11	240,266,400	100.14	240,345,600	0.1	2016/2/15	2.06
8	第128回 利付国債 (20年)	国債 証券	日本	200,000,000	113.04	226,082,000	117.09	234,196,000	1.9	2031/6/20	2.01
9	第121回 利付国債 (5年)	国債 証券	日本	220,000,000	100.09	220,198,000	100.37	220,825,000	0.1	2019/9/20	1.89
10	第324回 利付国債 (10年)	国債 証券	日本	208,000,000	103.55	215,388,160	104.90	218,204,480	0.8	2022/6/20	1.87
11	第1回 あいおいニッ セイ同和損害保険株式 会社無担保社債	社債 券	日本	200,000,000	107.73	215,476,000	108.70	217,400,000	1.809	2022/9/27	1.86
12	第42回 利付国債 (30年)	国債 証券	日本	190,000,000	105.03	199,568,400	110.93	210,768,900	1.7	2044/3/20	1.81
13	第147回 利付国債 (20年)	国債 証券	日本	185,000,000	107.60	199,069,600	110.52	204,476,800	1.6	2033/12/20	1.75
14	第113回 利付国債 (20年)	国債 証券	日本	160,000,000	116.69	186,712,000	120.34	192,558,400	2.1	2029/9/20	1.65
15	第336回 利付国債 (2年)	国債 証券	日本	180,000,000	100.10	180,185,400	100.13	180,239,400	0.1	2016/1/15	1.54
16	第317回 利付国債 (10年)	国債 証券	日本	160,000,000	105.71	169,136,000	106.87	170,995,200	1.1	2021/9/20	1.46
17	第333回 利付国債 (2年)	国債 証券	日本	160,000,000	100.08	160,136,000	100.09	160,147,200	0.1	2015/10/15	1.37
18	第130回 利付国債 (20年)	国債 証券	日本	134,000,000	111.36	149,229,100	115.41	154,656,100	1.8	2031/9/20	1.32
19	第335回 利付国債 (10年)	国債 証券	日本	150,000,000	101.03	151,545,000	101.88	152,827,500	0.5	2024/9/20	1.31
20	第7回 利付国債(4 0年)	国債 証券	日本	130,000,000	102.64	133,438,600	109.95	142,945,400	1.7	2054/3/20	1.22
21	第330回 利付国債 (10年)	国債 証券	日本	130,000,000	103.28	134,264,000	104.95	136,438,900	0.8	2023/9/20	1.17
22	第149回 利付国債 (20年)	国債 証券	日本	120,000,000	104.75	125,711,400	108.31	129,981,600	1.5	2034/6/20	1.11

23	第150回 利付国債 (20年)	国債 証券	日本	115,000,000	104.11	119,727,300	106.23	122,169,100	1.4	2034/9/20	1.05
24	第313回 利付国債 (10年)	国債 証券	日本	110,000,000	106.80	117,480,000	107.79	118,571,200	1.3	2021/3/20	1.02
25	第334回 利付国債 (10年)	国債 証券	日本	115,000,000	101.09	116,253,500	102.94	118,387,900	0.6	2024/6/20	1.01
26	第114回 利付国債 (20年)	国債 証券	日本	93,000,000	116.63	108,467,760	120.33	111,911,550	2.1	2029/12/20	0.96
27	第15回 ゼネラル・ エレクトリック・キャ ピタル・コーポレーシ	社債 券	アメ リカ	100,000,000	109.86	109,869,000	110.24	110,243,000	2.215	2020/11/20	0.94
28	第138回 利付国債 (20年)	国債 証券	日本	100,000,000	106.04	106,048,000	110.12	110,129,000	1.5	2032/6/20	0.94
29	第23回 株式会社三 井住友銀行無担保社債	社債 券	日本	100,000,000	107.19	107,191,000	107.92	107,922,000	1.61	2020/12/17	0.92
30	第45回 利付国債 (30年)	国債 証券	日本	100,000,000	103.82	103,829,200	105.79	105,794,000	1.5	2044/12/20	0.91

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

#### 投資有価証券種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	国債証券	71.43
	社債券	19.84
外国	社債券	2.68
合計		93.95

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

(有価証券先物取引等)

資産の 種類	資産の名称	取引所	限月	買建/ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
債券先物 取引	10年ミニ国債 標準物先物取引	シンガポール 国際金融取引所	2015年 3月	買建	31	456,630,115	458,211,000	3.93

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 評価金額は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

#### (参考)ラッセル 外国債券マザーファンド

##### 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄名	種類	国/ 地域	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	FRANCE GOVERNMENT	国債 証券	フランス	2,285,000	17,695.14	404,334,054	17,776.10	406,184,066	3.75	2021/4/25	3.98
2	US TREASURY N/B	国債 証券	アメリカ	3,150,000	12,122.50	381,859,003	12,111.53	381,513,446	0.875	2016/9/15	3.74
3	US TREASURY N/B	国債 証券	アメリカ	3,095,000	12,064.64	373,400,732	12,046.56	372,841,079	1.5	2018/12/31	3.66
4	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	国債 証券	ドイツ	1,275,000	22,556.90	287,600,503	23,657.71	301,635,811	4.25	2039/7/4	2.96
5	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	国債 証券	スペイン	1,555,000	19,193.36	298,456,897	19,215.20	298,796,423	5.85	2022/1/31	2.93

6	BUONI POLIENNALI DEL TES	国債 証券	イタリア	1,500,000	19,391.63	290,874,573	19,350.60	290,259,105	5.25	2029/11/1	2.85
7	BUONI POLIENNALI DEL TES	国債 証券	イタリア	1,150,000	16,607.08	190,981,479	16,549.40	190,318,180	4.5	2018/8/1	1.87
8	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	国債 証券	ドイツ	845,000	21,405.87	180,879,620	22,360.42	188,945,561	4	2037/1/4	1.85
9	UK TSY	国債 証券	イギリス	770,000	23,689.78	182,411,313	24,248.40	186,712,696	4.25	2036/3/7	1.83
10	NEW ZEALAND GOVERNMENT	国債 証券	ニュージー ランド	1,720,000	10,034.55	172,594,277	10,015.87	172,273,087	6	2017/12/15	1.69
11	NEW ZEALAND GOVERNMENT	国債 証券	ニュージー ランド	1,710,000	9,878.01	168,914,006	9,892.38	169,159,792	5	2019/3/15	1.66
12	IRISH TREASURY	国債 証券	アイルラン ド	810,000	17,793.34	144,126,117	20,142.94	163,157,884	5.4	2025/3/13	1.60
13	UK TSY	国債 証券	イギリス	710,000	21,631.32	153,582,434	21,874.11	155,306,198	4	2022/3/7	1.52
14	US TREASURY N/B	国債 証券	アメリカ	1,210,000	12,083.28	146,207,745	12,090.80	146,298,720	0.875	2016/12/31	1.43
15	MEX BONOS DESARR FIX RT	国債 証券	メキシコ	14,970,000	902.60	135,119,524	891.91	133,520,382	7.75	2017/12/14	1.31
16	US TREASURY N/B	国債 証券	アメリカ	1,100,000	12,156.26	133,718,882	12,136.97	133,506,714	1	2016/10/31	1.31
17	MEX BONOS DESARR FIX RT	国債 証券	メキシコ	13,644,000	887.13	121,040,719	909.49	124,091,723	7.5	2027/6/3	1.22
18	NORWEGIAN GOVERNMENT	国債 証券	ノルウェー	7,225,000	1,622.86	117,251,864	1,683.11	121,605,007	2	2023/5/24	1.19
19	MEX BONOS DESARR FIX RT	国債 証券	メキシコ	13,200,000	852.26	112,498,333	853.61	112,676,921	6.5	2022/6/9	1.10
20	ASIAN DEVELOPMENT BANK	特殊 債券	国際機関	815,000	12,122.50	98,798,440	12,111.53	98,709,034	1.125	2017/3/15	0.97
21	BUONI POLIENNALI DEL TES	国債 証券	イタリア	490,000	16,522.23	80,958,970	19,210.51	94,131,523	5	2040/9/1	0.92
22	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	国債 証券	ドイツ	535,000	15,657.35	83,766,873	15,982.35	85,505,604	1.5	2024/5/15	0.84
23	POLAND GOVERNMENT	国債 証券	ポーランド	2,370,000	3,573.70	84,696,769	3,552.25	84,188,334	5	2016/4/25	0.83
24	EUROFIMA	特殊 債券	国際機関	810,000	10,369.60	83,993,827	10,308.17	83,496,233	5.625	2016/10/24	0.82
25	AUSTRALIAN GOVERNMENT	国債 証券	オーストラ リア	720,000	10,261.89	73,885,663	10,815.84	77,874,092	4.5	2020/4/15	0.76
26	FRENCH TREASURY NOTE	国債 証券	フランス	480,000	15,222.73	73,069,111	15,037.86	72,181,735	2.25	2016/2/25	0.71
27	NORWEGIAN GOVERNMENT	国債 証券	ノルウェー	4,100,000	1,735.36	71,149,940	1,745.26	71,555,678	4.25	2017/5/19	0.70
28	AUSTRALIAN GOVERNMENT	国債 証券	オーストラ リア	640,000	10,755.44	68,834,872	10,965.69	70,180,461	5.25	2019/3/15	0.69
29	KFW	特殊 債券	ドイツ	570,000	12,257.52	69,867,887	12,266.44	69,918,735	2.375	2021/8/25	0.69
30	EUROPEAN INVESTMENT BANK	特殊 債券	国際機関	620,000	10,694.54	66,306,194	11,249.64	69,747,823	6	2020/8/6	0.68

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

#### 投資有価証券種類別投資比率

国内 / 外国	種類	投資比率 (%)
外国	国債証券	66.29
	地方債証券	1.61
	特殊債券	7.02
	社債券	20.18
合計		95.10

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

### (3) 【運用実績】

#### 【純資産の推移】

平成26年12月末日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

#### 安定型

期	年月日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
1期	(平成18年11月20日)	94,901,708	94,901,708	0.9955	0.9955
2期	(平成19年11月19日)	176,980,041	176,980,041	0.9754	0.9754
3期	(平成20年11月18日)	201,494,128	201,494,128	0.8364	0.8364
4期	(平成21年11月18日)	235,535,780	235,535,780	0.9469	0.9469
5期	(平成22年11月18日)	255,425,450	255,425,450	0.9920	0.9920
6期	(平成23年11月18日)	274,661,853	274,661,853	0.9921	0.9921
7期	(平成24年11月19日)	361,376,035	361,376,035	1.0854	1.0854
8期	(平成25年11月18日)	256,067,705	256,067,705	1.2246	1.2246
9期	(平成26年11月18日)	231,717,902	231,717,902	1.3266	1.3266
	平成25年12月末日	216,596,425		1.2358	
	平成26年1月末日	215,670,838		1.2301	
	平成26年2月末日	216,962,827		1.2400	
	平成26年3月末日	217,027,685		1.2434	
	平成26年4月末日	218,234,834		1.2398	
	平成26年5月末日	216,297,014		1.2582	
	平成26年6月末日	220,463,772		1.2737	
	平成26年7月末日	215,204,284		1.2826	
	平成26年8月末日	219,955,149		1.2934	
	平成26年9月末日	224,826,969		1.3018	
	平成26年10月末日	226,286,676		1.3037	
	平成26年11月末日	233,639,476		1.3427	
	平成26年12月末日	236,984,120		1.3455	

#### 安定・成長型

期	年月日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
1期	(平成18年11月20日)	254,038,182	254,038,182	0.9832	0.9832
2期	(平成19年11月19日)	656,195,314	656,195,314	0.9739	0.9739
3期	(平成20年11月18日)	677,787,267	677,787,267	0.7091	0.7091
4期	(平成21年11月18日)	1,025,005,054	1,025,005,054	0.8216	0.8216
5期	(平成22年11月18日)	1,152,760,675	1,152,760,675	0.8572	0.8572
6期	(平成23年11月18日)	1,221,305,755	1,221,305,755	0.8209	0.8209
7期	(平成24年11月19日)	1,464,905,284	1,464,905,284	0.9045	0.9045
8期	(平成25年11月18日)	1,036,837,444	1,036,837,444	1.1697	1.1697
9期	(平成26年11月18日)	702,869,410	702,869,410	1.3011	1.3011
	平成25年12月末日	891,799,639		1.2001	
	平成26年1月末日	845,732,713		1.1768	
	平成26年2月末日	781,222,185		1.1854	
	平成26年3月末日	781,775,626		1.1869	
	平成26年4月末日	763,289,600		1.1759	
	平成26年5月末日	761,685,099		1.1973	
	平成26年6月末日	764,802,824		1.2213	

平成26年7月末日	761,327,482		1.2340	
平成26年8月末日	771,370,150		1.2408	
平成26年9月末日	676,506,348		1.2604	
平成26年10月末日	674,072,248		1.2598	
平成26年11月末日	708,240,948		1.3229	
平成26年12月末日	718,415,677		1.3275	

## 成長型

期	年月日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
1期	(平成18年11月20日)	502,419,975	502,419,975	0.9808	0.9808
2期	(平成19年11月19日)	575,247,520	575,247,520	0.9842	0.9842
3期	(平成20年11月18日)	381,777,549	381,777,549	0.5968	0.5968
4期	(平成21年11月18日)	502,253,064	502,253,064	0.7122	0.7122
5期	(平成22年11月18日)	522,676,221	522,676,221	0.7337	0.7337
6期	(平成23年11月18日)	474,648,912	474,648,912	0.6726	0.6726
7期	(平成24年11月19日)	524,269,356	524,269,356	0.7466	0.7466
8期	(平成25年11月18日)	604,883,018	604,883,018	1.0996	1.0996
9期	(平成26年11月18日)	550,289,100	550,289,100	1.2595	1.2595
	平成25年12月末日	536,474,866		1.1471	
	平成26年1月末日	501,181,727		1.1078	
	平成26年2月末日	507,230,772		1.1180	
	平成26年3月末日	509,013,435		1.1180	
	平成26年4月末日	502,789,916		1.1026	
	平成26年5月末日	514,335,618		1.1253	
	平成26年6月末日	531,205,979		1.1543	
	平成26年7月末日	542,769,249		1.1695	
	平成26年8月末日	532,278,196		1.1740	
	平成26年9月末日	533,391,533		1.2030	
	平成26年10月末日	530,616,284		1.1993	
	平成26年11月末日	561,385,143		1.2870	
	平成26年12月末日	550,758,332		1.2948	

## 【分配の推移】

## 安定型

期	1口当たりの分配金(円)
1期	0.0000
2期	0.0000
3期	0.0000
4期	0.0000
5期	0.0000
6期	0.0000
7期	0.0000
8期	0.0000
9期	0.0000

## 安定・成長型

期	1口当たりの分配金(円)
1期	0.0000
2期	0.0000
3期	0.0000
4期	0.0000
5期	0.0000
6期	0.0000
7期	0.0000
8期	0.0000
9期	0.0000

## 成長型

期	1口当たりの分配金(円)
1期	0.0000
2期	0.0000
3期	0.0000
4期	0.0000
5期	0.0000
6期	0.0000
7期	0.0000
8期	0.0000
9期	0.0000

## 【収益率の推移】

## 安定型

期	収益率(%)
1期	0.5
2期	2.0
3期	14.3
4期	13.2
5期	4.8
6期	0.0
7期	9.4
8期	12.8
9期	8.3

(注1) 収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて算出しています。

(注2) 収益率は、小数点第2位を四捨五入しています。

## 安定・成長型

期	収益率(%)
1期	1.7
2期	0.9
3期	27.2
4期	15.9
5期	4.3
6期	4.2
7期	10.2
8期	29.3
9期	11.2

(注1) 収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて算出しています。

(注2) 収益率は、小数点第2位を四捨五入しています。

## 成長型

期	収益率(%)
1期	1.9
2期	0.3
3期	39.4
4期	19.3
5期	3.0
6期	8.3
7期	11.0
8期	47.3
9期	14.5



(注1) 収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配金の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて算出しています。

(注2) 収益率は、小数点第2位を四捨五入しています。

### (参考情報)

以下は金融商品取引法第15条第2項に規定する目論見書（交付目論見書）に掲載している運用実績の情報です。（平成26年12月30日現在）

#### 基準価額・純資産の推移（設定日（2006年4月28日）～2014年12月30日）



#### 分配の推移（1万口当たり、税引前）

	安定型	安定・成長型	成長型
第5期（2010年11月）	0円	0円	0円
第6期（2011年11月）	0円	0円	0円
第7期（2012年11月）	0円	0円	0円
第8期（2013年11月）	0円	0円	0円
第9期（2014年11月）	0円	0円	0円
設定累計	0円	0円	0円

※分配金再投資基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

※分配金再投資基準価額は分配金（税引前）を分配時に再投資したものとして計算しています。なお、各ファンドは分配実績がないため、分配金再投資基準価額は基準価額と同じになります。

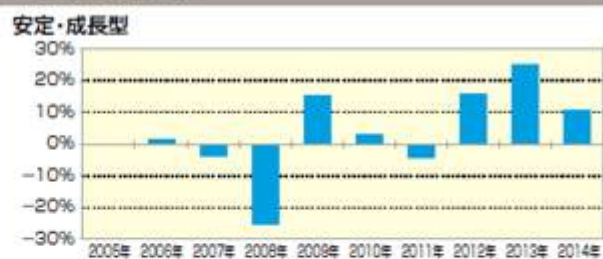
#### 主要な資産の状況（2014年12月30日現在）※比率は各ファンドの純資産総額に対する投資比率です。

##### 組入銘柄一覧

銘柄名	比率		
	安定型	安定・成長型	成長型
ラッセル 日本株式マザーファンド	14.7%	29.8%	39.7%
ラッセル 外国株式マザーファンド	10.4%	20.3%	35.5%
ラッセル 日本債券マザーファンド	4.9%	4.9%	5.0%
ラッセル 外国債券マザーファンド	71.0%	45.6%	20.1%

※マザーファンドについては、後述の「各マザーファンドの主要な資産の状況」をご参照ください。

#### 年間収益率の推移（暦年ベース）※各ファンドにベンチマークはありません。



※各ファンドの年間収益率は、分配金再投資価額に基づいて計算しています。

※2006年はファンドの設定日（4月28日）から年末までの収益率を表示しています。

## 各マザーファンドの主要な資産の状況（2014年12月30日現在）

## ■ラッセル 日本株式マザーファンド

## ポートフォリオの状況

資産の種類	国/地域	比率
株式	日本	95.5%
投資証券	日本	0.1%
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		4.4%
合計(純資産総額)		100.0%

## 組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率
1	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	4.0%
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	日本	銀行業	3.2%
3	三井住友フィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	2.7%
4	三井物産	株式	日本	卸売業	1.9%
5	三菱商事	株式	日本	卸売業	1.7%
6	KDDI	株式	日本	情報・通信業	1.5%
7	オリックス	株式	日本	その他金融業	1.4%
8	日本電信電話	株式	日本	情報・通信業	1.3%
9	キーエンス	株式	日本	電気機器	1.3%
10	アステラス製薬	株式	日本	医薬品	1.2%

## 組入上位5業種

業種	比率
電気機器	12.0%
輸送用機器	9.6%
銀行業	9.4%
情報・通信業	7.6%
卸売業	6.8%

※比率は、当該マザーファンドの純資産総額に対する投資比率です。

## ■ラッセル 外国株式マザーファンド

## ポートフォリオの状況

資産の種類	国/地域	比率
株式	アメリカ	48.4%
	スイス	7.5%
	イギリス	7.3%
	フランス	6.0%
	ドイツ	4.5%
	その他	22.1%
	小計	95.7%
	投資証券	
カナダ	0.4%	
オーストラリア	0.1%	
イギリス	0.1%	
アメリカ	0.0%	
小計	0.6%	
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		3.6%
合計(純資産総額)		100.0%

## 組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率
1	APPLE INC	株式	アメリカ	テクノロジー/ハードウェアおよび機器	1.9%
2	VISA INC-CLASS A SHARES	株式	アメリカ	ソフトウェア・サービス	1.6%
3	NESTLE SA-REG	株式	スイス	食品・飲料・タバコ	1.5%
4	DANONE	株式	フランス	食品・飲料・タバコ	1.4%
5	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	株式	アメリカ	保険	1.2%
6	DIAGEO PLC	株式	イギリス	食品・飲料・タバコ	1.1%
7	STATE STREET CORP	株式	アメリカ	各種金融	1.1%
8	WELLS FARGO & CO	株式	アメリカ	銀行	1.0%
9	AMGEN INC	株式	アメリカ	製薬/バイオテクノロジー/ライフサイエンス	1.0%
10	BNP PARIBAS	株式	フランス	銀行	0.9%

## 組入上位5業種

業種	比率
食品・飲料・タバコ	8.7%
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.2%
ソフトウェア・サービス	8.0%
各種金融	7.2%
資本財	6.0%

※比率は、当該マザーファンドの純資産総額に対する投資比率です。

## ■ラッセル 日本債券マザーファンド

## ポートフォリオの状況

資産の種類	国/地域	比率
国債証券	日本	71.4%
社債券	日本	19.8%
	フランス	1.7%
	アメリカ	0.9%
	小計	22.5%
	現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	
合計(純資産総額)		100.0%

## 組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	償還期限	比率
1	第120回 利付国債(5年)	国債証券	日本	2019/9/20	8.1%
2	第121回 利付国債(20年)	国債証券	日本	2030/9/20	5.0%
3	第321回 利付国債(10年)	国債証券	日本	2022/3/20	3.6%
4	第151回 利付国債(20年)	国債証券	日本	2034/12/20	3.2%
5	第502回 国庫短期証券	国債証券	日本	2015/3/30	2.6%
6	第497回 国庫短期証券	国債証券	日本	2015/3/16	2.3%
7	第337回 利付国債(2年)	国債証券	日本	2016/2/15	2.1%
8	第128回 利付国債(20年)	国債証券	日本	2031/6/20	2.0%
9	第121回 利付国債(5年)	国債証券	日本	2019/9/20	1.9%
10	第324回 利付国債(10年)	国債証券	日本	2022/6/20	1.9%

※比率は、当該マザーファンドの純資産総額に対する投資比率です。

## ■ラッセル 外国債券マザーファンド

### ポートフォリオの状況

資産の種類	国/地域	比率
国債証券	アメリカ	12.9%
	イタリア	6.9%
	その他	46.5%
	小計	66.3%
地方債証券	カナダ	1.6%
特殊債券	国際機関	4.6%
	オーストラリア	1.5%
	その他	0.9%
	小計	7.0%
社債券	アメリカ	12.5%
	イギリス	2.3%
	その他	5.4%
	小計	20.2%
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		4.9%
合計(純資産総額)		100.0%

### 組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	償還期限	比率
1	FRANCE GOVERNMENT	国債証券	フランス	2021/4/25	4.0%
2	US TREASURY N/B	国債証券	アメリカ	2016/9/15	3.7%
3	US TREASURY N/B	国債証券	アメリカ	2018/12/31	3.7%
4	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	国債証券	ドイツ	2039/7/4	3.0%
5	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	国債証券	スペイン	2022/1/31	2.9%
6	BUONI POLIENNALI DEL TES	国債証券	イタリア	2029/11/1	2.8%
7	BUONI POLIENNALI DEL TES	国債証券	イタリア	2018/8/1	1.9%
8	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	国債証券	ドイツ	2037/1/4	1.9%
9	UK TSY	国債証券	イギリス	2036/3/7	1.8%
10	NEW ZEALAND GOVERNMENT	国債証券	ニュージーランド	2017/12/15	1.7%

※比率は、当該マザーファンドの純資産総額に対する投資比率です。

- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用実績は委託会社のホームページで提供しております。

#### (4)【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

##### 安定型

期	設定口数(口)	解約口数(口)
1期	99,267,727	3,939,160
2期	107,140,414	21,018,696
3期	85,404,336	25,956,672
4期	46,712,435	38,860,363
5期	40,485,555	31,762,514
6期	48,975,197	29,600,134
7期	69,449,085	13,361,641
8期	31,837,130	155,661,369
9期	21,768,377	56,214,240

(注1) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注2) 第1期の設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

##### 安定・成長型

期	設定口数(口)	解約口数(口)
1期	265,480,123	7,113,752
2期	489,312,789	73,906,038
3期	330,515,927	48,397,587
4期	320,823,659	29,188,026
5期	264,139,120	166,816,635
6期	244,201,559	101,305,085
7期	208,532,456	76,674,901
8期	154,627,956	887,828,923
9期	90,136,189	436,309,843

(注1) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注2) 第1期の設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

##### 成長型

期	設定口数(口)	解約口数(口)
1期	562,998,346	50,749,533

2期	240,993,800	168,730,799
3期	121,561,909	66,411,843
4期	94,386,115	28,857,057
5期	81,811,543	74,611,153
6期	53,995,659	60,723,649
7期	42,850,769	46,284,315
8期	65,304,126	217,435,425
9期	84,044,356	197,218,023

(注1) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注2) 第1期の設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

原則としていつでも取得申込みを行うことができます。ただし、毎年12月25日には取得申込みおよびスイッチングの受付は行いません。

各営業日 の午後3時までに販売会社が受付けた取得申込みを当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる取得申込みは翌営業日 の取扱いとなります。

上記の取得申込みの受付を行わない日を除きます。

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みを行います。

ファンドの取得申込みには、分配金を受け取る「分配金受取りコース」と収益分配金から税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。（両コース共、同様の内容の異なる名称のものを含みます。）なお、販売会社により、取扱いコースが異なる場合がありますので、詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

「自動けいぞく投資コース」を利用される取得申込者は、販売会社との間で、別に定める自動けいぞく投資契約を締結していただきます。

自動けいぞく投資契約に基づく定時定額購入サービスを利用される取得申込者は、販売会社との間でファンドの受益権の定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。

取得申込者は、販売会社が定める日までに取得申込みに係る金額を当該販売会社に支払います。詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

申込単位は、販売会社がそれぞれ定める単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には1口の整数倍、確定拠出年金制度に基づく取得申込みについては1円以上1円単位をもって受付けます。詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。

申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は各計算期間終了日の基準価額とします。

なお、基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。

#### ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887(フリーダイヤル)(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

<ホームページ・アドレス> <http://www.russell.com/jpin/>

申込手数料は、2.16%（税抜2.00%）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を、取得申込口数、取得申込金額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。

消費税等相当額を含みます。なお、税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

ただし、スイッチング、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資による取得申込みおよび確定拠出年金制度に基づく取得申込みについては、無手数料の取扱いとなります。

#### スイッチング

ライフポイントを構成する各ファンド間において、スイッチング（各ファンドの換金による手取り額をもって換金のお申込みと同時にライフポイントを構成する他のファンドの取得申込みを行うこと。以下同じ。）を行うことができます。スイッチングにより取得申込みをする場合のファンドの発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、販売会社によってはスイッチングのお取扱いができない場合があります。

スイッチングに際しては、申込手数料がかかりませんが、スイッチングにより換金されるファンドについては、通常の換金と同様に税金 ががかかりますので、ご留意下さい。

税金については、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご参照下さい。

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情があると委託会社が判断したときは、取得申込みを中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払と引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

## 2【換金（解約）手続等】

原則としていつでも換金申込みを行うことができます。ただし、毎年12月25日には換金申込みの受付は行いません。受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社がそれぞれ定める単位をもって「解約請求」または「買取請求」により換金の申込みを行うことができます。詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

各営業日 の午後3時までに販売会社が受付けた換金申込みを当日の受付分とします。この時刻を過ぎで行われる換金申込みは翌営業日 の取扱いとなります。

上記 の換金申込みの受付を行わない日を除きます。

換金価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。

### ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887(フリーダイヤル)(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

<ホームページ・アドレス> <http://www.russell.com/jpin/>

ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口のご換金については制限を設ける場合があります。取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情があると委託会社が判断したときは、換金申込みの受付を中止することおよび既に受付けた換金申込みの受付を取消す場合があります。この場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして取扱います。

換金代金は、原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

換金（解約）手数料はありません。

信託財産留保額ははありません。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするとき、振替受益権をもって行うものとします。

## 3【資産管理等の概要】

### (1)【資産の評価】

#### 基準価額の計算方法

「基準価額」とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および信託約款に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。以下同じ。）を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりの価額で表示されることがあります。

#### 主な投資対象の評価方法

各ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

投資対象	評価方法
マザーファンド	原則として、ファンドの基準価額計算日における基準価額で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日 <sup>1</sup> の取引所の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日 <sup>1</sup> における以下のいずれかの価額で評価します。 <sup>2</sup> 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。） 価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。

1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日に知り得る直近の最終相場とします。

2 残存期間1年以内の公社債については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

#### 基準価額の照会方法等

基準価額は委託会社の営業日に算出されます。基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。また、基準価額は、原則として計算日(委託会社の営業日)の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称(「ラッセル」)の「ラ 安定」、「イ 安・成」、「フ 成長」として掲載されます。

**ラッセル・インベストメント株式会社**

<電話番号> 0120-055-887(フリーダイヤル)(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

<ホームページ・アドレス> <http://www.russell.com/jpin/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として無期限ですが、下記「(5) その他 A. 信託契約の終了」による場合、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

毎年11月19日から翌年11月18日までとします。各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託の終了日とします。

(5)【その他】

A. 信託契約の終了

1. ファンドの繰上償還条項

次のいずれかの場合、委託会社は受託会社と合意の上、信託契約を解約し信託を終了させる場合があります。

(a) 信託契約の一部解約により、設定日から1年経過後、純資産総額が30億円を下回ることとなった場合

(b) 信託期間終了前にファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき

(c) やむを得ない事情が発生したとき

2. 信託期間の終了(繰上償還)

(a) 上記により信託を終了させる場合は、以下の手続きで行います。

イ. 委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ. 委託会社は解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ハ. 公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

ニ. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ホ. 信託財産の状態に照らし、真にやむをえない事情が生じている場合であって、上記ハ. の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、上記ハ. およびニ. の規定は適用しません。

(b) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の「B. 信託約款の変更」の手続きにおいて不成立の場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

(d) 受託会社が辞任した、または解任された後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

B. 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

2. 委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、上記1.の信託約款の変更をしません。
4. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
5. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記1.から4.までの規定に従います。

#### C. 反対者の買取請求権

前記A.に規定する信託契約の終了または前記B.に規定する信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、公正な価額で信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社との協議により決定するものとします。

#### D. 関係法人との契約の更改等

##### 1. 募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間で締結される「募集・販売の取扱い等に関する契約書」は、当該契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方からの別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

##### 2. 各ファンドの外国為替予約取引に関する指図権限委託契約

委託会社と外部委託先運用会社との間で締結される外国為替予約取引に係る指図権限の委託に関する投資顧問契約は、当事者の一方の相手方に対して30日前の書面による解約の意思表示の通知がなされた場合、契約が終了します。ただし、当該契約は各ファンドの償還日に終了するものとします。

##### 3. 各マザーファンドの運用指図に関する権限委託契約

委託会社と各外部委託先運用会社との間で締結された、各マザーファンドの運用指図に関する権限委託契約は、当事者の一方の相手方に対して30日前の書面による解約の意思表示の通知がなされた場合、契約が終了します。ただし、当該契約は各マザーファンドの償還日に終了するものとします。

（参考：マザーファンドにおける外部委託先運用会社との投資助言契約）

外部委託先運用会社と投資助言会社との間で締結される投資助言契約は、当事者の一方の相手方に対して30日前の書面による解約の意思表示の通知がなされた場合、契約が終了します。ただし、当該契約はマザーファンドの償還日に終了するものとします。

#### E. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（<http://www.russell.com/jpin/>）に掲載します。

ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### F. 運用報告書

(a) 委託会社は、毎決算時および償還時に、計算期間中の運用経過のほか信託財産の内容、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

(b) 委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページ（<http://www.russell.com/jpin/>）に掲載します。

(c) 上記(b)の規定にかかわらず、受益者からの運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

## 4 【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次の通りです。

### 収益分配金請求権

販売会社は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし



す。)に対し、収益分配金を原則として決算日（当該決算日が休業日の場合は翌営業日とします。以下同じ。）から起算して5営業日目までに開始するものとします。受益者は収益分配金を支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、収益分配金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として決算日の翌営業日に販売会社に交付されます。販売会社は別に定める契約に基づき、受益者に対して遅延なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### 償還金請求権

受益者は、ファンドの信託終了後、口数に応じて償還金を請求することができます。販売会社は、信託終了日（償還日）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対する償還金の支払いを、原則として償還日（当該日が休業日の場合は当該日の翌営業日とします。）から起算して5営業日目までに開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者は償還金を支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

#### 換金請求権

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。詳細は、前述の「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

#### 帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間（平成25年11月19日から平成26年11月18日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【ラッセル グローバル・バランス・ファンド 安定型】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 平成25年11月18日現在	第9期 平成26年11月18日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	1,836,972	1,411,679
親投資信託受益証券	258,541,078	244,104,385
派生商品評価勘定	199,543	-
未収入金	-	103,984
未収利息	3	-
流動資産合計	260,577,596	245,620,048
<b>資産合計</b>	260,577,596	245,620,048
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	2,630,963	176,397
未払金	-	12,182,719
未払解約金	-	100,093
未払受託者報酬	156,587	120,241
未払委託者報酬	1,722,341	1,322,696
流動負債合計	4,509,891	13,902,146
<b>負債合計</b>	4,509,891	13,902,146
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	209,111,330	174,665,467
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	46,956,375	57,052,435
（分配準備積立金）	46,227,848	51,125,384
元本等合計	256,067,705	231,717,902
<b>純資産合計</b>	256,067,705	231,717,902
<b>負債純資産合計</b>	260,577,596	245,620,048

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第8期		第9期	
	自	平成24年11月20日 至 平成25年11月18日	自	平成25年11月19日 至 平成26年11月18日
<b>営業収益</b>				
受取利息		807		282
有価証券売買等損益		103,717,499		39,592,274
為替差損益		58,228,617		18,985,644
<b>営業収益合計</b>		<b>45,489,689</b>		<b>20,606,912</b>
<b>営業費用</b>				
受託者報酬		343,825		237,548
委託者報酬		3,781,906		2,612,983
その他費用		-		21,600
<b>営業費用合計</b>		<b>4,125,731</b>		<b>2,872,131</b>
<b>営業利益又は営業損失 ( )</b>		<b>41,363,958</b>		<b>17,734,781</b>
<b>経常利益又は経常損失 ( )</b>		<b>41,363,958</b>		<b>17,734,781</b>
<b>当期純利益又は当期純損失 ( )</b>		<b>41,363,958</b>		<b>17,734,781</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ( )		14,207,562		722,430
<b>期首剰余金又は期首欠損金 ( )</b>		<b>28,440,466</b>		<b>46,956,375</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額		5,390,088		5,727,569
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		5,390,088		5,727,569
剰余金減少額又は欠損金増加額		14,030,575		12,643,860
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		14,030,575		12,643,860
分配金		-		-
<b>期末剰余金又は期末欠損金 ( )</b>		<b>46,956,375</b>		<b>57,052,435</b>

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第8期	第9期
	平成25年11月18日現在	平成26年11月18日現在
1. 期首元本額	332,935,569円	209,111,330円
期中追加設定元本額	31,837,130円	21,768,377円
期中一部解約元本額	155,661,369円	56,214,240円
2. 計算期間末日における受益権の総数	209,111,330口	174,665,467口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期	第9期
自 平成24年11月20日 至 平成25年11月18日	自 平成25年11月19日 至 平成26年11月18日
1. 分配金の計算過程 平成25年11月18日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(6,242,412円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(20,913,984円)、信託約款に規定される収益調整金(4,864,822円)及び分配準備積立金(19,071,452円)より分配対象収益は51,092,670円(1万口当たり2,443.30円)ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	1. 分配金の計算過程 平成26年11月18日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(5,375,332円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(11,637,019円)、信託約款に規定される収益調整金(8,622,467円)及び分配準備積立金(34,113,033円)より分配対象収益は59,747,851円(1万口当たり3,420.68円)ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、当該委託を受けた者と委託者の間で別に定める取決めに基づく金額を、委託者報酬の中から支弁しております。	2. 同左

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
-----------------	--

2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>当ファンドが保有する主な金融商品は、売買目的で保有する親投資信託受益証券とデリバティブ取引等であります。</p> <p>親投資信託受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクに晒されております。親投資信託受益証券には、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、金利変動リスク、債券の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスクがあり、当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。</p> <p>デリバティブ取引等には為替予約取引が含まれており、為替変動リスクがあります。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドが投資対象とする親投資信託受益証券及びデリバティブ取引等は、運用を外部に委託しております。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インベストメント・マネジメント&amp;リサーチ部は、社内規程に基づき、外部委託先運用会社を管理しています。</li> <li>・外部委託先運用会社は、運用の詳細を定めた運用ガイドラインを遵守し、運用ガイドラインに違反した場合は直ちに委託会社に報告します。</li> <li>・インベストメント・マネジメント&amp;リサーチ部は、外部委託先運用会社の運用ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。また、定期的に外部委託先運用会社に運用ガイドライン違反の有無を確認し、その結果を投資政策・運用委員会に報告します。</li> <li>・外部委託先運用会社が投資助言会社の投資助言に基づいて運用の指図を行う場合は、当該投資助言会社に対しても、必要な管理（売買執行にかかるモニタリング等を除きます。）を行います。</li> <li>・グループ会社に対しても、必要な監督を行っています。</li> <li>・法務・コンプライアンス部はファンド全体の管理を行い、主に信託約款、法令等の遵守状況を中心にモニタリングします。また、定期的に外部委託先運用会社から法令遵守状況を確認します。</li> </ul>

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第8期 平成25年11月18日現在	第9期 平成26年11月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p>	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>同左</p> <p>有価証券 同左</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>デリバティブ取引等 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>デリバティブ取引等 同左</p> <p>同左</p>
----------------------------	--	-----------------------------------

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

(単位：円)

区 分	第8期 平成25年11月18日現在	第9期 平成26年11月18日現在
種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	54,990,686	36,048,402
合 計	54,990,686	36,048,402

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

## 通貨関連 第8期（平成25年11月18日現在）

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引 以外の 取引	為替予約取引				
	買建	8,672,808	-	8,821,421	148,613
	米ドル	3,545,694	-	3,641,166	95,472
	カナダドル	216,032	-	220,914	4,882
	ユーロ	3,842,928	-	3,872,620	29,692
	英ポンド	652,117	-	668,734	16,617
	スイスフラン	27,305	-	27,377	72
	スウェーデンクローネ	75,688	-	74,746	942
	オーストラリアドル	238,158	-	239,418	1,260
	シンガポールドル	74,886	-	76,446	1,560
	売建	187,028,941	-	189,608,974	2,580,033
	米ドル	75,182,938	-	76,832,360	1,649,422
	カナダドル	4,832,821	-	4,875,455	42,634
	ユーロ	85,457,165	-	86,080,484	623,319
	英ポンド	14,520,231	-	14,800,074	279,843
	スイスフラン	712,925	-	717,279	4,354
	スウェーデンクローネ	1,693,263	-	1,667,029	26,234
	オーストラリアドル	2,969,595	-	2,946,029	23,566
	シンガポールドル	1,660,003	-	1,690,264	30,261

合計	195,701,749	-	198,430,395	2,431,420
----	-------------	---	-------------	-----------

通貨関連 第9期（平成26年11月18日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の 取引	為替予約取引				
	売建	171,500,860	-	171,677,257	176,397
	米ドル	69,879,248	-	69,940,933	61,685
	カナダドル	4,033,686	-	4,045,599	11,913
	ユーロ	77,167,595	-	77,255,775	88,180
	英ポンド	13,944,284	-	13,950,019	5,735
	スイスフラン	594,095	-	594,818	723
	スウェーデンクローネ	1,384,840	-	1,385,158	318
	オーストラリアドル	2,930,376	-	2,935,708	5,332
	シンガポールドル	1,566,736	-	1,569,247	2,511
合計		171,500,860	-	171,677,257	176,397

(注) 1. 為替予約の評価方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第8期 自 平成24年11月20日 至 平成25年11月18日	第9期 自 平成25年11月19日 至 平成26年11月18日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

区 分	第8期	第9期
	平成25年11月18日現在	平成26年11月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2246円 (12,246円)	1.3266円 (13,266円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

次表の通りです。

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	------	-----	----



親投資信託受益証券	ラッセル 日本株式マザーファンド	22,066,582	36,140,647	-
	ラッセル 外国株式マザーファンド	11,346,654	24,471,328	-
	ラッセル 日本債券マザーファンド	8,529,681	11,288,179	-
	ラッセル 外国債券マザーファンド	54,716,647	172,204,231	-
合計		96,659,564	244,104,385	-

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

【ラッセル グローバル・バランス・ファンド 安定・成長型】  
（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第8期 平成25年11月18日現在	第9期 平成26年11月18日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	7,639,636	4,770,512
親投資信託受益証券	1,043,568,292	726,743,383
派生商品評価勘定	908,874	-
未収入金	30,993,309	105,629
未収利息	13	3
流動資産合計	1,083,110,124	731,619,527
資産合計	1,083,110,124	731,619,527
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	7,339,747	339,642
未払金	-	23,394,470
未払解約金	30,993,309	64,159
未払受託者報酬	635,176	396,149
未払委託者報酬	7,304,448	4,555,697
流動負債合計	46,272,680	28,750,117
負債合計	46,272,680	28,750,117
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	886,402,642	540,228,988
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	150,434,802	162,640,422
（分配準備積立金）	225,226,185	187,191,039
元本等合計	1,036,837,444	702,869,410
純資産合計	1,036,837,444	702,869,410
負債純資産合計	1,083,110,124	731,619,527

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第8期		第9期	
	自	平成24年11月20日 至 平成25年11月18日	自	平成25年11月19日 至 平成26年11月18日
<b>営業収益</b>				
受取利息		1,948		1,061
有価証券売買等損益		565,574,276		129,013,977
為替差損益		160,824,557		39,421,581
<b>営業収益合計</b>		<b>404,751,667</b>		<b>89,593,457</b>
<b>営業費用</b>				
受託者報酬		1,458,550		832,560
委託者報酬		16,773,176		9,574,345
その他費用		-		21,600
<b>営業費用合計</b>		<b>18,231,726</b>		<b>10,428,505</b>
<b>営業利益又は営業損失 ( )</b>		<b>386,519,941</b>		<b>79,164,952</b>
<b>経常利益又は経常損失 ( )</b>		<b>386,519,941</b>		<b>79,164,952</b>
<b>当期純利益又は当期純損失 ( )</b>		<b>386,519,941</b>		<b>79,164,952</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ( )		168,470,563		11,213,775
<b>期首剰余金又は期首欠損金 ( )</b>		<b>154,698,325</b>		<b>150,434,802</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額		87,083,749		18,733,870
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		77,483,798		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		9,599,951		18,733,870
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>		<b>-</b>		<b>74,479,427</b>
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		74,479,427
<b>分配金</b>		<b>-</b>		<b>-</b>
<b>期末剰余金又は期末欠損金 ( )</b>		<b>150,434,802</b>		<b>162,640,422</b>

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第8期	第9期
	平成25年11月18日現在	平成26年11月18日現在
1. 期首元本額	1,619,603,609円	886,402,642円
期中追加設定元本額	154,627,956円	90,136,189円
期中一部解約元本額	887,828,923円	436,309,843円
2. 計算期間末日における受益権の総数	886,402,642口	540,228,988口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期	第9期
自 平成24年11月20日 至 平成25年11月18日	自 平成25年11月19日 至 平成26年11月18日
1. 分配金の計算過程 平成25年11月18日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(22,127,182円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(186,423,303円)、信託約款に規定される収益調整金(2,668,797円)及び分配準備積立金(16,675,700円)より分配対象収益は227,894,982円(1万口当たり2,570.98円)ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	1. 分配金の計算過程 平成26年11月18日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(13,930,115円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(54,021,062円)、信託約款に規定される収益調整金(19,839,873円)及び分配準備積立金(119,239,862円)より分配対象収益は207,030,912円(1万口当たり3,832.25円)ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、当該委託を受けた者と委託者の間で別に定める取決めに基づく金額を、委託者報酬の中から支弁しております。	2. 同左

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
-----------------	--

2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>当ファンドが保有する主な金融商品は、売買目的で保有する親投資信託受益証券とデリバティブ取引等であります。</p> <p>親投資信託受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクに晒されております。親投資信託受益証券には、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、金利変動リスク、債券の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスクがあり、当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。</p> <p>デリバティブ取引等には為替予約取引が含まれており、為替変動リスクがあります。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドが投資対象とする親投資信託受益証券及びデリバティブ取引等は、運用を外部に委託しております。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インベストメント・マネジメント&amp;リサーチ部は、社内規程に基づき、外部委託先運用会社を管理しています。</li> <li>・外部委託先運用会社は、運用の詳細を定めた運用ガイドラインを遵守し、運用ガイドラインに違反した場合は直ちに委託会社に報告します。</li> <li>・インベストメント・マネジメント&amp;リサーチ部は、外部委託先運用会社の運用ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。また、定期的に外部委託先運用会社に運用ガイドライン違反の有無を確認し、その結果を投資政策・運用委員会に報告します。</li> <li>・外部委託先運用会社が投資助言会社の投資助言に基づいて運用の指図を行う場合は、当該投資助言会社に対しても、必要な管理（売買執行にかかるモニタリング等を除きます。）を行います。</li> <li>・グループ会社に対しても、必要な監督を行っています。</li> <li>・法務・コンプライアンス部はファンド全体の管理を行い、主に信託約款、法令等の遵守状況を中心にモニタリングします。また、定期的に外部委託先運用会社から法令遵守状況を確認します。</li> </ul>

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第8期 平成25年11月18日現在	第9期 平成26年11月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引等</p>	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>同左</p> <p>有価証券 同左</p> <p>デリバティブ取引等</p>

3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左  同左
---------------------------	--	--------------

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

(単位：円)

区 分	第8期 平成25年11月18日現在	第9期 平成26年11月18日現在
種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	280,633,633	106,717,528
合 計	280,633,633	106,717,528

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

## 通貨関連 第8期（平成25年11月18日現在）

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益	
			うち1年超			
市場取引 以外の 取引	為替予約取引					
	買建	53,243,196	-	53,975,892	732,696	
		米ドル	18,698,449	-	18,989,019	290,570
		カナダドル	2,673,382	-	2,701,885	28,503
		ユーロ	19,348,200	-	19,602,352	254,152
		英ポンド	8,260,825	-	8,414,096	153,271
		スイスフラン	416,060	-	419,421	3,361
		スウェーデンクローネ	938,274	-	928,159	10,115
		オーストラリアドル	1,938,734	-	1,936,009	2,725
		シンガポールドル	969,272	-	984,951	15,679
		売建	520,854,618	-	528,018,187	7,163,569
		米ドル	206,438,795	-	210,967,009	4,528,214
		カナダドル	14,780,287	-	14,909,859	129,572
		ユーロ	233,389,238	-	235,083,446	1,694,208
		英ポンド	44,632,153	-	45,489,659	857,506
		スイスフラン	2,200,989	-	2,214,422	13,433
		スウェーデンクローネ	5,182,962	-	5,102,158	80,804
		オーストラリアドル	9,104,834	-	9,032,666	72,168
		シンガポールドル	5,125,360	-	5,218,968	93,608

合計	574,097,814	-	581,994,079	6,430,873
----	-------------	---	-------------	-----------

通貨関連 第9期（平成26年11月18日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の 取引	為替予約取引				
	売建	330,046,015	-	330,385,657	339,642
	米ドル	134,480,058	-	134,599,187	119,129
	カナダドル	7,762,175	-	7,785,100	22,925
	ユーロ	148,508,056	-	148,677,514	169,458
	英ポンド	26,833,840	-	26,844,876	11,036
	スイスフラン	1,143,674	-	1,145,066	1,392
	スウェーデンクローネ	2,665,050	-	2,665,662	612
	オーストラリアドル	5,639,269	-	5,649,529	10,260
	シンガポールドル	3,013,893	-	3,018,723	4,830
合計		330,046,015	-	330,385,657	339,642

(注) 1. 為替予約の評価方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第8期 自 平成24年11月20日 至 平成25年11月18日	第9期 自 平成25年11月19日 至 平成26年11月18日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

区 分	第8期 平成25年11月18日現在	第9期 平成26年11月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1697円 (11,697円)	1.3011円 (13,011円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

次表の通りです。

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	------	-----	----

親投資信託受益証券	ラッセル 日本株式マザーファンド	131,871,974	215,979,919	-
	ラッセル 外国株式マザーファンド	67,672,462	145,949,198	-
	ラッセル 日本債券マザーファンド	25,397,204	33,610,659	-
	ラッセル 外国債券マザーファンド	105,237,547	331,203,607	-
合計		330,179,187	726,743,383	-

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。



## 【ラッセル グローバル・バランス・ファンド 成長型】

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 平成25年11月18日現在	第9期 平成26年11月18日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	4,010,738	3,604,434
親投資信託受益証券	606,661,284	558,619,913
派生商品評価勘定	40,836	-
未収入金	3,269,711	5,631,254
未収利息	7	2
流動資産合計	613,982,576	567,855,603
資産合計	613,982,576	567,855,603
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,684,672	117,156
未払金	-	8,100,346
未払解約金	3,269,711	5,596,048
未払受託者報酬	318,868	288,695
未払委託者報酬	3,826,307	3,464,258
流動負債合計	9,099,558	17,566,503
負債合計	9,099,558	17,566,503
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	550,098,493	436,924,826
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	54,784,525	113,364,274
（分配準備積立金）	107,136,553	137,282,519
元本等合計	604,883,018	550,289,100
純資産合計	604,883,018	550,289,100
負債純資産合計	613,982,576	567,855,603

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第8期		第9期	
	自	平成24年11月20日 至 平成25年11月18日	自	平成25年11月19日 至 平成26年11月18日
<b>営業収益</b>				
受取利息		696		663
有価証券売買等損益		266,640,573		92,895,472
為替差損益		27,705,812		12,530,313
<b>営業収益合計</b>		<b>238,935,457</b>		<b>80,365,822</b>
<b>営業費用</b>				
受託者報酬		633,890		562,613
委託者報酬		7,606,530		6,751,212
その他費用		-		21,600
<b>営業費用合計</b>		<b>8,240,420</b>		<b>7,335,425</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>		<b>230,695,037</b>		<b>73,030,397</b>
<b>経常利益又は経常損失( )</b>		<b>230,695,037</b>		<b>73,030,397</b>
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>		<b>230,695,037</b>		<b>73,030,397</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )		49,747,384		6,658,460
<b>期首剰余金又は期首欠損金( )</b>		<b>177,960,436</b>		<b>54,784,525</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額		53,014,184		12,193,448
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		53,014,184		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		12,193,448
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>		<b>1,216,876</b>		<b>19,985,636</b>
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		19,985,636
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,216,876		-
分配金		-		-
<b>期末剰余金又は期末欠損金( )</b>		<b>54,784,525</b>		<b>113,364,274</b>

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第8期	第9期
	平成25年11月18日現在	平成26年11月18日現在
1. 期首元本額	702,229,792円	550,098,493円
期中追加設定元本額	65,304,126円	84,044,356円
期中一部解約元本額	217,435,425円	197,218,023円
2. 計算期間末日における受益権の総数	550,098,493口	436,924,826口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期	第9期
自 平成24年11月20日 至 平成25年11月18日	自 平成25年11月19日 至 平成26年11月18日
<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>平成25年11月18日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(11,042,332円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(88,136,735円)、信託約款に規定される収益調整金(1,024,806円)及び分配準備積立金(7,957,486円)より分配対象収益は108,161,359円(1万口当たり1,966.19円)ですが、分配を行っておりません。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p> <p>2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、当該委託を受けた者と委託者の間で別に定める取決めに基づく金額を、委託者報酬の中から支弁しております。</p>	<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>平成26年11月18日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(9,601,372円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(56,770,565円)、信託約款に規定される収益調整金(15,136,172円)及び分配準備積立金(70,910,582円)より分配対象収益は152,418,691円(1万口当たり3,488.42円)ですが、分配を行っておりません。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p> <p>2. 同左</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
-----------------	--

2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>当ファンドが保有する主な金融商品は、売買目的で保有する親投資信託受益証券とデリバティブ取引等であります。</p> <p>親投資信託受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクに晒されております。親投資信託受益証券には、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、金利変動リスク、債券の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスクがあり、当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。</p> <p>デリバティブ取引等には為替予約取引が含まれており、為替変動リスクがあります。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドが投資対象とする親投資信託受益証券及びデリバティブ取引等は、運用を外部に委託しております。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インベストメント・マネジメント&amp;リサーチ部は、社内規程に基づき、外部委託先運用会社を管理しています。</li> <li>・外部委託先運用会社は、運用の詳細を定めた運用ガイドラインを遵守し、運用ガイドラインに違反した場合は直ちに委託会社に報告します。</li> <li>・インベストメント・マネジメント&amp;リサーチ部は、外部委託先運用会社の運用ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。また、定期的に外部委託先運用会社に運用ガイドライン違反の有無を確認し、その結果を投資政策・運用委員会に報告します。</li> <li>・外部委託先運用会社が投資助言会社の投資助言に基づいて運用の指図を行う場合は、当該投資助言会社に対しても、必要な管理（売買執行にかかるモニタリング等を除きます。）を行います。</li> <li>・グループ会社に対しても、必要な監督を行っています。</li> <li>・法務・コンプライアンス部はファンド全体の管理を行い、主に信託約款、法令等の遵守状況を中心にモニタリングします。また、定期的に外部委託先運用会社から法令遵守状況を確認します。</li> </ul>

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第8期 平成25年11月18日現在	第9期 平成26年11月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p>	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 同左</p> <p>有価証券 同左</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引等 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。	デリバティブ取引等 同左
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

（単位：円）

区 分	第8期 平成25年11月18日現在	第9期 平成26年11月18日現在
種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	198,193,596	82,359,385
合 計	198,193,596	82,359,385

## （デリバティブ取引等に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

## 通貨関連 第8期（平成25年11月18日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の 取引	為替予約取引				
	買建	624,905	-	633,899	8,994
	米ドル	534,340	-	542,514	8,174
	スイスフラン	2,165	-	2,190	25
	オーストラリアドル	88,400	-	89,195	795
	売建	119,566,662	-	121,219,492	1,652,830
	米ドル	48,303,256	-	49,362,310	1,059,054
	カナダドル	3,077,030	-	3,104,343	27,313
	ユーロ	54,437,022	-	54,834,526	397,504
	英ポンド	9,247,928	-	9,426,262	178,334
	スイスフラン	456,046	-	458,849	2,803
	スウェーデンクローネ	1,078,890	-	1,062,159	16,731
	オーストラリアドル	1,909,328	-	1,894,558	14,770
	シンガポールドル	1,057,162	-	1,076,485	19,323
	合計	120,191,567	-	121,853,391	1,643,836

## 通貨関連 第9期（平成26年11月18日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の 取引	為替予約取引				
	売建	113,817,354	-	113,934,510	117,156
	米ドル	46,379,844	-	46,420,964	41,120
	カナダドル	2,676,826	-	2,684,732	7,906
	ユーロ	51,208,711	-	51,267,140	58,429
	英ポンド	9,254,890	-	9,258,697	3,807
	スイスフラン	394,867	-	395,347	480
	スウェーデンクローネ	918,823	-	919,034	211
	オーストラリアドル	1,944,502	-	1,948,040	3,538
	シンガポールドル	1,038,891	-	1,040,556	1,665
	合計	113,817,354	-	113,934,510	117,156

## (注) 1. 為替予約の評価方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

第8期 自 平成24年11月20日 至 平成25年11月18日	第9期 自 平成25年11月19日 至 平成26年11月18日
該当事項はありません。	同左

## (1口当たり情報に関する注記)

区 分	第8期 平成25年11月18日現在	第9期 平成26年11月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0996円 (10,996円)	1.2595円 (12,595円)

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

次表の通りです。

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ラッセル 日本株式マザーファンド	133,894,687	219,292,718	-
	ラッセル 外国株式マザーファンド	90,170,765	194,471,288	-
	ラッセル 日本債券マザーファンド	20,298,016	26,862,394	-
	ラッセル 外国債券マザーファンド	37,491,584	117,993,513	-
合計		281,855,052	558,619,913	-

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

## （参考情報）

「ラッセル グローバル・バランス・ファンド 安定型」、「ラッセル グローバル・バランス・ファンド 安定・成長型」および「ラッセル グローバル・バランス・ファンド 成長型」は、「ラッセル 日本株式マザーファンド」、「ラッセル 外国株式マザーファンド」、「ラッセル 日本債券マザーファンド」および「ラッセル 外国債券マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

## 「ラッセル 日本株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## 貸借対照表

（単位：円）

区 分	平成25年11月18日現在	平成26年11月18日現在
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
金銭信託	445,848	92,915
コール・ローン	1,405,709,853	1,070,275,290
株式	40,155,539,400	33,980,411,810
投資証券	134,253,500	32,131,400
派生商品評価勘定	94,809,440	75,513,412
未収入金	502,599,523	509,092,503
未収配当金	301,109,973	307,299,240
未収利息	2,503	733
差入委託証拠金	127,897,622	-
流動資産合計	42,722,367,662	35,974,817,303
資産合計	42,722,367,662	35,974,817,303
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	364,800
前受金	-	3,045,012
未払金	561,197,428	543,732,369
未払解約金	55,787,243	74,607,803
流動負債合計	616,984,671	621,749,984
負債合計	616,984,671	621,749,984
純資産の部		
元本等		
元本	29,159,762,044	21,585,134,377
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	12,945,620,947	13,767,932,942
元本等合計	42,105,382,991	35,353,067,319
純資産合計	42,105,382,991	35,353,067,319
負債純資産合計	42,722,367,662	35,974,817,303

（注）「ラッセル 日本株式マザーファンド」の計算期間は毎年4月19日から翌年4月18日までであり、当ファンドの計算期間と異なります。上記の貸借対照表は、平成25年11月18日及び平成26年11月18日における同親投資信託の状況であります。

## 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）



<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>有価証券</p> <p>株式及び投資証券は移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品取引所等に上場されている有価証券 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 開示対象ファンドの計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</li> <li>金融商品取引所等に上場されていない有価証券 時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</li> <li>時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</li> </ul>
<p>2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法</p>	<p>先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

平成25年11月18日現在	平成26年11月18日現在
<p>1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 42,037,120,312円</p> <p>期中追加設定元本額 2,525,527,879円</p> <p>期中一部解約元本額 15,402,886,147円</p> <p>元本の内訳</p> <p>ラッセル 日本株式ファンド - 2 (適格機関投資家限定) 16,137,145,176円</p> <p>ラッセル 日本株式ファンド (適格機関投資家限定) 5,292,201,018円</p> <p>ラッセル 日本株式ファンド - 3 (適格機関投資家限定) 4,391,990,497円</p> <p>ラッセル 日本株式マルチ・マネージャー・ファンド (確定拠出年金向け) 2,926,204,849円</p> <p>ラッセル グローバル・バランス・ファンド 安定型 27,207,517円</p> <p>ラッセル グローバル・バランス・ファンド 安定・成長型 215,899,549円</p> <p>ラッセル グローバル・バランス・ファンド 成長型 169,113,438円</p> <p>計 29,159,762,044円</p> <p>2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数 29,159,762,044口</p>	<p>1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 29,159,762,044円</p> <p>期中追加設定元本額 2,355,848,896円</p> <p>期中一部解約元本額 9,930,476,563円</p> <p>元本の内訳</p> <p>ラッセル 日本株式ファンド - 2 (適格機関投資家限定) 10,072,941,450円</p> <p>ラッセル 日本株式ファンド (適格機関投資家限定) 4,026,476,883円</p> <p>ラッセル 日本株式ファンド - 3 (適格機関投資家限定) 4,341,738,183円</p> <p>ラッセル 日本株式マルチ・マネージャー・ファンド (確定拠出年金向け) 2,856,144,618円</p> <p>ラッセル グローバル・バランス・ファンド 安定型 22,066,582円</p> <p>ラッセル グローバル・バランス・ファンド 安定・成長型 131,871,974円</p> <p>ラッセル グローバル・バランス・ファンド 成長型 133,894,687円</p> <p>計 21,585,134,377円</p> <p>2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数 21,585,134,377口</p>

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券及びデリバティブ取引等でありませす。投資対象とする金融商品は、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、流動性リスクに晒されております。  デリバティブ取引等には、株式関連では株価指数先物取引が含まれております。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは、運用を外部に委託しております。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 ・インベストメント・マネジメント&リサーチ部は、社内規程に基づき、外部委託先運用会社を管理しています。 ・外部委託先運用会社は、運用の詳細を定めた運用ガイドラインを遵守し、運用ガイドラインに違反した場合は直ちに委託会社に報告します。 ・インベストメント・マネジメント&リサーチ部は、外部委託先運用会社の運用ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。また、定期的に外部委託先運用会社に運用ガイドライン違反の有無を確認し、その結果を投資政策・運用委員会に報告します。 ・外部委託先運用会社が投資助言会社の投資助言に基づいて運用の指図を行う場合は、当該投資助言会社に対しても、必要な管理（売買執行にかかるモニタリング等を除きます。）を行います。 ・グループ会社に対しても、必要な監督を行っております。 ・財務・コンプライアンス部はファンド全体の管理を行い、主に信託約款、法令等の遵守状況を中心にモニタリングします。また、定期的に外部委託先運用会社から法令遵守状況を確認します。

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成25年11月18日現在	平成26年11月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありませす。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。  有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。  デリバティブ取引等	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 同左  有価証券 同左  デリバティブ取引等

3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p>
---------------------------	--	---------------------

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

(単位：円)

区分	平成25年11月18日現在	平成26年11月18日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	3,804,150,046	4,147,310,072
投資証券	4,949,210	358,113
合計	3,809,099,256	4,147,668,185

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間を指しております。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

## 株式関連（平成25年11月18日現在）

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	1,719,795,360	-	1,814,780,000	94,984,640
	合計	1,719,795,360	-	1,814,780,000	94,984,640

## 株式関連（平成26年11月18日現在）

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	1,279,824,988	-	1,355,090,000	75,265,012
	合計	1,279,824,988	-	1,355,090,000	75,265,012

## (注) 1. 株価指数先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

自 平成24年11月20日 至 平成25年11月18日	自 平成25年11月19日 至 平成26年11月18日
該当事項はありません。	同左

## （1口当たり情報に関する注記）

区 分	平成25年11月18日現在	平成26年11月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4440円 (14,440円)	1.6378円 (16,378円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

株式

次表の通りです。

（単位：円）

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
日本水産	130,000	417	54,210,000	
国際石油開発帝石	76,700	1,367	104,887,250	
石油資源開発	6,000	3,920	23,520,000	
清水建設	97,000	793	76,921,000	
鹿島建設	128,000	465	59,520,000	
大東建託	1,700	13,545	23,026,500	
大林道路	12,000	774	9,288,000	
大和ハウス工業	121,600	2,232	271,411,200	
きんでん	39,000	1,184	46,176,000	
九電工	47,000	1,207	56,729,000	
大気社	37,000	2,397	88,689,000	
東芝プラントシステム	39,000	1,797	70,083,000	
千代田化工建設	91,000	1,140	103,740,000	
コカ・コーラウエスト	50,600	1,647	83,338,200	
伊藤園	55,600	2,243	124,710,800	
J - オイルミルズ	17,000	389	6,613,000	
ニチレイ	46,000	507	23,322,000	
日清食品ホールディングス	10,000	6,060	60,600,000	
日本たばこ産業	28,500	3,845	109,582,500	
理研ビタミン	12,100	2,637	31,907,700	
ゲンゼ	41,000	300	12,300,000	
東洋紡	440,000	172	75,680,000	
日清紡ホールディングス	53,000	1,138	60,314,000	
三陽商会	102,000	301	30,702,000	
オンワードホールディングス	21,000	718	15,078,000	
デサント	62,000	1,143	70,866,000	
王子ホールディングス	95,000	414	39,330,000	
日本製紙	17,600	1,725	30,360,000	
北越紀州製紙	23,800	492	11,709,600	
レンゴー	38,000	491	18,658,000	
昭和電工	269,000	152	40,888,000	
住友化学	202,000	417	84,234,000	

クレハ	24,000	549	13,176,000	
トクヤマ	233,000	249	58,017,000	
セントラル硝子	24,000	370	8,880,000	
信越化学工業	38,200	7,723	295,018,600	
大陽日酸	103,000	1,282	132,046,000	
カネカ	48,000	610	29,280,000	
三菱瓦斯化学	228,000	706	160,968,000	
三井化学	386,000	323	124,678,000	
三菱ケミカルホールディングス	353,400	582	205,890,840	
住友ベークライト	243,000	427	103,761,000	
日本ゼオン	88,000	1,122	98,736,000	
アイカ工業	21,100	2,366	49,922,600	
宇部興産	201,000	169	33,969,000	
D I C	323,000	254	82,042,000	
富士フイルムホールディングス	28,100	4,047	113,720,700	
ライオン	80,000	654	52,320,000	
ニフコ	21,700	3,555	77,143,500	
アステラス製薬	242,500	1,805	437,712,500	
大日本住友製薬	61,500	1,280	78,720,000	
塩野義製薬	26,800	2,944	78,899,200	
中外製薬	21,200	3,340	70,808,000	
小野薬品工業	9,300	10,560	98,208,000	
久光製薬	5,800	3,755	21,779,000	
ツムラ	42,900	2,656	113,942,400	
生化学工業	19,800	1,958	38,768,400	
栄研化学	15,000	1,917	28,755,000	
沢井製薬	19,500	7,000	136,500,000	
ゼリア新薬工業	19,600	1,961	38,435,600	
第一三共	3,900	1,727	6,737,250	
大塚ホールディングス	75,600	3,919	296,276,400	
大正製薬ホールディングス	600	7,530	4,518,000	
コスモ石油	90,000	161	14,490,000	
出光興産	32,700	2,030	66,381,000	
J Xホールディングス	427,300	436	186,345,530	
東洋ゴム工業	20,800	2,089	43,451,200	
ブリヂストン	84,600	3,832	324,187,200	
ニッタ	13,400	2,686	35,992,400	
旭硝子	76,000	570	43,320,000	
日本板硝子	174,000	107	18,618,000	
日本電気硝子	215,000	528	113,520,000	
日本コンクリート工業	70,000	595	41,650,000	
東海カーボン	34,000	311	10,574,000	
日本碍子	39,000	2,665	103,935,000	
フジインコーポレーテッド	4,300	1,528	6,570,400	
ニチアス	227,000	678	153,906,000	
新日鐵住金	1,103,000	303	334,209,000	
神戸製鋼所	706,000	177	124,962,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス	89,600	2,362	211,635,200	
日新製鋼	12,200	1,033	12,602,600	
共英製鋼	31,800	1,908	60,674,400	

大同特殊鋼	50,000	437	21,850,000	
大太平洋金属	28,000	345	9,660,000	
三菱製鋼	27,000	246	6,642,000	
日本軽金属ホールディングス	302,500	166	50,215,000	
三菱マテリアル	289,000	365	105,485,000	
D O W Aホールディングス	83,000	934	77,522,000	
古河電気工業	129,000	191	24,639,000	
フジクラ	61,000	435	26,535,000	
リョービ	64,000	308	19,712,000	
アサヒホールディングス	7,600	1,750	13,300,000	
東洋製罐グループホールディングス	27,500	1,437	39,517,500	
三和ホールディングス	74,000	829	61,346,000	
三協立山	16,800	1,991	33,448,800	
タクマ	49,000	807	39,543,000	
アマダ	124,000	1,066	132,184,000	
富士機械製造	9,600	1,051	10,089,600	
D M G 森精機	73,500	1,435	105,472,500	
ディスコ	9,200	9,010	82,892,000	
日東工器	32,800	2,170	71,176,000	
ナブテスコ	44,700	2,834	126,679,800	
S M C	5,500	31,500	173,250,000	
日精樹脂工業	2,500	910	2,275,000	
住友重機械工業	130,000	661	85,930,000	
日立建機	21,200	2,480	52,576,000	
クボタ	83,000	1,803	149,649,000	
小森コーポレーション	10,300	1,096	11,288,800	
荏原製作所	146,000	530	77,380,000	
ダイキン工業	13,400	7,094	95,059,600	
ダイフク	47,100	1,273	59,958,300	
タダノ	4,000	1,626	6,504,000	
平和	29,900	2,228	66,617,200	
ホシザキ電機	10,700	5,520	59,064,000	
ジェイテクト	62,500	1,845	115,312,500	
三菱重工業	146,000	681	99,440,600	
I H I	398,000	570	226,860,000	
イビデン	22,000	1,743	38,346,000	
コニカミノルタ	2,600	1,316	3,421,600	
日立製作所	189,000	885	167,265,000	
東芝	361,000	495	178,767,200	
三菱電機	107,000	1,416	151,512,000	
安川電機	29,600	1,463	43,304,800	
オリジン電気	10,000	454	4,540,000	
日本電産	26,700	7,457	199,101,900	
J V C ケンウッド	25,900	228	5,905,200	
オムロン	3,100	5,460	16,926,000	
富士通	415,000	630	261,491,500	
沖電気工業	150,000	229	34,350,000	
セイコーエプソン	26,700	5,160	137,772,000	
ワコム	120,900	420	50,778,000	
アクセル	25,000	1,481	37,025,000	

ジャパンディスプレイ	73,300	382	28,000,600	
パナソニック	126,000	1,470	185,283,000	
ソニー	64,000	2,478	158,624,000	
T D K	29,600	6,970	206,312,000	
ミツミ電機	16,300	892	14,539,600	
アルプス電気	2,500	2,259	5,647,500	
ローランド ディー . ジー .	10,900	4,285	46,706,500	
フォスター電機	24,300	1,871	45,465,300	
クラリオン	305,000	396	120,780,000	
アオイ電子	4,800	5,140	24,672,000	
船井電機	27,000	1,461	39,447,000	
横河電機	81,900	1,537	125,880,300	
新電元工業	193,000	664	128,152,000	
キーエンス	8,800	56,080	493,504,000	
シスメックス	35,000	4,885	170,975,000	
オブテックス	20,200	1,972	39,834,400	
ウシオ電機	20,200	1,147	23,169,400	
ファナック	7,400	20,170	149,258,000	
ローム	19,800	7,570	149,886,000	
浜松ホトニクス	44,800	5,830	261,184,000	
新光電気工業	76,500	705	53,932,500	
太陽誘電	46,200	1,398	64,587,600	
村田製作所	8,000	13,040	104,320,000	
ニチコン	11,500	876	10,074,000	
日本ケミコン	25,000	317	7,925,000	
ミツバ	19,300	1,822	35,164,600	
キヤノン	53,900	3,630	195,683,950	
リコー	286,500	1,244	356,549,250	
デンソー	26,200	5,462	143,104,400	
川崎重工業	251,000	471	118,221,000	
日産自動車	289,200	1,077	311,468,400	
いすゞ自動車	98,000	1,498	146,853,000	
トヨタ自動車	214,400	6,998	1,500,371,200	
三菱自動車工業	92,300	1,210	111,683,000	
新明和工業	76,000	1,009	76,684,000	
カヤバ工業	28,000	491	13,748,000	
ケーヒン	7,900	1,623	12,821,700	
マツダ	83,400	2,796	233,186,400	
本田技研工業	117,800	3,676	433,032,800	
富士重工業	89,400	4,185	374,139,000	
ヤマハ発動機	38,900	2,467	95,966,300	
タカタ	5,100	1,187	6,053,700	
テルモ	7,000	2,821	19,747,000	
東京精密	1,600	2,251	3,601,600	
H O Y A	45,000	4,299	193,455,000	
セイコーホールディングス	202,000	603	121,806,000	
パラマウントベッドホールディングス	15,400	3,270	50,358,000	
バンダイナムコホールディングス	15,400	2,481	38,207,400	
フジシールインターナショナル	24,800	3,560	88,288,000	
凸版印刷	191,000	768	146,688,000	

大日本印刷	49,000	1,051	51,499,000
ビジョン	11,500	7,480	86,020,000
イトーキ	15,800	576	9,100,800
任天堂	10,300	12,990	133,797,000
岡村製作所	49,000	794	38,906,000
アデランス	15,700	1,235	19,389,500
東京電力	52,000	442	22,984,000
中部電力	9,500	1,415	13,447,250
関西電力	105,600	1,235	130,416,000
中国電力	17,300	1,580	27,334,000
九州電力	68,200	1,267	86,409,400
東京瓦斯	217,000	648	140,746,200
東京急行電鉄	165,000	734	121,110,000
富士急行	34,000	1,140	38,760,000
東日本旅客鉄道	21,700	8,916	193,477,200
東海旅客鉄道	8,300	17,600	146,080,000
鴻池運輸	31,700	2,152	68,218,400
セイノーホールディングス	162,000	1,065	172,530,000
日本郵船	275,000	305	83,875,000
商船三井	366,000	341	124,806,000
川崎汽船	374,000	287	107,338,000
日本航空	27,400	3,265	89,461,000
N E C ネットスアイ	20,000	2,389	47,780,000
デジタルアーツ	50,700	1,145	58,051,500
新日鉄住金ソリューションズ	20,900	3,235	67,611,500
I T ホールディングス	47,400	1,757	83,281,800
コーエーテクモホールディングス	98,400	1,734	170,625,600
ネクソン	46,200	1,050	48,510,000
ブロードリーフ	20,800	1,688	35,110,400
ティー・ワイ・オー	286,800	175	50,190,000
フジ・メディア・ホールディングス	60,800	1,609	97,827,200
伊藤忠テクノソリューションズ	12,200	4,755	58,011,000
日本テレビホールディングス	22,300	1,730	38,579,000
スカパーJ S A Tホールディングス	77,700	695	54,001,500
テレビ東京ホールディングス	1,600	2,244	3,590,400
日本電信電話	68,600	6,564	450,290,400
K D D I	69,100	7,625	526,887,500
N T T ドコモ	96,800	1,869	180,967,600
東映	113,000	602	68,026,000
D T S	11,100	2,377	26,384,700
スクウェア・エニックス・ホールディングス	119,900	2,189	262,461,100
S C S K	17,600	2,980	52,448,000
富士ソフト	22,100	2,491	55,051,100
ソフトバンク	28,500	8,016	228,456,000
フィールズ	41,300	1,410	58,233,000
双日	219,200	169	37,044,800
メディカルホールディングス	51,400	1,299	66,768,600
伊藤忠商事	198,200	1,349	267,470,900
丸紅	319,700	719	230,088,090
豊田通商	58,500	2,763	161,635,500



三井物産	403,800	1,630	658,194,000	
住友商事	281,000	1,260	354,200,500	
三菱商事	178,100	2,308	411,054,800	
キヤノンマーケティングジャパン	30,800	2,204	67,883,200	
阪和興業	34,000	412	14,008,000	
サンリオ	11,200	3,050	34,160,000	
P a l t a c	3,300	1,371	4,524,300	
日鉄住金物産	27,000	413	11,151,000	
加藤産業	9,100	2,399	21,830,900	
スズケン	24,600	3,065	75,399,000	
サンエー	20,400	4,055	82,722,000	
パル	16,300	2,990	48,737,000	
エディオン	13,800	768	10,598,400	
D C Mホールディングス	90,700	737	66,845,900	
三越伊勢丹ホールディングス	89,600	1,621	145,241,600	
鳥貴族	5,100	7,530	38,403,000	
コジマ	70,400	298	20,979,200	
西松屋チェーン	56,700	1,035	58,684,500	
サイゼリヤ	29,600	1,645	48,692,000	
壱番屋	12,400	5,420	67,208,000	
ヨンドシーホールディングス	36,900	1,975	72,877,500	
島忠	33,600	2,959	99,422,400	
青山商事	30,500	2,587	78,903,500	
高島屋	77,000	1,039	80,003,000	
エイチ・ツー・オー リテイリング	35,700	1,950	69,615,000	
丸井グループ	114,700	1,071	122,843,700	
アクシアル リテイリング	1,400	2,603	3,644,200	
ユニーグループ・ホールディングス	146,800	611	89,694,800	
平和堂	17,000	2,188	37,196,000	
ケーズホールディングス	20,000	2,956	59,120,000	
ヤマダ電機	104,000	395	41,080,000	
アークス	4,900	2,495	12,225,500	
バロー	21,000	2,026	42,546,000	
三菱U F Jフィナンシャル・グループ	1,709,900	669	1,145,462,010	
りそなホールディングス	244,000	642	156,648,000	
三井住友トラスト・ホールディングス	397,000	469	186,470,900	
三井住友フィナンシャルグループ	215,000	4,419	950,192,500	
西日本シティ銀行	314,000	341	107,074,000	
千葉銀行	59,000	806	47,554,000	
群馬銀行	51,000	719	36,669,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	298,000	634	188,932,000	
静岡銀行	41,000	1,167	47,847,000	
京都銀行	37,000	1,002	37,074,000	
ほくほくフィナンシャルグループ	219,000	238	52,122,000	
みずほフィナンシャルグループ	1,164,900	201	234,727,350	
北洋銀行	121,800	454	55,297,200	
S B Iホールディングス	28,100	1,400	39,340,000	
野村ホールディングス	420,900	710	299,091,540	
岡三証券グループ	70,000	943	66,010,000	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	56,900	843	47,966,700	

損保ジャパン日本興亜ホールディングス	46,700	2,966	138,535,550	
M S & A D インシュアランスグループホールディングス	130,300	2,540	330,962,000	
第一生命保険	197,800	1,717	339,721,500	
東京海上ホールディングス	46,100	3,704	170,754,400	
T & Dホールディングス	76,100	1,430	108,861,050	
Jトラスト	11,300	1,006	11,367,800	
日本証券金融	17,600	629	11,070,400	
ジャックス	19,000	573	10,887,000	
オリエントコーポレーション	54,300	216	11,728,800	
日立キャピタル	42,000	2,671	112,182,000	
オリックス	335,700	1,585	532,252,350	
三菱UFJリース	150,200	572	85,914,400	
ヒューリック	94,000	1,279	120,226,000	
野村不動産ホールディングス	5,400	2,038	11,005,200	
飯田グループホールディングス	23,500	1,371	32,218,500	
三井不動産	18,000	3,570	64,269,000	
三菱地所	44,000	2,801	123,244,000	
平和不動産	6,900	1,875	12,937,500	
レオパレス21	103,300	678	70,037,400	
住友不動産販売	26,000	2,688	69,888,000	
ゴールドクレスト	1,600	2,265	3,624,000	
サンフロンティア不動産	5,100	1,289	6,573,900	
クックパッド	15,500	3,885	60,217,500	
総合警備保障	20,200	2,441	49,308,200	
エムスリー	71,600	1,994	142,770,400	
博報堂D Yホールディングス	10,300	1,170	12,051,000	
ぐるなび	58,000	1,586	91,988,000	
ケネディクス	175,700	640	112,448,000	
電通	21,100	4,430	93,473,000	
オリエンタルランド	5,300	24,605	130,406,500	
ラウンドワン	78,000	646	50,388,000	
リゾートトラスト	40,900	2,437	99,673,300	
サイバーエージェント	5,600	4,825	27,020,000	
楽天	184,100	1,627	299,622,750	
N・フィールド	44,300	1,865	82,619,500	
乃村工藝社	136,000	1,015	138,040,000	
応用地質	1,800	1,778	3,200,400	
合計	30,665,700		33,980,411,810	

株式以外の有価証券  
次表の通りです。

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	M I D リート投資法人	118	32,131,400	
	合計	118	32,131,400	

(注) 投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

「ラッセル 外国株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## 貸借対照表

(単位：円)

区 分	平成25年11月18日現在	平成26年11月18日現在
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
預金	658,171,130	1,137,138,468
コール・ローン	1,623,048,267	1,980,176,931
株式	38,800,619,580	26,666,652,665
投資証券	133,110,770	190,842,383
派生商品評価勘定	328,741,446	916,876,647
未収入金	209,438,953	139,746,355
未収配当金	32,967,492	26,307,275
未収利息	2,890	1,356
差入委託証拠金	266,925,556	141,732,937
流動資産合計	42,053,026,084	31,199,475,017
資産合計	42,053,026,084	31,199,475,017
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	203,921,549	633,812,221
未払金	149,970,876	128,626,113
未払解約金	11,789,848	20,395,824
その他未払費用	6,835,714	6,614,073
流動負債合計	372,517,987	789,448,231
負債合計	372,517,987	789,448,231
純資産の部		
元本等		
元本	24,411,097,074	14,100,230,120
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	17,269,411,023	16,309,796,666
元本等合計	41,680,508,097	30,410,026,786
純資産合計	41,680,508,097	30,410,026,786
負債純資産合計	42,053,026,084	31,199,475,017

(注) 「ラッセル 外国株式マザーファンド」の計算期間は毎年4月19日から翌年4月18日までであり、当ファンドの計算期間と異なります。上記の貸借対照表は、平成25年11月18日及び平成26年11月18日における同親投資信託の状況であります。

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法</p> <p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>有価証券</p> <p>株式及び投資証券は移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融商品取引所等に上場されている有価証券 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 開示対象ファンドの計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</li> <li>・ 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</li> <li>・ 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</li> </ul> <p>(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。</p> <p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>
--	--

## （貸借対照表に関する注記）

平成25年11月18日現在	平成26年11月18日現在
<p>1. 本書における開示対象ファンドの期首における</p> <p>当該親投資信託の元本額 30,828,610,166円</p> <p>期中追加設定元本額 1,857,345,239円</p> <p>期中一部解約元本額 8,274,858,331円</p>	<p>1. 本書における開示対象ファンドの期首における</p> <p>当該親投資信託の元本額 24,411,097,074円</p> <p>期中追加設定元本額 4,421,813,984円</p> <p>期中一部解約元本額 14,732,680,938円</p>
<p>元本の内訳</p> <p>ラッセル 外国株式ファンド - 2 （適格機関投資家限定） 18,141,301,785円</p> <p>ラッセル 外国株式ファンド （適格機関投資家限定） 1,788,057,190円</p> <p>ラッセル 外国株式ファンド - 4 A（為替ヘッジあり） （適格機関投資家限定） 924,821,606円</p> <p>ラッセル 外国株式ファンド - 4 B（為替ヘッジなし）</p>	<p>元本の内訳</p> <p>ラッセル 外国株式ファンド - 2 （適格機関投資家限定） 5,428,173,847円</p> <p>ラッセル 外国株式ファンド （適格機関投資家限定） 1,230,997,069円</p> <p>ラッセル 外国株式ファンド - 4 A（為替ヘッジあり） （適格機関投資家限定） 1,878,092,336円</p> <p>ラッセル 外国株式ファンド - 4 B（為替ヘッジなし）</p>

(適格機関投資家限定) ラッセル 外国株式マルチ・マネージャー・ファンド (確定拠出年金向け) ラッセル グローバル・バランス・ファンド 安定型 ラッセル グローバル・バランス・ファンド 安定・成長型 ラッセル グローバル・バランス・ファンド 成長型	2,347,772,479円 946,696,598円 15,221,931円 122,314,543円 124,910,942円	(適格機関投資家限定) ラッセル 外国株式マルチ・マネージャー・ファンド (確定拠出年金向け) ラッセル グローバル・バランス・ファンド 安定型 ラッセル グローバル・バランス・ファンド 安定・成長型 ラッセル グローバル・バランス・ファンド 成長型	4,202,987,470円 1,190,789,517円 11,346,654円 67,672,462円 90,170,765円
計	24,411,097,074円	計	14,100,230,120円
2.本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	24,411,097,074円	2.本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	14,100,230,120円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	<p>当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券及びデリバティブ取引等でありませぬ。投資対象とする金融商品は、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスクに晒されております。</p> <p>デリバティブ取引等には、株式関連では株価指数先物取引、通貨関連では為替予約取引が含まれており、為替変動リスクがあります。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。</p>
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドは、運用を外部に委託しております。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インベストメント・マネジメント&amp;リサーチ部は、社内規程に基づき、外部委託先運用会社を管理しています。</li> <li>・外部委託先運用会社は、運用の詳細を定めた運用ガイドラインを遵守し、運用ガイドラインに違反した場合は直ちに委託会社に報告します。</li> <li>・インベストメント・マネジメント&amp;リサーチ部は、外部委託先運用会社の運用ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。また、定期的に外部委託先運用会社に運用ガイドライン違反の有無を確認し、その結果を投資政策・運用委員会に報告します。</li> <li>・外部委託先運用会社が投資助言会社の投資助言に基づいて運用の指図を行う場合は、当該投資助言会社に対しても、必要な管理(売買執行にかかるモニタリング等を除きます。)を行います。</li> <li>・グループ会社に対しても、必要な監督を行っております。</li> <li>・法務・コンプライアンス部はファンド全体の管理を行い、主に信託約款、法令等の遵守状況を中心にモニタリングします。また、定期的に外部委託先運用会社から法令遵守状況を確認します。</li> </ul>

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成25年11月18日現在	平成26年11月18日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありませぬ。	同左

2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引等 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p>	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 同左</p> <p>有価証券 同左</p> <p>デリバティブ取引等 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

(単位：円)

区分	平成25年11月18日現在	平成26年11月18日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	4,919,891,151	1,359,325,082
投資証券	5,932,471	3,535,147
合計	4,913,958,680	1,362,860,229

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間を指しております。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

## 株式関連（平成25年11月18日現在）

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	3,525,285,123	-	3,724,807,346	199,522,223
	売建	2,129,132,780	-	2,234,737,091	105,604,311

合計	5,654,417,903	-	5,959,544,437	93,917,912
----	---------------	---	---------------	------------

## 株式関連(平成26年11月18日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	3,951,067,933	-	4,098,571,112	147,503,179
	売建	712,134,008	-	701,170,601	10,963,407
合計		4,663,201,941	-	4,799,741,713	158,466,586

## (注)1. 株価指数先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。

## 通貨関連(平成25年11月18日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益	
			うち1年超			
市場取引 以外の 取引	為替予約取引					
	買建	5,977,506,572	-	6,105,971,133	128,464,561	
	米ドル	4,919,066,668	-	5,028,165,666	109,098,998	
	カナダドル	100,886,612	-	102,421,330	1,534,718	
	メキシコペソ	1,273,832	-	1,290,527	16,695	
	ユーロ	474,928,235	-	481,169,600	6,241,365	
	英ポンド	261,110,988	-	268,226,440	7,115,452	
	スイスフラン	93,881,071	-	94,945,170	1,064,099	
	オーストラリアドル	83,297,418	-	85,790,400	2,492,982	
	香港ドル	43,061,748	-	43,962,000	900,252	
	売建	4,392,506,572	-	4,490,069,148	97,562,576	
	米ドル	1,728,439,904	-	1,758,065,399	29,625,495	
	カナダドル	48,865,240	-	49,155,160	289,920	
	ユーロ	2,041,665,798	-	2,098,494,159	56,828,361	
	英ポンド	100,420,400	-	102,539,800	2,119,400	
	スイスフラン	426,069,830	-	434,426,170	8,356,340	
	オーストラリアドル	34,623,100	-	34,691,200	68,100	
	香港ドル	12,422,300	-	12,697,260	274,960	
	合計		10,370,013,144	-	10,596,040,281	30,901,985

## 通貨関連(平成26年11月18日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		

市場取引 以外の 取引	為替予約取引				
	買建	10,572,916,666	-	11,322,325,451	749,408,785
	米ドル	8,165,217,384	-	8,789,111,103	623,893,719
	カナダドル	245,029,999	-	259,757,760	14,727,761
	ユーロ	1,154,221,445	-	1,213,563,750	59,342,305
	英ポンド	504,227,237	-	525,728,598	21,501,361
	スイスフラン	210,319,023	-	222,111,670	11,792,647
	オーストラリアドル	184,455,109	-	194,548,030	10,092,921
	香港ドル	109,446,469	-	117,504,540	8,058,071
	売建	8,705,129,166	-	9,329,940,111	624,810,945
	米ドル	6,563,911,782	-	7,060,769,400	496,857,618
	カナダドル	108,915,550	-	117,086,600	8,171,050
	ユーロ	1,265,311,139	-	1,339,350,249	74,039,110
	英ポンド	227,745,100	-	238,760,600	11,015,500
	スイスフラン	407,953,400	-	432,615,980	24,662,580
	オーストラリアドル	76,504,100	-	82,158,300	5,654,200
	香港ドル	54,788,095	-	59,198,982	4,410,887
	合計	19,278,045,832	-	20,652,265,562	124,597,840

## (注) 1. 為替予約の評価方法

(1) 開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2) 開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

自 平成24年11月20日 至 平成25年11月18日	自 平成25年11月19日 至 平成26年11月18日
該当事項はありません。	同左

## (1口当たり情報に関する注記)

区 分	平成25年11月18日現在	平成26年11月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.7074円 (17,074円)	2.1567円 (21,567円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

株式

次表の通りです。

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	



米ドル	ANADARKO PETROLEUM CORP	4,712	88.97	419,226.64	
	BAKER HUGHES INC	10,600	65.23	691,438.00	
	CORE LABORATORIES N.V.	5,900	138.03	814,377.00	
	ENCANA CORP	13,100	17.81	233,311.00	
	EOG RESOURCES INC	2,772	96.35	267,082.20	
	GREEN PLAINS INC	1,900	33.98	64,562.00	
	MARATHON PETROLEUM CORP	5,600	92.51	518,056.00	
	NATIONAL OILWELL VARCO INC	15,733	71.82	1,129,944.06	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	4,750	85.90	408,025.00	
	PATTERSON-UTI ENERGY INC	9,300	20.63	191,859.00	
	SANCHEZ ENERGY CORP	6,840	15.75	107,730.00	
	SCHLUMBERGER LTD	22,507	95.63	2,152,344.41	
	SM ENERGY CO	2,700	50.28	135,756.00	
	SUNCOR ENERGY INC	5,900	34.74	204,966.00	
	SUPERIOR ENERGY SERVICES INC	13,800	24.32	335,616.00	
	TESORO CORP	7,700	72.37	557,249.00	
	VALERO ENERGY CORP	22,200	49.72	1,103,784.00	
	BALL CORP	6,200	64.41	399,342.00	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	1,730	270.01	467,117.30	
	EASTMAN CHEMICAL CO	900	83.95	75,555.00	
	GRAPHIC PACKAGING HOLDING CO	13,900	11.91	165,549.00	
	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	4,939	98.04	484,219.56	
	LYONDELLBASELL INDU-CL A	7,790	87.70	683,183.00	
	MONSANTO CO	9,200	118.38	1,089,096.00	
	PACKAGING CORP OF AMERICA	8,270	72.81	602,138.70	
	PRAXAIR INC	5,534	126.26	698,722.84	
	3M CO	8,091	158.69	1,283,960.79	
	ALLISON TRANSMISSION HOLDING	3,900	33.68	131,352.00	
	BOEING CO	2,580	128.42	331,323.60	
	FASTENAL CO	15,716	44.40	697,790.40	
	GENERAL DYNAMICS CORP	1,600	142.05	227,280.00	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	17,299	96.53	1,669,872.47	
	HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	2,300	108.05	248,515.00	
	NORTHROP GRUMMAN CORP	3,886	135.91	528,146.26	
	NOW INC	3,537	28.51	100,839.87	
	PARKER HANNIFIN CORP	1,200	128.62	154,344.00	
	ROCKWELL AUTOMATION INC	1,481	110.18	163,176.58	
	SPIRIT AEROSYSTEMS HOLD-CL A	2,000	41.07	82,140.00	
	UNITED RENTALS INC	900	113.01	101,709.00	
	UNITED TECHNOLOGIES CORP	12,944	107.37	1,389,797.28	
	DELUXE CORP	4,230	59.55	251,896.50	
	EQUIFAX INC	5,229	78.13	408,541.77	
	ALASKA AIR GROUP INC	1,300	54.86	71,318.00	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	19,710	70.89	1,397,241.90	
	DELTA AIR LINES INC	11,550	43.43	501,616.50	
	FEDEX CORP	400	171.32	68,528.00	
	OLD DOMINION FREIGHT LINE	5,910	76.11	449,810.10	
	SOUTHWEST AIRLINES CO	25,800	39.07	1,008,006.00	

SPIRIT AIRLINES INC	5,130	75.11	385,314.30	
UNION PACIFIC CORP	2,000	120.32	240,640.00	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	10,359	106.47	1,102,922.73	
DELPHI AUTOMOTIVE PLC	13,418	70.85	950,665.30	
GENERAL MOTORS CO	46,200	32.31	1,492,722.00	
HARLEY-DAVIDSON INC	2,088	68.64	143,320.32	
LEAR CORP	4,740	93.72	444,232.80	
HANESBRANDS INC	4,210	110.19	463,899.90	
MICHAEL KORS HOLDINGS LTD	1,700	72.32	122,944.00	
NIKE INC -CL B	1,431	96.06	137,461.86	
RALPH LAUREN CORP	2,620	176.05	461,251.00	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	360	658.32	236,995.20	
H&R BLOCK INC	800	32.41	25,928.00	
MCDONALD'S CORP	7,564	95.97	725,917.08	
STARBUCKS CORP	11,330	77.83	881,813.90	
STARWOOD HOTELS & RESORTS	7,600	76.85	584,060.00	
COMCAST CORP-CLASS A	11,860	54.14	642,159.70	
DIRECTV	4,100	86.91	356,331.00	
OMNICOM GROUP	8,925	74.30	663,127.50	
TIME WARNER CABLE	3,718	141.77	527,100.86	
TIME WARNER INC	21,668	80.40	1,742,107.20	
VIACOM INC-CLASS B	2,972	74.10	220,225.20	
WALT DISNEY CO/THE	23,268	90.41	2,103,659.88	
AMAZON.COM INC	3,192	323.05	1,031,175.60	
AUTOZONE INC	1,190	568.06	675,991.40	
FAMILY DOLLAR STORES	2,900	78.86	228,694.00	
FOOT LOCKER INC	12,356	54.80	677,108.80	
GAMESTOP CORP-CLASS A	8,400	44.10	370,440.00	
LOWE'S COS INC	27,960	58.89	1,646,564.40	
MACY'S INC	5,900	61.61	363,499.00	
PRICELINE GROUP INC/THE	760	1,166.41	886,471.60	
SALLY BEAUTY HOLDINGS INC	16,740	29.75	498,015.00	
TARGET CORP	1,090	67.13	73,171.70	
TIFFANY & CO	4,000	101.78	407,120.00	
URBAN OUTFITTERS INC	10,377	30.83	319,922.91	
KROGER CO	8,020	58.29	467,485.80	
AMBEV SA-ADR	96,380	6.14	591,773.20	
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	22,200	51.99	1,154,178.00	
BUNGE LTD	9,300	89.67	833,931.00	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	5,770	94.26	543,880.20	
DR PEPPER SNAPPLE GROUP INC	8,630	70.75	610,572.50	
FOMENTO ECONOMICO MEX-SP ADR	7,240	96.04	695,329.60	
INGREDION INC	1,200	81.62	97,944.00	
KELLOGG CO	10,540	65.14	686,575.60	
MOLSON COORS BREWING CO -B	4,830	77.75	375,532.50	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	1,600	38.37	61,392.00	
PEPSICO INC	3,300	98.42	324,786.00	
PILGRIM'S PRIDE CORP	13,700	30.94	423,878.00	

SANDERSON FARMS INC	2,000	84.93	169,860.00	
TYSON FOODS INC-CL A	20,400	43.03	877,812.00	
COLGATE-PALMOLIVE CO	33,124	67.92	2,249,782.08	
PROCTER & GAMBLE CO	2,695	87.84	236,728.80	
AETNA INC	11,200	86.22	965,664.00	
AMERISOURCEBERGEN CORP	500	89.01	44,505.00	
CIGNA CORP	2,300	102.94	236,762.00	
CR BARD INC	300	164.81	49,443.00	
DENTSPLY INTERNATIONAL INC	10,665	52.61	561,085.65	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	4,000	126.23	504,920.00	
EXPRESS SCRIPTS HOLDING CO	1,400	79.06	110,684.00	
HEALTH NET INC	1,900	51.09	97,071.00	
MCKESSON CORP	2,750	204.38	562,045.00	
MEDTRONIC INC	13,481	69.19	932,750.39	
ST JUDE MEDICAL INC	13,736	65.17	895,175.12	
STRYKER CORP	9,520	88.53	842,805.60	
WELLPOINT INC	11,420	127.27	1,453,423.40	
ACTAVIS PLC	1,969	247.94	488,193.86	
AMGEN INC	15,105	159.14	2,403,809.70	
BIOGEN IDEC INC	2,165	302.42	654,739.30	
CELGENE CORP	400	104.36	41,744.00	
GILEAD SCIENCES INC	17,410	100.44	1,748,660.40	
JOHNSON & JOHNSON	4,552	108.30	492,981.60	
MERCK & CO. INC.	6,900	59.46	410,274.00	
PERRIGO CO PLC	6,620	153.31	1,014,912.20	
PFIZER INC	47,900	30.32	1,452,328.00	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	12,918	118.43	1,529,878.74	
UNITED THERAPEUTICS CORP	400	125.65	50,260.00	
WATERS CORP	5,680	112.45	638,716.00	
CIT GROUP INC	6,100	48.73	297,253.00	
CREDICORP LTD	1,052	160.00	168,320.00	
HDFC BANK LTD-ADR	4,040	51.93	209,797.20	
ITAU UNIBANCO H-SPON PRF ADR	24,209	13.38	323,916.42	
JPMORGAN CHASE & CO	33,500	60.38	2,022,730.00	
KEYCORP	60,200	13.24	797,048.00	
SBERBANK-SPONSORED ADR	15,524	6.62	102,893.07	
WELLS FARGO & CO	42,730	53.44	2,283,491.20	
AMERICAN CAPITAL LTD	19,300	14.99	289,403.50	
AMERICAN EXPRESS CO	11,734	90.13	1,057,585.42	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	4,057	128.97	523,231.29	
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	28,107	39.73	1,116,691.11	
BLACKROCK INC	650	346.98	225,537.00	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	7,700	81.14	624,778.00	
FRANKLIN RESOURCES INC	37,493	56.22	2,107,856.46	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	10,228	189.93	1,942,604.04	
KKR & CO LP	9,470	22.35	211,654.50	
NAVIENT CORP	26,000	20.81	541,060.00	
STATE STREET CORP	38,218	75.67	2,891,956.06	

VOYA FINANCIAL INC	14,000	40.84	571,760.00	
ALLIED WORLD ASSURANCE CO	1,200	37.06	44,472.00	
ALLSTATE CORP	3,300	66.66	219,978.00	
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	50,390	54.02	2,722,067.80	
AON PLC	24,350	90.47	2,202,944.50	
ASPEN INSURANCE HOLDINGS LTD	8,000	42.53	340,240.00	
ASSURED GUARANTY LTD	4,100	24.85	101,885.00	
AXIS CAPITAL HOLDINGS LTD	8,200	49.63	406,966.00	
EVEREST RE GROUP LTD	970	170.20	165,094.00	
PARTNERRE LTD	5,860	114.61	671,614.60	
REINSURANCE GROUP OF AMERICA	3,900	85.49	333,411.00	
ACCENTURE PLC-CL A	17,758	84.65	1,503,214.70	
ACTIVISION BLIZZARD INC	14,900	19.90	296,510.00	
AMDOCS LTD	9,800	47.52	465,696.00	
CHECK POINT SOFTWARE TECH	4,098	76.67	314,193.66	
DST SYSTEMS INC	800	99.46	79,568.00	
EBAY INC	7,441	54.82	407,952.82	
ELECTRONIC ARTS INC	700	41.40	28,980.00	
EQUINIX INC	4,350	224.27	975,574.50	
FACEBOOK INC-A	6,905	74.24	512,627.20	
GOOGLE INC-CL A	1,440	546.64	787,161.60	
GOOGLE INC-CL C	2,782	536.51	1,492,570.82	
LINKEDIN CORP - A	2,554	223.28	570,257.12	
MASTERCARD INC-CLASS A	8,200	83.20	682,240.00	
MERCADOLIBRE INC	5,200	133.71	695,292.00	
MICROSOFT CORP	13,000	49.46	642,980.00	
ORACLE CORP	37,560	41.16	1,545,969.60	
SALESFORCE.COM INC	12,530	62.51	783,250.30	
SAP SE-SPONSORED ADR	21,330	67.52	1,440,201.60	
SYMANTEC CORP	35,500	25.48	904,540.00	
VISA INC-CLASS A SHARES	16,544	249.80	4,132,691.20	
XEROX CORP	59,000	13.49	795,910.00	
AMPHENOL CORP-CL A	9,332	50.83	474,345.56	
APPLE INC	40,882	113.99	4,660,139.18	
CISCO SYSTEMS INC	29,891	26.46	791,065.31	
COMMSCOPE HOLDING CO INC	8,390	20.78	174,344.20	
HEWLETT-PACKARD CO	33,000	37.41	1,234,530.00	
QUALCOMM INC	8,740	70.40	615,296.00	
WESTERN DIGITAL CORP	4,272	98.54	420,962.88	
CENTURYLINK INC	14,800	40.95	606,060.00	
VERIZON COMMUNICATIONS INC	8,100	51.40	416,340.00	
AES CORP	17,800	13.76	244,928.00	
AMERICAN ELECTRIC POWER	6,100	57.19	348,859.00	
EDISON INTERNATIONAL	2,300	62.72	144,256.00	
ENTERGY CORP	4,400	83.27	366,388.00	
IDACORP INC	1,805	61.68	111,332.40	
UGI CORP	14,700	37.21	546,987.00	
ALTERA CORP	8,750	35.25	308,437.50	

	APPLIED MATERIALS INC	10,700	22.48	240,536.00	
	INTEL CORP	62,900	34.24	2,153,696.00	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	9,851	43.65	430,045.40	
	SKYWORKS SOLUTIONS INC	2,400	62.15	149,160.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	20,360	21.91	446,087.60	
	米ドル 計	2,221,533		135,144,119.43 (15,753,750,001)	
カナダドル	BANKERS PETROLEUM LTD	34,600	4.40	152,240.00	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	300	120.71	36,213.00	
	AECON GROUP INC	4,200	12.31	51,702.00	
	BOMBARDIER INC-B	4,600	4.08	18,768.00	
	LINAMAR CORP	4,000	63.86	255,440.00	
	MAGNA INTERNATIONAL INC	6,700	117.38	786,446.00	
	AIMIA INC	10,800	14.42	155,736.00	
	COGECO CABLE INC	1,300	64.90	84,370.00	
	QUEBECOR INC -CL B	4,100	30.30	124,230.00	
	YELLOW MEDIA LTD	1,100	17.92	19,712.00	
	CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	5,300	127.17	674,001.00	
	ALIMENTATION COUCHE-TARD -B	11,800	39.86	470,348.00	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	5,900	104.55	616,845.00	
	TORONTO-DOMINION BANK	11,000	57.23	629,530.00	
	ELEMENT FINANCIAL CORP	16,200	14.05	227,610.00	
	SUPERIOR PLUS CORP	7,565	13.19	99,782.35	
	カナダドル 計	129,465		4,402,973.35 (454,606,998)	
メキシコペソ	GRUPO FINANCIERO BANORTE-0	36,643	75.05	2,750,057.15	
	メキシコペソ 計	36,643		2,750,057.15 (23,595,490)	
ブラジルリアル	AMBEV SA	55,917	15.87	887,402.79	
	ブラジルリアル 計	55,917		887,402.79 (39,658,030)	
ユーロ	ENI SPA	5,650	16.39	92,603.50	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	5,240	27.70	145,174.20	
	SAIPEM SPA	12,033	13.12	157,872.96	
	AIR LIQUIDE SA	2,965	97.39	288,761.35	
	AKZO NOBEL	11,927	53.53	638,452.31	
	LANXESS AG	5,946	38.40	228,326.40	
	LINDE AG	8,958	147.00	1,316,826.00	
	SMURFIT KAPPA GROUP PLC	31,520	16.62	523,862.40	
	SMURFIT KAPPA GROUP PLC	2,240	16.60	37,184.00	
	SYMRISE AG	10,399	47.45	493,484.54	
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	14,460	26.85	388,251.00	
	BRENTNAG AG	5,586	41.79	233,466.87	
	CNH INDUSTRIAL NV	184,300	6.40	1,180,441.50	
	DUERR AG	495	64.67	32,011.65	
	KONINKLIJKE PHILIPS NV	44,473	22.76	1,012,427.84	
	LEGRAND SA	14,032	40.22	564,437.20	
	MTU AERO ENGINES AG	4,917	69.50	341,731.50	
	NORDEX SE	6,390	14.80	94,572.00	

SAFRAN SA	6,780	51.91	351,949.80		
SCHNEIDER ELECTRIC SE	10,692	61.91	661,941.72		
BPOST SA	6,978	20.48	142,909.44		
GROUPE EUROTUNNEL SA - REGR	19,410	10.20	197,982.00		
POSTNL NV	44,000	3.04	133,848.00		
RYANAIR HOLDINGS PLC	5,000	8.42	42,100.00		
DAIMLER AG-REGISTERED SHARES	18,750	61.36	1,150,500.00		
KERING	6,080	159.50	969,760.00		
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SA	7,186	138.35	994,183.10		
TUI AG	9,811	12.92	126,758.12		
PUBLICIS GROUPE	11,597	57.19	663,232.43		
REED ELSEVIER NV	17,110	18.76	321,069.15		
TECHNICOLOR - REGR	9,400	4.31	40,514.00		
RALLYE SA	860	32.85	28,255.30		
DANONE	54,292	54.33	2,949,684.36		
HEINEKEN HOLDING NV	2,777	52.65	146,209.05		
HEINEKEN NV	10,746	60.77	653,034.42		
PERNOD RICARD SA	8,123	90.70	736,756.10		
BAYER AG-REG	11,285	110.95	1,252,070.75		
MERCK KGAA	17,563	76.67	1,346,555.21		
SANOFI	15,360	75.81	1,164,441.60		
AAREAL BANK AG	2,440	33.68	82,179.20		
BANKINTER SA	40,440	6.56	265,407.72		
BNP PARIBAS	33,706	47.85	1,612,832.10		
CREDIT AGRICOLE SA	18,760	10.40	195,104.00		
ERSTE GROUP BANK AG	10,080	20.25	204,120.00		
SOCIETE GENERALE	5,370	36.41	195,521.70		
DEUTSCHE BOERSE AG	4,966	55.18	274,023.88		
WENDEL	1,040	91.85	95,524.00		
ALLIANZ SE-REG	9,620	131.95	1,269,359.00		
NN GROUP NV	294	24.25	7,130.97		
DASSAULT SYSTEMES SA	2,196	51.34	112,742.64		
UBISOFT ENTERTAINMENT	6,560	14.41	94,529.60		
BELGACOM SA	11,630	30.50	354,715.00		
ORANGE	14,670	12.92	189,536.40		
TELECOM ITALIA-RSP	108,425	0.71	77,252.81		
ACCIONA SA	2,676	53.44	143,005.44		
ENDESA SA	13,983	14.23	198,978.09		
ENEL SPA	43,700	3.71	162,214.40		
GDF SUEZ - STRIP VVPR	7,056	0.00	7.05		
IBERDROLA SA	140,900	5.54	781,149.60		
RED ELECTRICA CORPORACION SA	4,920	69.64	342,628.80		
ユーロ計	1,148,763		28,501,604.17 (4,139,858,005)		
英ボンド	AFREN PLC	83,700	0.72	61,059.15	
	BP PLC	47,100	4.32	203,683.95	
	DRAGON OIL PLC	3,323	5.25	17,445.75	

	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	18,670	22.05	411,766.85	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	1,110	23.03	25,568.85	
	SOCO INTERNATIONAL PLC	5,830	3.19	18,644.34	
	AFRICAN BARRICK GOLD PLC	14,400	2.24	32,371.20	
	RIO TINTO PLC	9,840	30.58	300,907.20	
	VEDANTA RESOURCES PLC	8,690	8.09	70,302.10	
	BERENDSEN PLC	4,292	9.67	41,525.10	
	EXPERIAN PLC	98,400	9.82	966,780.00	
	BURBERRY GROUP PLC	16,168	15.50	250,604.00	
	TAYLOR WIMPEY PLC	189,360	1.26	238,593.60	
	COMPASS GROUP PLC	59,401	10.54	626,086.54	
	TUI TRAVEL PLC	49,511	4.21	208,540.33	
	WHITBREAD PLC	1,342	44.81	60,135.02	
	WILLIAM HILL PLC	36,826	3.64	134,378.07	
	BRITISH SKY BROADCASTING GRO	95,499	8.64	825,111.36	
	ITV PLC	145,820	2.05	299,660.10	
	WPP PLC	45,568	12.77	581,903.36	
	NEXT PLC	3,500	66.15	231,525.00	
	BRITVIC PLC	4,270	6.82	29,142.75	
	DIAGEO PLC	89,779	18.88	1,695,476.41	
	IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	25,220	28.76	725,327.20	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	20,443	53.20	1,087,567.60	
	SHIRE PLC	8,290	43.58	361,278.20	
	STANDARD CHARTERED PLC	33,418	9.36	312,892.73	
	3I GROUP PLC	40,600	4.15	168,814.80	
	PRUDENTIAL PLC	24,120	14.75	355,770.00	
	BT GROUP PLC	215,350	3.75	809,285.30	
	ARM HOLDINGS PLC	75,395	8.90	671,015.50	
	英ポンド 計	1,475,235		11,823,162.36 (2,155,953,656)	
スイスフラン	HOLCIM LTD-REG	19,830	68.00	1,348,440.00	
	FISCHER (GEORG)-REG	117	567.50	66,397.50	
	ADECCO SA-REG	27,100	63.60	1,723,560.00	
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	9,425	126.60	1,193,205.00	
	CIE FINANCIERE RICHEMON-REG	25,175	83.05	2,090,783.75	
	FORBO HOLDING AG-REG	45	1,013.00	45,585.00	
	NESTLE SA-REG	52,228	71.40	3,729,079.20	
	SONOVA HOLDING AG-REG	3,167	145.60	461,115.20	
	ACTELION LTD-REG	3,874	110.50	428,077.00	
	LONZA GROUP AG-REG	3,260	106.30	346,538.00	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	3,116	284.20	885,567.20	
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	65,572	25.27	1,657,004.44	
	JULIUS BAER GROUP LTD	46,767	42.40	1,982,920.80	
	UBS AG -2ND LINE OF SHARES	45,418	16.79	762,568.22	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	619	217.40	134,570.60	
	SWISS RE AG	2,918	80.55	235,044.90	
	スイスフラン 計	308,631		17,090,456.81 (2,066,407,132)	

スウェーデンクローネ	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	31,319	170.10	5,327,361.90	
	ELEKTA AB-B SHS	70,525	77.40	5,458,635.00	
	SWEDBANK AB - A SHARES	14,660	189.10	2,772,206.00	
スウェーデンクローネ 計		116,504		13,558,202.90 (212,728,203)	
ノルウェークローネ	SUBSEA 7 SA	16,622	79.45	1,320,617.90	
	NORSK HYDRO ASA	47,600	39.98	1,903,048.00	
	YARA INTERNATIONAL ASA	18,347	317.10	5,817,833.70	
	DNB ASA	23,210	121.20	2,813,052.00	
ノルウェークローネ 計		105,779		11,854,551.60 (203,898,287)	
デンマーククローネ	NKT HOLDING A/S	1,052	306.00	321,912.00	
	AP MOELLER-MAERSK A/S-A	54	12,050.00	650,700.00	
	AP MOELLER-MAERSK A/S-B	286	12,340.00	3,529,240.00	
	PANDORA A/S	5,460	493.70	2,695,602.00	
	CARLSBERG AS-B	5,737	515.00	2,954,555.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	26,470	261.50	6,921,905.00	
	DANSKE BANK A/S	15,300	159.10	2,434,230.00	
デンマーククローネ 計		54,359		19,508,144.00 (380,603,889)	
チェココルナ	KOMERCNI BANKA AS	625	4,850.00	3,031,250.00	
チェココルナ 計		625		3,031,250.00 (15,914,062)	
オーストラリアドル	SEVEN GROUP HOLDINGS LTD	7,100	6.55	46,505.00	
	DOWNER EDI LTD	25,500	4.46	113,730.00	
	QANTAS AIRWAYS LTD	91,800	1.80	165,240.00	
	ECHO ENTERTAINMENT GROUP LTD	61,900	3.97	245,743.00	
	HARVEY NORMAN HOLDINGS LTD	8,400	3.79	31,836.00	
	CSL LTD	4,300	78.72	338,496.00	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	37,290	6.43	239,774.70	
オーストラリアドル 計		236,290		1,181,324.70 (120,105,282)	
ニュージーランドドル	AIR NEW ZEALAND LTD	21,107	2.15	45,380.05	
	SKY NETWORK TELEVISION LTD	13,513	6.46	87,293.98	
ニュージーランドドル 計		34,620		132,674.03 (12,276,327)	
香港ドル	HUTCHISON WHAMPOA LTD	15,000	98.95	1,484,250.00	
	BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE	126,000	12.16	1,532,160.00	
	SANDS CHINA LTD	10,000	47.35	473,500.00	
	SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	830,680	8.52	7,077,393.60	
	BANK OF CHINA LTD-H	829,000	3.78	3,133,620.00	
	AIA GROUP LTD	255,505	44.40	11,344,422.00	
	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	89,450	59.90	5,358,055.00	
	CHEUNG KONG HOLDINGS LTD	79,000	139.50	11,020,500.00	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	51,000	51.65	2,634,150.00	
	KERRY PROPERTIES LTD	32,500	26.80	871,000.00	
	SWIRE PROPERTIES LTD	32,800	25.00	820,000.00	
	WHEELLOCK & CO LTD	24,000	37.40	897,600.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	44,610	129.10	5,759,151.00	



香港ドル 計		2,419,545		52,405,801.60 (787,659,198)	
シンガポールドル	NOBLE GROUP LTD	56,000	1.24	69,440.00	
	YANGZIJANG SHIPBUILDING	138,000	1.20	165,600.00	
	COMFORTDELGRO CORP LTD	77,000	2.61	200,970.00	
シンガポールドル 計		271,000		436,010.00 (39,184,218)	
マレーシアリングット	TENAGA NASIONAL BHD	56,500	13.50	762,750.00	
マレーシアリングット 計		56,500		762,750.00 (26,551,327)	
タイバーツ	KASIKORNBANK PCL-FOREIGN	36,500	238.00	8,687,000.00	
	KASIKORNBANK PCL-NVDR	51,000	238.00	12,138,000.00	
タイバーツ 計		87,500		20,825,000.00 (73,928,750)	
韓国ウォン	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	365	1,205,000.00	439,825,000.00	
韓国ウォン 計		365		439,825,000.00 (46,797,380)	
新台湾ドル	LARGAN PRECISION CO LTD	3,000	2,115.00	6,345,000.00	
新台湾ドル 計		3,000		6,345,000.00 (24,111,000)	
イスラエルシェケル	BANK HAPOLIM BM	40,760	19.65	800,934.00	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	51,060	13.47	687,778.20	
	BEZEQ THE ISRAELI TELECOM CO	154,320	6.26	966,043.20	
イスラエルシェケル 計		246,140		2,454,755.40 (74,722,754)	
南アフリカランド	SASOL LTD	2,640	518.40	1,368,576.00	
南アフリカランド 計		2,640		1,368,576.00 (14,342,676)	
合計		9,011,054		26,666,652,665 (26,666,652,665)	

株式以外の有価証券  
次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考	
投資証券	カナダドル	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	1,800	125,010.00		
		CALLOWAY REAL ESTATE INVESTM	4,300	119,067.00		
		CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	3,300	84,612.00		
		COMINAR REAL ESTATE INV-TR U	10,200	192,168.00		
		DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	6,700	186,059.00		
		H&R REAL ESTATE INV-REIT UTS	13,500	299,430.00		
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	7,600	203,832.00		
	カナダドル 計			47,400	1,210,178.00 (124,950,878)	
	オーストラリアドル	DEXUS PROPERTY GROUP	31,473	224,717.22		
		GPT GROUP	102,018	423,374.70		
オーストラリアドル 計			133,491	648,091.92 (65,891,505)		
合計				190,842,383 (190,842,383)		

## 有価証券明細表注記

- 1.通貨種類毎の小計欄の( )内は邦貨換算額であります。
- 2.合計金額欄の( )内は外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。
- 3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入株式以外 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 197銘柄	100.0%		58.7%
カナダドル	株式 16銘柄	78.4%		1.7%
	投資証券 7銘柄		21.6%	0.5%
メキシコペソ	株式 1銘柄	100.0%		0.1%
ブラジルレアル	株式 1銘柄	100.0%		0.1%
ユーロ	株式 60銘柄	100.0%		15.4%
英ポンド	株式 31銘柄	100.0%		8.0%
スイスフラン	株式 16銘柄	100.0%		7.7%
スウェーデンクローネ	株式 3銘柄	100.0%		0.8%
ノルウェークローネ	株式 4銘柄	100.0%		0.8%
デンマーククローネ	株式 7銘柄	100.0%		1.4%
オーストラリアドル	株式 7銘柄	64.6%		0.4%
	投資証券 2銘柄		35.4%	0.2%
ニュージーランドドル	株式 2銘柄	100.0%		0.0%
香港ドル	株式 13銘柄	100.0%		2.9%
シンガポールドル	株式 3銘柄	100.0%		0.1%
マレーシアリングット	株式 1銘柄	100.0%		0.1%
タイバーツ	株式 2銘柄	100.0%		0.3%
韓国ウォン	株式 1銘柄	100.0%		0.2%
新台湾ドル	株式 1銘柄	100.0%		0.1%
イスラエルシェケル	株式 3銘柄	100.0%		0.3%
南アフリカランド	株式 1銘柄	100.0%		0.1%

## 4.通貨の表示

邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

## 5.投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

「ラッセル 日本債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## 貸借対照表

(単位：円)

区 分	平成25年11月18日現在	平成26年11月18日現在
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	276,322,008	425,739,745

国債証券	8,936,620,700	8,376,069,780
社債券	2,469,308,750	2,537,159,470
派生商品評価勘定	128,175	202,360
未収入金	627,040,060	1,272,721,720
未収利息	23,641,167	19,984,520
前払費用	7,050,624	7,495,105
差入委託証拠金	5,601,825	5,987,630
流動資産合計	12,345,713,309	12,645,360,330
資産合計	12,345,713,309	12,645,360,330
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	163,990
未払金	621,723,900	1,267,344,080
未払解約金	6,043,373	23,999,998
流動負債合計	627,767,273	1,291,508,068
負債合計	627,767,273	1,291,508,068
純資産の部		
元本等		
元本	9,085,461,598	8,579,038,214
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	2,632,484,438	2,774,814,048
元本等合計	11,717,946,036	11,353,852,262
純資産合計	11,717,946,036	11,353,852,262
負債純資産合計	12,345,713,309	12,645,360,330

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券</p> <p>組入る有価証券は個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品取引所等に上場されている有価証券 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。開示対象ファンドの計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によるのが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</li> <li>金融商品取引所等に上場されていない有価証券 時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</li> <li>時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</li> </ul>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

平成25年11月18日現在		平成26年11月18日現在	
1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額		1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	
	9,412,264,068円		9,085,461,598円
期中追加設定元本額		期中追加設定元本額	
	1,895,160,091円		1,039,890,284円
期中一部解約元本額		期中一部解約元本額	
	2,221,962,561円		1,546,313,668円
元本の内訳		元本の内訳	
ラッセル 日本債券ファンド （適格機関投資家限定）		ラッセル 日本債券ファンド （適格機関投資家限定）	
	2,170,807,970円		1,956,756,012円
ラッセル 日本債券ファンド - 2 （適格機関投資家限定）		ラッセル 日本債券ファンド - 2 （適格機関投資家限定）	
	204,919,335円		204,438,569円
ラッセル 日本債券ファンド （適格機関投資家限定）		ラッセル 日本債券ファンド （適格機関投資家限定）	
	1,841,719,907円		1,148,164,363円
ラッセル 日本債券ファンド - 1 （適格機関投資家限定）		ラッセル 日本債券ファンド - 1 （適格機関投資家限定）	
	4,794,687,856円		5,215,454,369円
ラッセル グローバル・バランス・ファンド 安定型		ラッセル グローバル・バランス・ファンド 安定型	
	9,821,893円		8,529,681円
ラッセル グローバル・バランス・ファンド 安定・成長型		ラッセル グローバル・バランス・ファンド 安定・成長型	
	40,003,637円		25,397,204円
ラッセル グローバル・バランス・ファンド 成長型		ラッセル グローバル・バランス・ファンド 成長型	
	23,501,000円		20,298,016円
	計 9,085,461,598円		計 8,579,038,214円
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数		2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	
	9,085,461,598口		8,579,038,214口

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券及びデリバティブ取引等であり、投資対象とする金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、債券の発行体の信用リスク、流動性リスクに晒されております。</p> <p>デリバティブ取引等には、債券関連では債券先物取引が含まれております。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。</p>

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドは、運用を外部に委託しております。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インベストメント・マネジメント&amp;リサーチ部は、社内規程に基づき、外部委託先運用会社を管理しています。</li> <li>・外部委託先運用会社は、運用の詳細を定めた運用ガイドラインを遵守し、運用ガイドラインに違反した場合は直ちに委託会社に報告します。</li> <li>・インベストメント・マネジメント&amp;リサーチ部は、外部委託先運用会社の運用ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。また、定期的に外部委託先運用会社に運用ガイドライン違反の有無を確認し、その結果を投資政策・運用委員会に報告します。</li> <li>・外部委託先運用会社が投資助言会社の投資助言に基づいて運用の指図を行う場合は、当該投資助言会社に対しても、必要な管理（売買執行にかかるモニタリング等を除きます。）を行います。</li> <li>・グループ会社に対しても、必要な監督を行っています。</li> <li>・法務・コンプライアンス部はファンド全体の管理を行い、主に信託約款、法令等の遵守状況を中心にモニタリングします。また、定期的に外部委託先運用会社から法令遵守状況を確認します。</li> </ul>
-------------------	---

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成25年11月18日現在	平成26年11月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引等 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p>	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 同左</p> <p>有価証券 同左</p> <p>デリバティブ取引等 同左</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
----------------------------	---	----

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

(単位：円)

区 分	平成25年11月18日現在	平成26年11月18日現在
種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
国債証券	103,280,660	71,865,670
社債券	13,637,750	16,731,970
合 計	116,918,410	88,597,640

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

## 債券関連（平成25年11月18日現在）

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	債券先物取引 買建	72,206,000	-	72,335,000	129,000
合計		72,206,000	-	72,335,000	129,000

## 債券関連（平成26年11月18日現在）

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	債券先物取引 買建	321,576,000	-	321,618,000	42,000
合計		321,576,000	-	321,618,000	42,000

## (注) 1. 債券先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

自 平成24年11月20日 至 平成25年11月18日	自 平成25年11月19日 至 平成26年11月18日
該当事項はありません。	

(1口当たり情報に関する注記)

区 分	平成25年11月18日現在	平成26年11月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2897円 (12,897円)	1.3234円 (13,234円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

次表の通りです。

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	------	-----	----

国債証券	第332回 利付国債(2年)	100,000,000	100,077,000	
	第333回 利付国債(2年)	160,000,000	160,136,000	
	第336回 利付国債(2年)	180,000,000	180,185,400	
	第337回 利付国債(2年)	240,000,000	240,266,400	
	第341回 利付国債(2年)	10,000,000	10,014,100	
	第99回 利付国債(5年)	100,000,000	100,714,000	
	第103回 利付国債(5年)	56,000,000	56,371,280	
	第105回 利付国債(5年)	40,000,000	40,185,600	
	第106回 利付国債(5年)	200,000,000	200,962,000	
	第110回 利付国債(5年)	100,000,000	100,814,000	
	第113回 利付国債(5年)	95,000,000	95,779,950	
	第116回 利付国債(5年)	55,000,000	55,223,300	
	第118回 利付国債(5年)	380,000,000	381,208,400	
	第120回 利付国債(5年)	240,000,000	240,691,200	
	第7回 利付国債(40年)	130,000,000	132,817,100	
	第291回 利付国債(10年)	80,000,000	83,323,200	
	第313回 利付国債(10年)	145,000,000	154,870,150	
	第315回 利付国債(10年)	94,000,000	99,910,720	
	第317回 利付国債(10年)	170,000,000	179,707,000	
	第318回 利付国債(10年)	80,000,000	84,030,400	
	第319回 利付国債(10年)	730,000,000	771,836,300	
	第321回 利付国債(10年)	140,000,000	147,026,600	
	第324回 利付国債(10年)	208,000,000	215,388,160	
	第325回 利付国債(10年)	100,000,000	103,509,000	
	第328回 利付国債(10年)	70,000,000	71,243,200	
	第330回 利付国債(10年)	130,000,000	134,264,000	
	第332回 利付国債(10年)	80,000,000	81,117,600	
	第333回 利付国債(10年)	70,000,000	70,876,400	
	第334回 利付国債(10年)	120,000,000	121,318,800	
	第335回 利付国債(10年)	50,000,000	50,000,000	
	第14回 利付国債(30年)	80,000,000	95,662,400	
	第20回 利付国債(30年)	50,000,000	60,530,000	
	第33回 利付国債(30年)	174,000,000	195,100,980	
	第40回 利付国債(30年)	20,000,000	21,488,800	
	第41回 利付国債(30年)	30,000,000	31,501,800	
	第42回 利付国債(30年)	190,000,000	199,568,400	
	第43回 利付国債(30年)	40,000,000	41,983,200	
	第48回 利付国債(20年)	30,000,000	34,168,500	
	第51回 利付国債(20年)	10,000,000	11,155,100	
	第98回 利付国債(20年)	310,000,000	361,956,000	
	第113回 利付国債(20年)	160,000,000	186,712,000	
	第114回 利付国債(20年)	93,000,000	108,467,760	
	第117回 利付国債(20年)	20,000,000	23,311,400	
	第119回 利付国債(20年)	20,000,000	22,428,800	
	第121回 利付国債(20年)	500,000,000	567,325,000	
	第123回 利付国債(20年)	90,000,000	104,657,400	
	第125回 利付国債(20年)	70,000,000	82,368,300	
	第127回 利付国債(20年)	210,000,000	237,696,900	
	第128回 利付国債(20年)	200,000,000	226,082,000	
	第130回 利付国債(20年)	134,000,000	149,229,100	



	第136回 利付国債(20年)	70,000,000	75,533,500	
	第138回 利付国債(20年)	100,000,000	106,048,000	
	第146回 利付国債(20年)	70,000,000	75,666,500	
	第147回 利付国債(20年)	185,000,000	196,336,800	
	第148回 利付国債(20年)	40,000,000	41,654,000	
	第149回 利付国債(20年)	110,000,000	114,235,000	
	第150回 利付国債(20年)	70,000,000	71,271,900	
	第491回 国庫短期証券	470,000,000	470,062,980	
国債証券合計		7,899,000,000	8,376,069,780	
社債券	第15回 ゼネラル・エレクトリック・キャピタル・コーポレーション	100,000,000	109,869,000	
	第15回 ルノー円貨社債	100,000,000	100,692,000	
	第16回 ルノー円貨社債	100,000,000	101,238,000	
	第9回 株式会社長谷工コーポレーション無担保社債	100,000,000	99,787,000	
	第41回 鹿島建設株式会社無担保社債	100,000,000	101,282,000	
	第5回 東海ゴム工業株式会社無担保社債	100,000,000	100,355,000	
	第51回 株式会社東芝無担保社債	100,000,000	102,933,000	
	第37回 石川島播磨重工業株式会社無担保社債	100,000,000	101,432,000	
	第1回 日本生命2010基金特定目的会社特定社債	100,000,000	100,502,000	
	第1回 明治安田生命2013基金特定目的会社特定社債	100,000,000	101,629,000	
	第55回 日産自動車株式会社無担保社債	100,000,000	100,731,000	
	第48回 伊藤忠商事株式会社無担保社債	100,000,000	105,101,000	
	第16回 イオン株式会社無担保社債	100,000,000	103,029,000	
	第23回 株式会社三井住友銀行無担保社債	100,000,000	107,191,000	
	第17回 ポケットカード株式会社無担保社債	100,000,000	99,908,000	
	第65回 アコム株式会社無担保社債	100,000,000	100,794,000	
	第1回 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社無担保社債	200,000,000	215,476,000	
	第4回 イオンモール株式会社無担保社債	100,000,000	102,081,000	
	第82回 近畿日本鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	100,059,000	
	第19回 山陽電気鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	101,228,000	
	第495回 関西電力株式会社社債	100,000,000	100,199,000	
	第473回 東北電力株式会社社債	35,000,000	35,286,300	
	第426回 九州電力株式会社社債	37,000,000	37,745,920	
	第430回 九州電力株式会社社債	20,000,000	19,949,600	
	第316回 北海道電力株式会社社債	50,000,000	51,597,500	
	第317回 北海道電力株式会社社債	35,000,000	35,549,150	
第42回 ソフトバンク株式会社無担保社債	100,000,000	101,515,000		
社債券合計		2,477,000,000	2,537,159,470	
合計			10,913,229,250	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

「ラッセル 外国債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）

区 分	平成25年11月18日現在	平成26年11月18日現在
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
預金	165,490,520	222,020,087
コール・ローン	245,126,871	459,938,314
国債証券	7,366,575,287	6,383,567,056
地方債証券	291,816,545	456,555,034
特殊債券	1,722,118,765	1,083,810,765
社債券	1,531,507,640	1,937,957,637
派生商品評価勘定	222,164,245	393,075,679
未収入金	100,947,401	925,128
未収利息	106,937,226	99,532,117
前払費用	33,023,957	21,916,704
差入委託証拠金	89,746,292	117,642,296
流動資産合計	11,875,454,749	11,176,940,817
資産合計	11,875,454,749	11,176,940,817
負債の部		
流動負債		
プット・オプション(売)	454,439	-
派生商品評価勘定	293,080,998	342,699,719
未払金	401,131,429	-
未払解約金	7,496,221	22,000,004
その他未払費用	1,913,071	1,364,580
流動負債合計	704,076,158	366,064,303
負債合計	704,076,158	366,064,303
純資産の部		
元本等		
元本	4,249,462,299	3,435,112,738
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	6,921,916,292	7,375,763,776
元本等合計	11,171,378,591	10,810,876,514
純資産合計	11,171,378,591	10,810,876,514
負債純資産合計	11,875,454,749	11,176,940,817

（注）「ラッセル 外国債券マザーファンド」の計算期間は毎年3月14日から翌年3月13日までであり、当ファンドの計算期間と異なります。上記の貸借対照表は、平成25年11月18日及び平成26年11月18日における同親投資信託の状況であります。

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券</p> <p>組入有価証券は個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品取引所等に上場されている有価証券 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 開示対象ファンドの計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</li> <li>金融商品取引所等に上場されていない有価証券 時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</li> <li>時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</li> </ul>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。</p> <p>(3) オプション取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する証拠金算定基準値段、最終相場又は金融商品取引業者等の提示する価額によって評価しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

平成25年11月18日現在		平成26年11月18日現在	
1. 本書における開示対象ファンドの期首における		1. 本書における開示対象ファンドの期首における	
当該親投資信託の元本額	5,896,206,454円	当該親投資信託の元本額	4,249,462,299円
期中追加設定元本額	855,937,000円	期中追加設定元本額	405,139,741円
期中一部解約元本額	2,502,681,155円	期中一部解約元本額	1,219,489,302円
元本の内訳		元本の内訳	

ラッセル 外国債券ファンド Aコース (為替ヘッジあり) (適格機関投資家限定)	911,908,640円	ラッセル 外国債券ファンド Aコース (為替ヘッジあり) (適格機関投資家限定)	747,742,483円
ラッセル 外国債券ファンド Bコース (為替ヘッジなし) (適格機関投資家限定)	214,502,960円	ラッセル 外国債券ファンド Bコース (為替ヘッジなし) (適格機関投資家限定)	171,294,885円
ラッセル 外国債券ファンド -2 (適格機関投資家限定)	1,874,345,125円	ラッセル 外国債券ファンド -2 (適格機関投資家限定)	1,775,270,180円
ラッセル 外国債券ファンド Aコース (為替ヘッジあり) (適格機関投資家限定)	762,269,172円	ラッセル 外国債券ファンド Aコース (為替ヘッジあり) (適格機関投資家限定)	430,089,036円
ラッセル 外国債券ファンド Bコース (為替ヘッジなし) (適格機関投資家限定)	193,214,024円	ラッセル 外国債券ファンド Bコース (為替ヘッジなし) (適格機関投資家限定)	113,270,376円
ラッセル グローバル・バランス・ファンド 安定型	68,696,491円	ラッセル グローバル・バランス・ファンド 安定型	54,716,647円
ラッセル グローバル・バランス・ファンド 安定・成長型	179,305,719円	ラッセル グローバル・バランス・ファンド 安定・成長型	105,237,547円
ラッセル グローバル・バランス・ファンド 成長型	45,220,168円	ラッセル グローバル・バランス・ファンド 成長型	37,491,584円
計	4,249,462,299円	計	3,435,112,738円
2.本書における開示対象ファンドの計算期間末日に おける受益権の総数	4,249,462,299口	2.本書における開示対象ファンドの計算期間末日に おける受益権の総数	3,435,112,738口

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	<p>当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券及びデリバティブ取引等であり、投資対象とする金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、債券の発行体の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスクに晒されております。</p> <p>デリバティブ取引等には、債券関連では債券先物取引、債券オプション取引、金利関連では金利先物取引、通貨関連では為替予約取引が含まれており、為替変動リスクがあります。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。</p>

3. 金融商品に係る リスク管理体制	<p>当ファンドは、運用を外部に委託しております。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インベストメント・マネジメント&amp;リサーチ部は、社内規程に基づき、外部委託先運用会社を管理しています。</li> <li>・外部委託先運用会社は、運用の詳細を定めた運用ガイドラインを遵守し、運用ガイドラインに違反した場合は直ちに委託会社に報告します。</li> <li>・インベストメント・マネジメント&amp;リサーチ部は、外部委託先運用会社の運用ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。また、定期的に外部委託先運用会社に運用ガイドライン違反の有無を確認し、その結果を投資政策・運用委員会に報告します。</li> <li>・外部委託先運用会社が投資助言会社の投資助言に基づいて運用の指図を行う場合は、当該投資助言会社に対しても、必要な管理（売買執行にかかるモニタリング等を除きます。）を行います。</li> <li>・グループ会社に対しても、必要な監督を行っています。</li> <li>・法務・コンプライアンス部はファンド全体の管理を行い、主に信託約款、法令等の遵守状況を中心にモニタリングします。また、定期的に外部委託先運用会社から法令遵守状況を確認します。</li> </ul>
-----------------------	---

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成25年11月18日現在	平成26年11月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>有価証券</p> <p>「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。なお、市場価額がない場合には、事前に価額算出方法を確認した外部業者から入手する価額に基づく価額を合理的に算定された価額とし、同一銘柄の価額推移時系列比較を行っております。</p> <p>デリバティブ取引等</p> <p>「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p>	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>同左</p> <p>有価証券</p> <p>同左</p> <p>デリバティブ取引等</p> <p>同左</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
----------------------------	---	----

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

(単位：円)

区 分	平成25年11月18日現在	平成26年11月18日現在
種 類	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	95,516,357	222,152,766
地方債証券	18,617,714	20,357,647
特殊債券	24,175,709	15,634,267
社債券	5,720,398	4,060,797
合 計	144,030,178	262,205,477

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間を指しております。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

## 債券関連（平成25年11月18日現在）

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引 買建	1,364,621,706	-	1,388,976,508	24,354,802
	売建	2,109,754,312	-	2,109,996,768	242,456
	債券オプション取引 売建	203,337,975 (627,858)	- -	454,439	173,419
	プット	203,337,975 (627,858)	- -	454,439	173,419
	合 計	3,677,713,993 (627,858)	-	3,499,427,715	24,285,765

## 債券関連（平成26年11月18日現在）

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		

市場取引	債券先物取引				
	買建	1,919,059,819	-	1,948,206,148	29,146,329
	売建	1,410,600,114	-	1,430,418,383	19,818,269
合計		3,329,659,933	-	3,378,624,531	9,328,060

## (注) 1. 債券先物取引

## (1) 債券先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

## (2) 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

(3) 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また、契約額等及び時価の邦貨換算は開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。

## 2. 債券オプション取引

## (1) 債券オプション取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する証拠金算定基準値段、最終相場又は金融商品取引業者等の提示する価額により評価しております。

## (2) 換算において、円未満の端数は切り捨てております。

(3) オプション取引における( )内は、受取オプション料であります。

## 金利関連(平成25年11月18日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	金利先物取引 買建	9,563,684,580	7,338,049,288	9,572,328,361	8,643,781
合計		9,563,684,580	7,338,049,288	9,572,328,361	8,643,781

## 金利関連(平成26年11月18日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	金利先物取引 買建	979,040,830	718,909,047	981,700,083	2,659,253
	売建	7,518,863,683	2,810,310,767	7,542,212,785	23,349,102
合計		8,497,904,513	3,529,219,814	8,523,912,868	20,689,849

## (注) 1. 金利先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

## 2. 金利先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また、契約額等及び時価の邦貨換算は開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。

## 通貨関連(平成25年11月18日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益

市場取引 以外の 取引	為替予約取引				
	買建	12,419,084,109	-	12,586,471,868	167,387,759
	米ドル	7,769,479,445	-	7,876,525,581	107,046,136
	カナダドル	56,060,922	-	56,142,450	81,528
	メキシコペソ	498,741,124	-	509,287,860	10,546,736
	ユーロ	2,536,395,004	-	2,553,902,163	17,507,159
	英ポンド	835,351,101	-	861,238,259	25,887,158
	スイスフラン	39,785,813	-	40,847,230	1,061,417
	スウェーデンクローネ	124,261,364	-	124,866,820	605,456
	ノルウェークローネ	191,154,308	-	186,994,800	4,159,508
	デンマーククローネ	70,745,611	-	72,769,920	2,024,309
	ポーランドズロチ	64,845,000	-	66,072,810	1,227,810
	オーストラリアドル	102,183,609	-	103,615,760	1,432,151
	ニュージーランドドル	62,018,968	-	64,075,694	2,056,726
	シンガポールドル	23,321,180	-	24,519,048	1,197,868
	南アフリカランド	44,740,660	-	45,613,473	872,813
	売建	12,210,293,238	-	12,481,353,877	271,060,639
	米ドル	4,972,149,780	-	5,062,897,769	90,747,989
	カナダドル	21,847,800	-	22,073,100	225,300
	メキシコペソ	1,187,005,063	-	1,218,113,157	31,108,094
	ユーロ	2,665,570,201	-	2,715,288,308	49,718,107
	英ポンド	668,787,250	-	682,869,667	14,082,417
	スウェーデンクローネ	5,113,540	-	5,033,380	80,160
	ノルウェークローネ	163,223,830	-	165,067,351	1,843,521
	ポーランドズロチ	44,194,912	-	45,903,078	1,708,166
	オーストラリアドル	1,242,943,348	-	1,274,560,607	31,617,259
	ニュージーランドドル	1,113,804,158	-	1,164,655,475	50,851,317
南アフリカランド	125,653,356	-	124,891,985	761,371	
合計	24,629,377,347	-	25,067,825,745	103,672,880	

通貨関連（平成26年11月18日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益



市場取引 以外の 取引	為替予約取引				
	買建	4,879,807,655	-	5,241,077,748	361,270,093
	米ドル	3,672,483,626	-	3,976,592,303	304,108,677
	カナダドル	76,211,806	-	82,242,430	6,030,624
	メキシコペソ	9,309,077	-	9,955,280	646,203
	ユーロ	502,055,134	-	524,571,170	22,516,036
	英ポンド	164,616,365	-	173,739,964	9,123,599
	スウェーデンクローネ	84,393,795	-	88,076,976	3,683,181
	ノルウェークローネ	102,695,006	-	105,032,772	2,337,766
	デンマーククローネ	58,179,287	-	59,144,103	964,816
	ポーランドズロチ	113,016,202	-	118,759,705	5,743,503
	シンガポールドル	44,495,982	-	47,848,727	3,352,745
	南アフリカランド	52,351,375	-	55,114,318	2,762,943
	売建	4,767,123,686	-	5,066,656,030	299,532,344
	米ドル	1,590,120,856	-	1,720,078,716	129,957,860
	カナダドル	102,324,762	-	103,447,887	1,123,125
	メキシコペソ	536,570,043	-	580,175,219	43,605,176
	ユーロ	639,417,207	-	664,340,596	24,923,389
	英ポンド	159,277,413	-	165,601,949	6,324,536
	スイスフラン	65,057,534	-	66,168,553	1,111,019
	ノルウェークローネ	120,751,348	-	122,901,976	2,150,628
	ポーランドズロチ	67,842,048	-	70,553,403	2,711,355
	オーストラリアドル	736,768,223	-	776,262,801	39,494,578
	ニュージーランドドル	616,637,777	-	657,304,148	40,666,371
	シンガポールドル	26,026,185	-	27,380,161	1,353,976
	タイバーツ	57,357,020	-	60,123,360	2,766,340
	南アフリカランド	48,973,270	-	52,317,261	3,343,991
	合計	9,646,931,341	-	10,307,733,778	61,737,749

## (注) 1. 為替予約の評価方法

(1) 開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2) 開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

自 平成24年11月20日 至 平成25年11月18日	自 平成25年11月19日 至 平成26年11月18日
該当事項はありません。	同左

## (1口当たり情報に関する注記)

区 分	平成25年11月18日現在	平成26年11月18日現在
-----	---------------	---------------

1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2,6289円 (26,289円)	3,1472円 (31,472円)
---------------------------	----------------------	----------------------

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考	
国債証券	米ドル	FED REPUBLIC OF BRAZIL-7.875%-15/03/07	380,000.00	387,600.00		
		REPUBLIC OF SLOVENIA-4.125%-19/02/18	600,000.00	631,500.00		
		REPUBLIC OF SLOVENIA-5.25%-24/02/18	300,000.00	325,500.00		
		TSY INFL IX N/B-1.375%-20/01/15	100,000.00	117,299.51		
		TSY INFL IX N/B-0.125%-22/07/15	200,000.00	203,564.60		
		TSY INFL IX N/B-0.125%-23/01/15	1,500,000.00	1,507,523.67		
		US TREASURY N/B-1.0%-16/10/31	1,220,000.00	1,231,443.60		
		US TREASURY N/B-0.875%-16/12/31	1,340,000.00	1,347,437.00		
		US TREASURY N/B-1.625%-19/08/31	410,000.00	410,352.60		
		US TREASURY N/B-2.0%-21/08/31	250,000.00	249,492.50		
		US TREASURY N/B-2.5%-23/08/15	100,000.00	102,063.00		
		US TREASURY N/B-2.75%-23/11/15	300,000.00	312,000.00		
		US TREASURY N/B-2.5%-24/05/15	200,000.00	203,110.00		
		US TREASURY N/B-2.375%-24/08/15	420,000.00	421,377.60		
		US TREASURY N/B-5.375%-31/02/15	460,000.00	621,970.60		
		US TREASURY N/B-4.25%-39/05/15	460,000.00	564,075.00		
		US TREASURY N/B-3.625%-44/02/15	1,300,000.00	1,442,792.00		
		US TREASURY N/B-3.375%-44/05/15	100,000.00	106,016.00		
	米ドル 計			9,640,000.00	10,185,117.68 (1,187,279,167)	
	メキシコペソ		MEX BONOS DESARR FIX RT-7.75%-17/12/14	16,650,000.00	18,259,122.60	
			MEX BONOS DESARR FIX RT-7.5%-27/06/03	20,974,000.00	23,189,315.82	
			MEX BONOS DESARR FIX RT-7.75%-31/05/29	35,000,000.00	39,237,555.00	
	メキシコペソ 計			72,624,000.00	80,685,993.42 (692,285,823)	
	ユーロ		BELGIUM KINGDOM-4.25%-22/09/28	410,000.00	519,703.70	
			BELGIUM KINGDOM-4.25%-41/03/28	150,000.00	213,896.70	
			BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-4.4%-23/10/31	1,200,000.00	1,445,772.00	
			BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-3.8%-24/04/30	3,100,000.00	3,573,742.00	
			BUONI POLIENNALI DEL TES-4.0%-20/09/01	390,000.00	447,759.00	
			BUONI POLIENNALI DEL TES-4.5%-24/03/01	1,800,000.00	2,147,238.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES-3.5%-30/03/01			300,000.00	319,800.00		
BUONI POLIENNALI DEL TES-5.0%-40/09/01			850,000.00	1,048,619.50		
BUONI POLIENNALI DEL TES-4.75%-44/09/01			300,000.00	358,617.00		
BUONI POLIENNALI INFL IX-2.1%-21/09/15			370,000.00	434,159.62		
CZECH REPUBLIC-5.0%-18/06/11			50,000.00	58,275.00		
CZECH REPUBLIC-4.125%-20/03/18	360,000.00	430,200.00				

	DEUTSCHLAND I/L BOND-0.1%-23/04/15	100,000.00	108,133.59	
	FRANCE GOVERNMENT-4.0%-18/04/25	50,000.00	56,743.40	
	FRANCE GOVERNMENT-1.0%-18/11/25	400,000.00	413,702.80	
	FRANCE GOVERNMENT-1.75%-24/11/25	600,000.00	633,936.60	
	FRANCE GOVERNMENT-4.0%-38/10/25	300,000.00	407,947.20	
	FRANCE GOVERNMENT-4.5%-41/04/25	700,000.00	1,034,868.80	
	FRANCE GOVERNMENT-3.25%-45/05/25	500,000.00	611,648.50	
	FRENCH TREASURY NOTE-2.25%-16/02/25	530,000.00	545,067.90	
	FRENCH TREASURY NOTE-2.5%-16/07/25	300,000.00	312,540.00	
	IRISH TREASURY-5.4%-25/03/13	900,000.00	1,208,061.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT-0.5%-17/04/15	120,000.00	121,409.04	
	REPUBLIC OF AUSTRIA-4.0%-16/09/15	140,000.00	150,173.80	
	REPUBLIC OF AUSTRIA-3.65%-22/04/20	680,000.00	830,413.28	
	REPUBLIC OF POLAND-5.625%-18/06/20	160,000.00	189,400.00	
	REPUBLIKA SLOVENIJA-4.375%-21/01/18	500,000.00	572,125.00	
	SLOVAKIA GOVERNMENT-0.421%-16/11/16	300,000.00	299,820.00	
	SLOVAKIA REPUBLIC-4.375%-17/05/15	110,000.00	121,429.00	
	SOUTH AFRICA-4.5%-16/04/05	90,000.00	94,500.00	
	UNITED MEXICAN STATES-3.625%-29/04/09	500,000.00	553,250.00	
	ユーロ計	16,260,000.00	19,262,952.43 (2,797,943,840)	
英ポンド	KINGDOM OF SPAIN-5.25%-29/04/06	100,000.00	113,088.40	
	REPUBLIC OF ITALY-6.0%-28/08/04	100,000.00	119,293.00	
	UK TSY-4.25%-40/12/07	400,000.00	503,064.00	
	UK TSY-3.25%-44/01/22	700,000.00	749,630.00	
	UK TSY-3.5%-45/01/22	200,000.00	224,130.00	
	英ポンド計	1,500,000.00	1,709,205.40 (311,673,604)	
スウェーデンクローネ	SWEDISH GOVERNMENT-4.25%-19/03/12	500,000.00	585,320.00	
	スウェーデンクローネ計	500,000.00	585,320.00 (9,183,670)	
ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT-3.75%-21/05/25	3,020,000.00	3,397,500.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT-2.0%-23/05/24	3,490,000.00	3,512,336.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT-3.0%-24/03/14	3,040,000.00	3,291,712.00	
	ノルウェークローネ計	9,550,000.00	10,201,548.00 (175,466,625)	
ポーランドズロチ	POLAND GOVERNMENT-5.0%-16/04/25	2,630,000.00	2,744,931.00	
	POLAND GOVERNMENT-5.75%-29/04/25	740,000.00	997,668.00	
	ポーランドズロチ計	3,370,000.00	3,742,599.00 (128,707,979)	
オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT-4.75%-16/06/15	500,000.00	516,895.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT-6.0%-17/02/15	390,000.00	419,203.20	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT-5.25%-19/03/15	710,000.00	782,988.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT-4.5%-20/04/15	800,000.00	865,096.00	
	オーストラリアドル計	2,400,000.00	2,584,182.20 (262,733,804)	

ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT-6.0%-17/12/15	1,910,000.00	2,034,570.20		
	NEW ZEALAND GOVERNMENT-5.0%-19/03/15	2,540,000.00	2,658,846.60		
	NEW ZEALAND INDEX LINKED-0.0%-25/09/20	620,000.00	621,426.00		
ニュージーランドドル 計		5,070,000.00	5,314,842.80 (491,782,404)		
マレーシアリングット	MALAYSIAN GOVERNMENT-3.172%-16/07/15	1,225,000.00	1,218,888.47		
	MALAYSIAN GOVERNMENT-4.262%-16/09/15	539,000.00	545,959.55		
	MALAYSIAN GOVERNMENT-3.394%-17/03/15	1,190,000.00	1,185,639.84		
	MALAYSIAN GOVERNMENT-4.048%-21/09/30	920,000.00	934,993.24		
	MALAYSIAN GOVERNMENT-4.181%-24/07/15	500,000.00	512,449.50		
マレーシアリングット 計		4,374,000.00	4,397,930.60 (153,091,964)		
タイバーツ	THAILAND GOVERNMENT BOND-3.65%-21/12/17	8,210,000.00	8,715,916.62		
	THAILAND GOVERNMENT BOND-3.625%-23/06/16	9,920,000.00	10,522,540.80		
タイバーツ 計		18,130,000.00	19,238,457.42 (68,296,523)		
南アフリカランド	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA-8.25%-17/09/15	300,000.00	312,336.00		
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA-6.75%-21/03/31	5,930,000.00	5,746,822.30		
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA-6.5%-41/02/28	5,070,000.00	3,971,533.80		
南アフリカランド 計		11,300,000.00	10,030,692.10 (105,121,653)		
国債証券合計			6,383,567,056 (6,383,567,056)		
地方債証券	米ドル	AMERICAN MUN PWR-OHIO-7.734%-33/02/15	400,000.00	564,188.00	
		BAB RIVERSIDE CALIF ELEC-7.455%-30/10/01	300,000.00	388,467.00	
		BAB WASHINGTON-6.79%-40/07/01	300,000.00	368,886.00	
		QUEBEC PROVINCE-2.75%-21/08/25	300,000.00	304,722.00	
	米ドル 計		1,300,000.00	1,626,263.00 (189,573,477)	
	カナダドル	ONTARIO PROVINCE-2.1%-18/09/08	100,000.00	101,369.00	
		ONTARIO PROVINCE-3.15%-22/06/02	400,000.00	416,424.00	
		ONTARIO PROVINCE-3.5%-24/06/02	500,000.00	526,640.00	
		QUEBEC PROVINCE-3.0%-23/09/01	700,000.00	711,116.00	
		QUEBEC PROVINCE-5.0%-38/12/01	200,000.00	244,274.00	
		QUEBEC PROVINCE-5.0%-41/12/01	100,000.00	123,512.00	
	カナダドル 計		2,000,000.00	2,123,335.00 (219,234,338)	
	ユーロ	GENERALITAT DE CATALUNYA-4.95%-20/02/11	300,000.00	328,724.40	
	ユーロ 計		300,000.00	328,724.40 (47,747,219)	
地方債証券合計			456,555,034 (456,555,034)		

特殊債券	米ドル	1MALAYSIA SUKUK GLOBAL B-3.928%-15/06/04	300,000.00	305,220.00		
		BK NEDERLANDSE GEMEENTEN-1.375%-18/03/19	300,000.00	300,231.00		
		CAISSE D'AMORT DETTE SOC-1.125%-17/01/30	300,000.00	301,875.00		
		CAISSE D'AMORT DETTE SOC-3.375%-24/03/20	100,000.00	105,487.20		
		EXPORT-IMPORT BK KOREA-4.0%-21/01/29	200,000.00	212,722.00		
		FN ARM 594245-2.508%-30/06/01	3,654.91	3,755.31		
		FNMA PASS THRU 467116-3.73%-18/01/01	1,000,000.00	1,039,770.00		
		KOREA DEVELOPMENT BANK-3.0%-22/09/14	300,000.00	297,702.00		
		NEDER FINANCIERINGS MAAT-1.5%-18/02/12	400,000.00	401,544.00		
	米ドル 計		2,903,654.91	2,968,306.51	(346,015,489)	
	カナダドル	INSTIT CREDITO OFFICIAL-4.53%-16/03/17	100,000.00	102,099.00		
	カナダドル 計		100,000.00	102,099.00	(10,541,721)	
	ユーロ	COUNCIL OF EUROPE-1.125%-18/10/22	400,000.00	415,041.60		
	ユーロ 計		400,000.00	415,041.60	(60,284,792)	
	ノルウェークローネ	RENTEN BANK-3.5%-18/10/05	4,700,000.00	5,007,925.20		
	ノルウェークローネ 計		4,700,000.00	5,007,925.20	(86,136,313)	
	オーストラリアドル	AFRICAN DEVELOPMENT BANK-5.25%-22/03/23	800,000.00	868,464.80		
		BK NEDERLANDSE GEMEENTEN-6.75%-18/03/02	500,000.00	551,203.00		
		EUROFIMA-5.625%-16/10/24	900,000.00	943,454.70		
		EUROFIMA-6.25%-18/12/28	300,000.00	332,336.40		
		EUROPEAN BK RECON & DEV-0.5%-23/11/21	700,000.00	495,413.10		
		EUROPEAN INVESTMENT BANK-6.5%-19/08/07	150,000.00	169,635.75		
		EUROPEAN INVESTMENT BANK-6.0%-20/08/06	690,000.00	773,811.54		
	オーストラリアドル 計		4,040,000.00	4,134,319.29	(420,336,242)	
	ニュージーランドドル	INTER-AMERICAN DEVEL BK-6.0%-17/12/15	640,000.00	672,541.44		
		QUEENSLAND TREASURY CORP-7.125%-17/09/18	480,000.00	516,596.16		
		RENTEN BANK-7.485%-17/12/15	500,000.00	545,394.00		
ニュージーランドドル 計		1,620,000.00	1,734,531.60	(160,496,208)		
特殊債券合計				1,083,810,765	(1,083,810,765)	

社債券	米ドル	AIRCRAFT FINANCE CO LTD-1.520%-20/03/29	300,000.00	300,000.00	
		ALLEGHENY TECH-5.95%-21/01/15	200,000.00	202,022.00	
		BAIDU INC-2.75%-19/06/09	200,000.00	200,082.00	
		BANK OF SCOTLAND PLC-5.25%-17/02/21	400,000.00	436,992.00	
		CAISSE FRANCAISE DE FIN-5.25%-17/02/16	400,000.00	435,721.60	
		CITIGROUP INC-6.01%-15/01/15	181,000.00	182,462.48	
		DEXIA CREDIT LOCAL SA NY-2.25%-19/01/30	800,000.00	811,936.00	
		FORDO 2014-B A2-0.47%-17/03/15	400,000.00	400,124.40	
		HANA BANK-4.375%-24/09/30	300,000.00	312,039.00	
		IMPAC 2003-9F A1-1.152%-33/07/25	10,387.75	9,713.52	
		JPMORGAN CHASE + CO-0.752%-17/02/15	600,000.00	600,534.00	
		KOREA HYDRO & NUCLEAR PO-1.015%- 17/05/22	300,000.00	299,777.70	
		LEEK 18A A2D-0.493%-38/09/21	391,888.00	408,577.72	
		OMFIT 2014-2A A-2.47%-24/09/18	200,000.00	200,062.60	
		PETROBRAS GLOBAL FINANCE-3.115%- 20/03/17	300,000.00	285,900.00	
		SEMT 2003-4 2A1-0.507%-33/07/20	87,662.36	82,471.78	
		SLMA 2006-B A4-0.414%-24/03/15	416,122.04	412,170.12	
		SLMA 2013-B A1-0.805%-22/07/15	345,936.18	345,936.18	
		VERIZON COMMUNICATIONS-1.764%-16/09/15	500,000.00	510,490.00	
		米ドル 計		6,332,996.33	6,437,013.10 (750,362,617)
ユーロ		AYT CEDULAS CAJAS IX-3.75%-15/03/31	100,000.00	101,183.00	
		AYT CEDULAS CAJAS V-4.75%-18/12/04	100,000.00	116,182.20	
		BANCA CARIGE SPA-3.75%-16/11/25	100,000.00	105,641.00	
		BANCA CARIGE SPA-3.875%-18/10/24	200,000.00	220,331.20	
		BANCO POPOLARE SC-3.5%-19/03/14	200,000.00	208,906.80	
		BANCO POPULAR ESPANOL-4.125%-17/03/30	200,000.00	217,085.00	
		BANKIA SA-3.5%-15/12/14	100,000.00	103,281.20	
		BAVARIAN SKY SA-0.286%-21/08/20	280,435.59	280,471.20	
		BILK 6 A-0.428%-29/07/25	200,000.00	200,144.00	
		COM BK AUSTRALIA-3.0%-22/05/03	400,000.00	464,258.00	
		DEPFA ACS BANK-4.375%-15/01/15	300,000.00	301,887.00	
		DEPFA ACS BANK-3.875%-16/11/14	200,000.00	213,956.80	
		ECAR 2014-1 A-0.406%-21/09/18	235,548.53	235,834.25	
		GERMAN POSTAL PENSIONS-3.375%-16/01/18	300,000.00	311,410.80	
		GIOVC 2011-1 A-0.682%-48/04/23	102,924.59	102,578.04	
		MONTE DEI PASCHI SIENA-3.125%-15/06/30	100,000.00	101,535.00	
		MONTE DEI PASCHI SIENA-5.0%-18/02/09	300,000.00	339,212.40	
		SCGA 2014-1 A-0.428%-23/12/11	807,971.23	808,956.14	
		SILVA 4 A-0.306%-21/10/20	179,290.64	179,356.97	
		SNS BANK NV-2.125%-17/08/30	300,000.00	314,919.00	
SUNRI 2014-1 A-1.145%-31/05/27	254,840.94	255,995.36			
UROPA 2007-1 A2B-0.23%-40/10/10	185,308.22	182,086.08			
ユーロ 計		5,146,319.74	5,365,211.44 (779,296,961)		

英ポンド	ALBA 2011-1 A1-3.006%-51/05/25	198,737.41	200,227.34	
	BPCE SA-1.358%-17/03/06	300,000.00	301,638.00	
	CREDIT SUISSE LONDON-0.960%-16/07/15	200,000.00	200,060.00	
	DRVUK 2 A-0.926%-23/01/25	200,000.00	200,209.80	
	ECARA 3 A-0.973%-22/03/18	239,681.86	239,930.64	
	EHMU 2007-1 A-0.713%-44/06/15	57,239.91	54,218.32	
英ポンド 計		1,195,659.18	1,196,284.10 (218,142,405)	
スウェーデンクローネ	SWEDBANK HYPOTEK AB-3.75%-17/12/20	500,000.00	550,497.00	
スウェーデンクローネ 計		500,000.00	550,497.00 (8,637,297)	
オーストラリアドル	APLLO 2013-1 A-3.582%-44/06/24	659,318.48	661,204.13	
	GE CAP AUSTRALIA FUNDING-7.0%-15/07/16	600,000.00	614,806.80	
	STADSHYPOTEK AB-4.25%-17/10/10	500,000.00	509,357.00	
オーストラリアドル 計		1,759,318.48	1,785,367.93 (181,518,357)	
社債券合計			1,937,957,637 (1,937,957,637)	
合計			9,861,890,492 (9,861,890,492)	

## 有価証券明細表注記

- 1.通貨種類毎の小計欄の( )内は邦貨換算額であります。
- 2.合計金額欄の( )内は外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。
- 3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入株式以外 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券 18銘柄	-	48.0%	12.0%
	地方債証券 4銘柄	-	7.7%	1.9%
	特殊債証券 9銘柄	-	14.0%	3.5%
	社債券 19銘柄	-	30.3%	7.6%
カナダドル	地方債証券 6銘柄	-	95.4%	2.2%
	特殊債証券 1銘柄	-	4.6%	0.1%
メキシコペソ	国債証券 3銘柄	-	100.0%	7.0%
ユーロ	国債証券 31銘柄	-	75.9%	28.3%
	地方債証券 1銘柄	-	1.3%	0.5%
	特殊債証券 1銘柄	-	1.6%	0.6%
	社債券 22銘柄	-	21.1%	7.9%
英ポンド	国債証券 5銘柄	-	58.8%	3.2%
	社債券 6銘柄	-	41.2%	2.2%
スウェーデンクローネ	国債証券 1銘柄	-	51.5%	0.1%
	社債券 1銘柄	-	48.5%	0.1%
ノルウェークローネ	国債証券 3銘柄	-	67.1%	1.8%
	特殊債証券 1銘柄	-	32.9%	0.9%
ポーランドズロチ	国債証券 2銘柄	-	100.0%	1.3%
オーストラリアドル	国債証券 4銘柄	-	30.4%	2.7%
	特殊債証券 7銘柄	-	48.6%	4.3%
	社債券 3銘柄	-	21.0%	1.8%

ニュージーランドドル	国債証券	3銘柄	-	75.4%	5.0%
	特殊債券	3銘柄	-	24.6%	1.6%
マレーシアリングット	国債証券	5銘柄	-	100.0%	1.6%
タイバーツ	国債証券	2銘柄	-	100.0%	0.7%
南アフリカランド	国債証券	3銘柄	-	100.0%	1.1%

#### 4. 通貨の表示

邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。



## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

以下は平成26年12月30日現在のファンドの現況です。

## 安定型

資産総額	239,676,753 円
負債総額	2,692,633 円
純資産総額( - )	236,984,120 円
発行済口数	176,136,716 口
1口当たり純資産額( / )	1.3455 円

## 安定・成長型

資産総額	724,078,687 円
負債総額	5,663,010 円
純資産総額( - )	718,415,677 円
発行済口数	541,162,619 口
1口当たり純資産額( / )	1.3275 円

## 成長型

資産総額	553,357,188 円
負債総額	2,598,856 円
純資産総額( - )	550,758,332 円
発行済口数	425,348,750 口
1口当たり純資産額( / )	1.2948 円

(参考) 以下は平成26年12月30日現在の各マザーファンドの現況です。

## ラッセル 日本株式マザーファンド

資産総額	35,636,784,258 円
負債総額	333,036,322 円
純資産総額( - )	35,303,747,936 円
発行済口数	21,212,968,232 口
1口当たり純資産額( / )	1.6643 円

## ラッセル 外国株式マザーファンド

資産総額	30,598,382,062 円
負債総額	100,169,986 円
純資産総額( - )	30,498,212,076 円
発行済口数	13,368,788,592 口
1口当たり純資産額( / )	2.2813 円

## ラッセル 日本債券マザーファンド

資産総額	11,868,711,186 円
負債総額	195,331,198 円
純資産総額( - )	11,673,379,988 円
発行済口数	8,667,566,055 口
1口当たり純資産額( / )	1.3468 円

## ラッセル 外国債券マザーファンド

資産総額	10,297,406,981 円
負債総額	96,911,893 円
純資産総額( - )	10,200,495,088 円
発行済口数	3,146,634,843 口
1口当たり純資産額( / )	3.2417 円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 名義書換の手続き等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

### (7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定のほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1)資本金の額

平成26年12月末現在の委託会社の資本金の額：1,609.5百万円

委託会社が発行する株式総数：40,000株

発行済株式総数：34,090株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### (2)会社の機構

###### 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会を置きます。取締役会は、取締役および執行役員の職務の執行を監督し、会社の業務執行上重要な事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。取締役会は、原則として、代表取締役社長が招集し、議長となります。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者の残存期間と同一とします。

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。代表取締役の中から、社長を選定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。

更に、委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会、会社が持つリスクを一元的に監視、監督し、法令等遵守態勢を確立するための諮問機関としてリスク管理・コンプライアンス委員会を置きます。

###### 投資運用の意思決定機構

投資方針の企画・立案は、マルチ・マネージャー運用（運用スタイルの異なる複数の外部委託先運用会社を組み合わせる運用）の場合は、インベストメント・マネジメント&リサーチ部がラッセル・インベストメントグループからの助言等に基づいて行い、その他の場合は、インベストメント・マネジメント&リサーチ部およびインベストメント・ディベロプメント部が行います。

投資方針については、代表取締役社長兼CEO、インベストメント・マネジメント&リサーチ部長およびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する6名の委員と、議決権を有しない準委員で構成される投資政策・運用委員会によって審議、決定されます。

同委員会は投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、運用ガイドライン遵守状況（外部委託先運用会社のガイドライン遵守状況を含みます。）等について、インベストメント・マネジメント&リサーチ部、インベストメント・ディベロプメント部および法務・コンプライアンス部から報告を受けるとともに、その検証を行っています。

上記の体制等は平成26年12月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投信法に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務等を行っています。

平成26年12月末現在、委託会社の運用する証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

種 類	本 数	純資産総額
追加型株式投資信託	33本	190,212,167,841円
単体型株式投資信託	0本	0円
追加型公社債投資信託	0本	0円
単体型公社債投資信託	0本	0円
合 計	33本	190,212,167,841円

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。  
また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期事業年度(自平成25年1月1日 至平成25年12月31日)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。  
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

## 財務諸表

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

		第15期 (平成24年12月31日現在)	第16期 (平成25年12月31日現在)
<b>資産の部</b>			
流動資産			
預金		630,117	1,054,936
前払費用		38,755	36,735
未収委託者報酬		212,448	355,246
未収運用受託報酬		620,410	969,086
未収コンサルティング報酬		96,310	104,997
未収投資助言報酬		-	66,872
未収入金		2,789	2,957
未収利息		2,189	1,102
短期貸付金	2	500,000	300,000
その他流動資産		12,494	12,961
流動資産合計		2,115,515	2,904,897
固定資産			
有形固定資産			
建物付属設備		138,133	124,842
器具備品		85,853	63,195
有形固定資産合計	1	223,987	188,037
無形固定資産			
ソフトウェア		11,102	7,037
無形固定資産合計		11,102	7,037
投資その他の資産			
長期差入保証金		190,333	157,890
長期貸付金	2	466,000	166,000
投資その他の資産合計		656,333	323,890
固定資産合計		891,424	518,965
資産合計		3,006,939	3,423,863

(単位：千円)

		第15期 (平成24年12月31日現在)	第16期 (平成25年12月31日現在)
<b>負債の部</b>			
流動負債			
預り金		17,934	22,968
未払金			
未払手数料		70,087	56,147
未払委託調査費		282,716	420,322
未払委託計算費		5,452	6,759
その他未払金	2	306,630	231,363
未払金合計		664,887	714,593
未払費用		39,817	50,712
未払消費税等		24,128	103,471

未払法人税等	4,795	28,097
前受金	70,743	66,804
賞与引当金	277,031	406,306
リース債務	7,019	4,473
流動負債合計	1,106,357	1,397,428
固定負債		
資産除去債務	60,263	61,104
長期未払金	596,835	663,388
長期未払費用	290,896	383,499
長期リース債務	4,276	5,969
固定負債合計	952,273	1,113,962
負債合計	2,058,630	2,511,390
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,609,500	1,609,500
資本剰余金		
資本準備金	284,184	-
その他資本剰余金	-	-
資本剰余金合計	284,184	-
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	945,375	697,027
利益剰余金合計	945,375	697,027
株主資本合計	948,308	912,472
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	-
評価・換算差額等合計	-	-
純資産合計	948,308	912,472
負債純資産合計	3,006,939	3,423,863

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第15期 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)	第16期 (自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,291,744	1,421,153
運用受託報酬	1,957,796	3,297,966
コンサルティング報酬	542,130	518,108
投資助言報酬	-	63,688
その他収益	166,438	341,885
営業収益合計	3,958,110	5,642,801
営業費用		
支払手数料	269,524	216,870
広告宣伝費	1,172	1,386
調査費		
委託調査費	1,632,993	2,357,275
図書費	4,823	4,376

調査費合計	1,637,816	2,361,651
委託計算費	62,247	72,421
営業雑経費		
通信費	13,196	12,830
印刷費	9,281	10,224
協会費	9,823	9,119
営業雑経費合計	32,301	32,175
営業費用合計	2,003,062	2,684,506
一般管理費		
給料		
役員報酬	117,444	92,935
給料・手当	1,263,369	1,102,319
賞与	104,114	176,289
賞与引当金繰入額	277,031	406,306
給料合計	1,761,960	1,777,850
福利厚生費	148,992	144,033
交際費	20,374	14,876
寄付金	2,811	2,477
旅費交通費	41,602	39,439
租税公課	12,082	25,001
不動産賃借料	212,702	189,577
退職給付費用	172,043	159,522
消耗器具備品費	295,284	325,827
事務委託費	24,977	29,608
修繕費	7,809	11,819
水道光熱費	6,626	6,990
会議費用	4,216	2,313
固定資産減価償却費	51,591	50,257
諸経費	120,653	99,400
一般管理費合計	2,883,728	2,878,997
営業利益又は営業損失( )	928,680	79,297
営業外収益		
受取利息	3,259	1,472
その他営業外収益	732	909
営業外収益合計	3,991	2,381
営業外費用		
支払利息	551	469
為替差損	21,713	66,842
有価証券売却損	97	-
営業外費用合計	22,362	67,312
経常利益又は経常損失( )	947,051	14,367
特別利益		
株式報酬戻入益	96,218	15,364
特別利益合計	96,218	15,364
特別損失		
割増退職金	80,471	3,142
固定資産除却損	4,864	760
補填金	6,916	-
特別損失合計	92,252	3,902
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	943,085	25,829
法人税、住民税及び事業税	2,290	61,665

当期純利益又は当期純損失( )

945,375

35,836



## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

第15期 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)										
	株主資本							評価・ 換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換 算差額 等 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余 金 合計				
当期首残高	1,609,500	-	716,593	746,593	432,408	432,408	1,893,684	176	176	1,893,507
当期変動額										
当期純利益又は 当期純損失( )	-	-	-	-	945,375	945,375	945,375	-	-	945,375
資本準備金から その他資本剰余金へ の振替	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他資本剰余金 から資本準備金へ の振替	-	284,184	284,184	-	-	-	-	-	-	-
その他資本剰余金 から繰越利益剰余金へ の振替	-	-	432,408	432,408	432,408	432,408	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	176	176	176
当期変動額合計	-	284,184	716,593	432,408	512,967	512,967	945,375	176	176	945,199
当期末残高	1,609,500	284,184	-	284,184	945,375	945,375	948,308	-	-	948,308

(単位:千円)

第16期 (自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日)										
	株主資本							評価・ 換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換 算差額 等 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余 金 合計				
当期首残高	1,609,500	284,184	-	284,184	945,375	945,375	948,308	-	-	948,308
当期変動額										
当期純利益又は 当期純損失( )	-	-	-	-	35,836	35,836	35,836	-	-	35,836
資本準備金から その他資本剰余金へ の振替	-	284,184	284,184	-	-	-	-	-	-	-

その他資本剰余金 から資本準備金へ の振替	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他資本剰余金 から繰越利益剰余金へ の振替	-	-	284,184	284,184	284,184	284,184	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	284,184	-	284,184	248,348	248,348	35,836	-	-	35,836
当期末残高	1,609,500	-	-	-	697,027	697,027	912,472	-	-	912,472

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	該当事項はありません。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換 算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算 し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の 当事業年度負担額を計上しております。
5. リース取引の処理方法	リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用して おります。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引 開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃 貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6. その他財務諸表作成のための基本となる 重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

## 注記事項

## (貸借対照表関係)

第15期 平成24年12月31日現在		第16期 平成25年12月31日現在	
*1 有形固定資産の減価償却累計額		*1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物付属設備	72,652千円	建物付属設備	89,120千円
器具備品	98,132千円	器具備品	127,196千円
*2 関係会社項目		*2 関係会社項目	
長期貸付金	466,000千円	長期貸付金	166,000千円
短期貸付金	500,000千円	短期貸付金	300,000千円
その他未払金	119,298千円	その他未払金	158,400千円
*3 偶発債務		*3 偶発債務	

該当事項はありません。	当社は海外関係会社との取引に関して、租税条約の規定に基づき、権限ある当局間の相互協議を申し立てております。この協議により生じる可能性がある影響額を合理的に見積もることは困難であります。なお、当該事象による影響は、当事業年度の財務諸表には反映しておりません。
-------------	--

## ( 損益計算書関係 )

第15期 自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日	第16期 自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## ( 株主資本等変動計算書関係 )

第15期 自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日					第16期 自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日				
発行済株式の種類及び総数に関する事項					発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当期首 株式数 (株)	当期増加 株式数 (株)	当期減少 株式数 (株)	当期末 株式数 (株)	株式の種類	当期首 株式数 (株)	当期増加 株式数 (株)	当期減少 株式数 (株)	当期末 株式数 (株)
発行済株式					発行済株式				
普通株式	34,090	-	-	34,090	普通株式	34,090	-	-	34,090
合計	34,090	-	-	34,090	合計	34,090	-	-	34,090

## ( リース取引関係 )

第15期 自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日	第16期 自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

## ( 金融商品関係 )

<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当社は、資金運用については預金等に限定し、また、必要な資金については親会社であるフランク・ラッセル・カンパニーより調達しております。デリバティブに該当する事項はありません。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制</p> <p>当社が保有する金融資産は、主として預金、国内の取引先に対する未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、親会社に対する貸付金であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス&amp;コーポレート・サービス部において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。</p> <p>未払金は、短期間で決済されております。未払金には、外貨建てのものが含まれており、為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス&amp;コーポレート・サービス部においてリスク管理及び残高管理を行う体制としております。</p>		<p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>平成25年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p>
<p>平成24年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p>	<p>平成25年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p>	

	貸借対照表 計上額( )	時価( )	差額		貸借対照表 計上額( )	時価( )	差額
(1)預金	630,117	630,117	-	(1)預金	1,054,936	1,054,936	-
(2)未収委託者報酬	212,448	212,448	-	(2)未収委託者報酬	355,246	355,246	-
(3)未収運用受託報酬	620,410	620,410	-	(3)未収運用受託報酬	969,086	969,086	-
(4)短期貸付金	500,000	500,000	-	(4)短期貸付金	300,000	300,000	-
(5)長期差入保証金	190,333	190,333	-	(5)未払金	(694,677)	(694,677)	-
(6)長期貸付金	466,000	466,000	-	( )負債に計上されているものについては、( )で示してあります。			
(7)未払金	(555,211)	(555,211)	-				
( )負債に計上されているものについては、( )で示してあります。				( )負債に計上されているものについては、( )で示してあります。			
(注1)金融商品の時価の算定方法 (1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)短期貸付金、並びに(7)未払金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 (5)長期差入保証金 この時価については、敷金の性質及び貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 (6)長期貸付金 長期貸付金は、変動金利によっており、短期間で市場金利を反映しております。また、貸付金は親会社に対する貸付であることから、評価にあたって信用リスクを加味する必要はないものと判断しております。したがって、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。				(注1)金融商品の時価の算定方法 (1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)短期貸付金、並びに(5)未払金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。			
(注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額				(注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額			
(単位：千円)				(単位：千円)			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超		1年以内	1年超 5年以内	5年超
(1)預金	630,117	-	-	(1)預金	1,054,936	-	-
(2)未収委託者報酬	212,448	-	-	(2)未収委託者報酬	355,246	-	-
(3)未収運用受託報酬	620,410	-	-	(3)未収運用受託報酬	969,086	-	-
(4)短期貸付金	500,000	-	-	(4)短期貸付金	300,000	-	-
(5)長期差入保証金	-	190,333	-				
(6)長期貸付金	-	466,000	-				

## (有価証券関係)

第15期 平成24年12月31日現在	第16期 平成25年12月31日現在
1. その他有価証券で時価のあるもの 該当事項はありません。	1. その他有価証券で時価のあるもの 該当事項はありません。
2. 当期中に売却したその他有価証券 注記すべき有価証券の売却取引を行っていないため、 該当事項はありません。	2. 当期中に売却したその他有価証券 同左

## (デリバティブ取引関係)

第15期 平成24年12月31日現在	第16期 平成25年12月31日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (退職給付関係)

第15期 平成24年12月31日現在	第16期 平成25年12月31日現在
1. 採用している退職給付制度の概要 退職一時金規程に基づく退職一時金制度と企業型年金規約に基づく確定拠出年金制度を採用しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職給付債務に関する事項 (単位：千円) 長期未払金 596,835 その他未払金 109,675	2. 退職給付債務に関する事項 (単位：千円) 長期未払金 663,388 その他未払金 19,915
3. 退職給付費用の内訳 (単位：千円) (1)勤務費用 123,175 (2)確定拠出年金制度への掛金拠出額 48,867 <u>172,043</u>	3. 退職給付費用の内訳 (単位：千円) (1)勤務費用 116,229 (2)確定拠出年金制度への掛金拠出額 43,293 <u>159,522</u>

## (ストック・オプション等関係)

第15期 自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日	第16期 自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日
1. ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名  賞与 102,685 千円	1. ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名  賞与 175,993 千円
2. ストック・オプション等の内容 当社は、親会社であるフランク・ラッセル・カンパニーの株式報酬プランに基づき当社の従業員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)に準じた方法により会計処理をしております。	2. ストック・オプション等の内容 同左
3. ストック・オプション等に係る権利不行使による失効により利益として計上した金額  株式報酬戻入益 96,218 千円	3. ストック・オプション等に係る権利不行使による失効により利益として計上した金額  株式報酬戻入益 15,364 千円

## (税効果会計関係)

第15期 平成24年12月31日現在	第16期 平成25年12月31日現在
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳  (単位：千円)  繰延税金資産	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳  (単位：千円)  繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	663,217	税務上の繰越欠損金	544,590
賞与引当金	89,497	賞与引当金	154,437
未払金	41,687	未払費用	177,473
未払費用	120,915	資産除去債務	32,508
資産除去債務	9,640	長期未払金	236,431
長期未払金	212,712	長期未払費用	136,224
長期未払費用	103,675	その他	4,306
その他	1,188	繰延税金資産合計	1,285,973
繰延税金資産合計	1,242,534	評価性引当額	1,285,973
評価性引当額	1,242,534	繰延税金資産の純額	0
繰延税金資産の純額	0		
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 当期は税引前当期純損失を計上したため、差異原因を注記しておりません。なお法定実効税率は40.69%であります。		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 38.01% （調整） 交際費等永久に損金に算入されない項目 173.66% 住民税均等割 8.86% その他 18.21% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 238.74%	
3. 法人税等の変更等による影響 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から、平成25年1月1日に開始する事業年度から平成27年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については38.01%に、平成28年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.64%となります。なお、この変更による影響はありません。		3. 法人税等の変更等による影響 該当事項はありません。	

## (資産除去債務関係)

第15期 平成24年12月31日現在	第16期 平成25年12月31日現在
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 当期における当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 当期における当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)
当期首残高 59,434	当期首残高 60,263
時の経過による調整額 829	時の経過による調整額 840
当期末残高 60,263	当期末残高 61,104

## (セグメント情報等)

第15期 (自 平成24年 1月 1日
------------------------

至 平成24年12月31日)

## 1. セグメント情報

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託業	投資一任業	コンサルティング業	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,291,744	1,957,796	542,130	166,438	3,958,110

## (2) 地域ごとの情報

## 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A社（ ）	1,017,467	投資一任業・コンサルティング業

( ) A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## 第16期

(自 平成25年 1月 1日

至 平成25年12月31日)

## 1. セグメント情報

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託業	投資一任業	コンサルティング業 ・投資助言業	その他	合計

外部顧客への営業収益	1,421,153	3,297,966	581,796	341,885	5,642,801
(2)地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。					
(3)主要な顧客ごとの情報 <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p>					
顧客の名称又は氏名	営業収益		関連するセグメント		
A社（ ）	2,019,323		投資一任業・コンサルティング業		
（ ）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。					
3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。					
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。					
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。					

## (関連当事者情報)

第15期（自平成24年1月1日 至平成24年12月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社	フランク・ラッセル・カンパニー	アメリカ合衆国、ワシントン州シアトル市	394 百万 ドル	年金コンサルティン グ、投資顧問	間接所有 100%	兼任 0人	インベストメント・ マネジメント・アグ リーメント、業務委 託契約の締結	貸付金 の回収	714,000	短期 貸付金 長期 貸付金	500,000 466,000

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

ラッセル・インベストメント・グループ(株)（非上場）

フランク・ラッセル・カンパニー（非上場）

## (2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

第16期（自平成25年1月1日 至平成25年12月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				



親会社	フランク・ラッセル・カンパニー	アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市	394 百万 ドル	年金コンサル ルティン グ、投資顧 問	間接所有 100%	兼任 0人	インベストメント・ マネジメント・アグ リメント、業務委 託契約の締結	貸付金 の回収	500,000	短期 貸付金 長期 貸付金	300,000 166,000
-----	-----------------	-----------------------------	-----------------	------------------------------	--------------	----------	--	------------	---------	------------------------	--------------------

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

ラッセル・インベストメント・グループ(株)(非上場)

フランク・ラッセル・カンパニー(非上場)

## (2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

第15期 自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日		第16期 自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日	
1株当たり純資産額	27,817.80円	1株当たり純資産額	26,766.57円
1株当たり当期純損失( )	27,731.77円	1株当たり当期純損失( )	1,051.23円
損益計算書上の当期純損失( )	945,375千円	損益計算書上の当期純損失( )	35,836千円
1株当たり当期純損失( )の算定に用 いられた普通株式に関する当期純損失 ( )	945,375千円	1株当たり当期純損失( )の算定に用 いられた普通株式に関する当期純損失 ( )	35,836千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	34,090株	普通株式	34,090株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益について は、1株当たり当期純損失( )であり、また、潜在株 式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益について は、1株当たり当期純損失( )であり、また、潜在株 式が存在しないため記載しておりません。	

## (重要な後発事象)

第15期 自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日	第16期 自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第17期中間会計期間末 (平成26年6月30日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金		1,886,524
前払費用		49,959
未収入金		2,524
未収委託者報酬		355,196
未収運用受託報酬		999,564
未収コンサルティング報酬		72,590
未収投資助言報酬		23,360
未収利息		243
その他流動資産		20,002
流動資産計		3,409,966
固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備		116,610
器具備品		56,170
有形固定資産計	*2	172,780
無形固定資産		
ソフトウェア		5,643
無形固定資産計		5,643
投資その他の資産		
長期差入保証金		155,130
長期貸付金		166,000
投資その他の資産計		321,130
固定資産計		499,554
資産合計		3,909,521

(単位：千円)

		第17期中間会計期間末 (平成26年6月30日現在)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
預り金		21,482
未払金		
未払手数料		49,928
未払委託調査費		441,400
未払委託計算費		6,767
その他未払金		233,638
未払金計		731,735
未払費用		44,080
未払法人税等		31,097
前受金		81,159
賞与引当金		225,136
リース債務		2,419

その他流動負債	*1	111,318
流動負債計		1,248,430
固定負債		
資産除去債務		61,528
長期未払金		704,965
長期リース債務		5,010
長期未払費用		355,342
固定負債計		1,126,847
負債合計		2,375,278
純資産の部		
株主資本		
資本金		1,609,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		75,257
利益剰余金合計		75,257
株主資本計		1,534,242
純資産合計		1,534,242
負債純資産合計		3,909,521

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第17期中間会計期間
		(自 平成26年1月 1日
		至 平成26年6月30日)
営業収益		
委託者報酬		650,889
運用受託報酬		2,493,204
コンサルティング報酬		233,021
投資助言報酬		56,747
その他収益		271,715
営業収益計		3,705,578
営業費用		
支払手数料		88,333
広告宣伝費		660
調査費		
委託調査費		1,417,205
図書費		836
調査費計		1,418,041
委託計算費		36,362
営業雑経費		
通信費		4,837
印刷費		4,120
協会費		5,073
営業雑経費計		14,032
営業費用計		1,557,430
一般管理費		
給料		
役員報酬		46,945

給料・手当		544,405
賞与		86,107
賞与引当金繰入額		225,136
給料計		902,595
福利厚生費		83,991
交際費		8,075
寄付金		1,040
旅費交通費		19,040
租税公課		11,626
不動産賃借料		87,565
退職給付費用		73,196
消耗器具備品費		158,831
事務委託費		18,989
修繕費		8,690
水道光熱費		3,268
会議費用		973
固定資産減価償却費	*1	21,842
諸経費		54,973
一般管理費計		1,454,701
営業利益		693,446
営業外収益		
受取利息		460
為替差益		8,229
その他営業外収益		670
営業外収益計		9,360
営業外費用		
支払利息		147
営業外費用計		147
経常利益		702,659
税引前中間純利益		702,659
法人税、住民税及び事業税		80,889
中間純利益		621,770

## (3) 中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

第17期中間会計期間 (自 平成26年1月 1日 至 平成26年6月30日)					
	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,609,500	697,027	697,027	912,472	912,472
当中間期変動額					
中間純利益又は 中間純損失( )	-	621,770	621,770	621,770	621,770
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	621,770	621,770	621,770	621,770

当中間期末残高	1,609,500	75,257	75,257	1,534,242	1,534,242
---------	-----------	--------	--------	-----------	-----------

## 注記事項

## (重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
2. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
3. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。
4. リース取引の処理方法	リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

## (中間貸借対照表関係)

第17期中間会計期間末 (平成26年6月30日現在)	
*1 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額の重要性が乏しいため、その他流動負債に含めて表示しております。	
*2 有形固定資産の減価償却累計額	236,764 千円
*3 偶発債務 当社は海外関係会社との取引に関して、租税条約の規定に基づき、権限ある当局間の相互協議を申し立てております。この協議により生じる可能性がある影響額を合理的に見積もることは困難であります。なお、当該事象による影響は、当中間会計期間の中間財務諸表には反映していません。	

## (中間損益計算書関係)

第17期中間会計期間 (自 平成26年1月 1日 至 平成26年6月30日)		
*1 減価償却実施額	有形固定資産	20,448 千円
	無形固定資産	1,393 千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

第17期中間会計期間 (自 平成26年1月 1日 至 平成26年6月30日)				
発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	34,090	-	-	34,090
合計	34,090	-	-	34,090

## (リース取引関係)

第17期中間会計期間 (自 平成26年1月 1日 至 平成26年6月30日)	
該当事項はありません。	

## (金融商品関係)

第17期中間会計期間末 (平成26年6月30日現在)			
金融商品の時価等に関する事項 平成26年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。 (単位：千円)			
	中間貸借対照表計上額( )	時価( )	差額
(1)預金	1,886,524	1,886,524	-
(2)未収委託者報酬	355,196	355,196	-
(3)未収運用受託報酬	999,564	999,564	-
(4)未払金	(714,592)	(714,592)	-
( ) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。			
(注) 金融商品の時価の算定方法 (1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、並びに(4)未払金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。			

## (有価証券関係)

第17期中間会計期間末 (平成26年6月30日現在)	
該当事項はありません。	

## (デリバティブ取引関係)

第17期中間会計期間末 (平成26年6月30日現在)	
該当事項はありません。	

## (ストック・オプション等関係)

第17期中間会計期間 (自 平成26年1月 1日 至 平成26年6月30日)	
1. スtock・オプション等に係る当中間会計期間における費用計上額及び科目名	
賞与	86,003 千円
2. スtock・オプション等の内容	
<p>当社は、親会社であるフランク・ラッセル・カンパニーの株式報酬プランに基づき当社の従業員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。</p>	

## (資産除去債務関係)

第17期中間会計期間末 (平成26年6月30日現在)	
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
当事業年度期首残高	61,104 千円
時の経過による調整額	424 千円
当中間会計期間末残高	61,528 千円

## (セグメント情報等)

第17期中間会計期間 (自 平成26年1月 1日 至 平成26年6月30日)					
1. セグメント情報					
<p>当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。</p> <p>従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。</p>					
2. 関連情報					
(1) 製品及びサービスごとの情報					
(単位：千円)					
	投資信託業	投資一任業	コンサルティング 業・投資助言業	その他	合計
外部顧客への 営業収益	650,889	2,493,204	289,768	271,715	3,705,578

## (2)地域ごとの情報

## 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3)主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A社( )	1,714,732	投資一任業・コンサルティング業

( ) A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

第17期中間会計期間 (自 平成26年1月 1日 至 平成26年6月30日)	
1株当たり純資産額	45,005.65円
1株当たり中間純利益	18,239.07円
中間損益計算書上の中間純利益	621,770千円
1株当たり中間純利益の算定に用いられた普通株式に関する中間純利益	621,770千円
差額	-
期中平均株式数	
普通株式	34,090株
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	

## (重要な後発事象)

第17期中間会計期間 (自 平成26年1月 1日 至 平成26年6月30日)	
該当事項はありません。	



#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下、において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記、に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

##### (1)定款の変更、事業譲渡または事業譲受

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

委託会社はその事業の全部または一部を譲渡するときは、当該期日の1ヵ月前までにその旨を公告して監督官庁に届け出るとともに、すべての営業所の公衆の目に付きやすい場所に提示したうえ、当該期日から30日以内にその旨を監督官庁に届け出ます。

##### (2)訴訟その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実は発生していません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1)受託会社

(平成26年9月末現在)

(a)名称	(b)資本金の額	(c)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

## (2)販売会社

(平成26年9月末現在)

(a)名称	(b)資本金の額	(c)事業の内容
S M B C日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	
野村證券株式会社	10,000百万円	
株式会社S B I証券	47,937百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	

野村證券株式会社は、取得申込みの受付を行いません。

## (3)各ファンドの外国為替予約取引に関する外部委託先運用会社

(平成25年12月末現在)

(a)名称	(b)資本金の額	(c)事業の内容
ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インク	24,780米ドル	金融商品取引法に定める外国の法令に準拠して設立された法人として、外国において投資運用業等を営んでいます。

## (4)各マザーファンドの運用指図に関する外部委託先運用会社

&lt;ラッセル 日本株式マザーファンド&gt;

(平成26年9月末現在)

(a)名称	(b)資本金の額	(c)事業の内容
J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社	2,218百万円	金融商品取引法に定める投資運用業等を営んでいます。
インベスコ・アセット・マネジメント株式会社	4,000百万円	金融商品取引法に定める投資運用業等を営んでいます。
ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー	リミテッド・ライアビリティ・カンパニーのため、該当事項はありません。	金融商品取引法に定める外国の法令に準拠して設立された法人として、外国において投資運用業等を営んでいます。
新光投信株式会社	4,524百万円	金融商品取引法に定める投資運用業等を営んでいます。
ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インク	24,780米ドル (平成25年12月末現在)	金融商品取引法に定める外国の法令に準拠して設立された法人として、外国において投資運用業等を営んでいます。

&lt;参考：投資助言会社&gt;

(平成26年9月末現在)

(a)名称	(b)資本金の額	(c)事業の内容
カムイ・キャピタル株式会社	900万円	金融商品取引法に定める投資助言業等を営んでいます。
スパークス・アセット・マネジメント株式会社	2,500万円	

## &lt;ラッセル 外国株式マザーファンド&gt;

(a)名称	(b)資本金の額	(c)事業の内容
ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー	リミテッド・ライアビリティ・カンパニーのため、該当事項はありません。	金融商品取引法に定める外国の法令に準拠して設立された法人として、外国において投資運用業等を営んでいます。
エムエフエス・インスティテューショナル・アドバイザーズ・インク	16,661百万米ドル (平成26年6月末現在)	
サステイナブル・グロース・アドバイザーズ・エル・ピー	リミテッド・パートナーシップのため、該当事項はありません。	
マッキンリー・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー	リミテッド・ライアビリティ・カンパニーのため、該当事項はありません。	
ハリス・アソシエイツ・エル・ピー	リミテッド・パートナーシップのため、該当事項はありません。	
ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インク	24,780米ドル (平成25年12月末現在)	

エムエフエス・インスティテューショナル・アドバイザーズ・インクの資本金の額につきましては、その親会社であるサン・ライフ・フィナンシャル・インクが公開会社としてインサイダー取引に関する規制を遵守するために定めた開示方針上、未公開の財務情報（子会社である同社の資本金の額を含む）を開示できないため、エムエフエス・インスティテューショナル・アドバイザーズ・インクの要請に基づき、親会社であるサン・ライフ・フィナンシャル・インクの現在公開されている資本金の額を参考までに掲載しています。

## &lt;ラッセル 日本債券マザーファンド&gt;

(平成26年9月末現在)

(a)名称	(b)資本金の額	(c)事業の内容
D I A Mアセットマネジメント株式会社	2,000百万円	金融商品取引法に定める投資運用業等を営んでいます。
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インク	24,780米ドル (平成25年12月末現在)	金融商品取引法に定める外国の法令に準拠して設立された法人として、外国において投資運用業等を営んでいます。

## &lt;ラッセル 外国債券マザーファンド&gt;

(a)名称	(b)資本金の額	(c)事業の内容
コルチェスター・グローバル・インベスターズ・リミテッド	1.28百万英ポンド (平成26年9月末現在)	金融商品取引法に定める外国の法令に準拠して設立された法人として、外国において投資運用業等を営んでいます。
ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピー	リミテッド・パートナーシップのため、該当事項はありません。	
ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インク	24,780米ドル (平成25年12月末現在)	

## 2【関係業務の概要】

### (1)受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

#### 《再信託受託会社の概要》

名 称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（平成26年9月末日現在）

事業内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

### (2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

### (3)各ファンドの外国為替予約取引に関する外部委託先運用会社

各ファンドの外国為替予約取引に係る指図を行います。

### (4)各マザーファンドの運用指図に関する外部委託先運用会社

委託会社との契約により、各マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、各マザーファンドの運用指図を行います。

## 3【資本関係】

ラッセル・インベストメント・グループ株式会社は、委託会社の全株を保有し、同社はフランク・ラッセル・カンパニーの実質的な子会社です。

ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インクは、フランク・ラッセル・カンパニーの子会社です。

### 第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙にファンドのロゴ・マークやキャッチ・コピー等を表示し、イラスト、写真、図案等を採用することがあります。また、目論見書の裏表紙に委託会社のロゴ・マークを表示することがあります。
- (2) 交付目論見書の表紙または表紙裏面の記載について  
「投資信託説明書（交付目論見書）」と記載します。  
金融商品取引法上の目論見書である旨を記載します。  
交付目論見書の使用開始日を記載します。  
委託会社に関する情報として、委託会社の名称、金融商品取引業者登録番号、設立年月日、資本金、投資信託財産の合計純資産総額、「ファンドの運用の指図を行う者である。」旨および照会先（ホームページアドレス、電話番号および受付時間等）を記載します。  
受託会社に関する情報として、受託会社の名称および「ファンドの財産の保管及び管理を行う者である。」旨を記載します。  
請求目論見書の入手方法を記載します。  
以下の事項を記載します。
  - ・商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投信法に基づき事前に受益者の意向を確認する旨。
  - ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
  - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
  - ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載ファンドの管理番号等を記載することがあります。
- (3) 交付目論見書の裏表紙に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。
- (4) 請求目論見書の表紙に「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載するとともに、委託会社の名称、金融商品取引上の目論見書である旨を記載します。
- (5) 請求目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律にかかる重要事項を記載することがあります。
- (6) 請求目論見書の巻末に信託約款を掲載します。
- (7) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、交付目論見書で当該内容を説明した図表等を付加して当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (8) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9) 目論見書の別称として、「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年 3月24日

ラッセル・インベストメント株式会社  
取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント株式会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年12月17日

ラッセル・インベストメント株式会社  
取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男 澤 顕  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラッセル グローバル・バランス・ファンド 安定型の平成25年11月19日から平成26年11月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル グローバル・バランス・ファンド 安定型の平成26年11月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

( ) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年12月17日

ラッセル・インベストメント株式会社  
取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男 澤 顕  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラッセル グローバル・バランス・ファンド 安定・成長型の平成25年11月19日から平成26年11月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル グローバル・バランス・ファンド 安定・成長型の平成26年11月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

( ) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成26年12月17日

ラッセル・インベストメント株式会社  
取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男 澤 顕  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラッセル グローバル・バランス・ファンド 成長型の平成25年11月19日から平成26年11月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル グローバル・バランス・ファンド 成長型の平成26年11月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

( ) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年9月26日

ラッセル・インベストメント株式会社  
取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第17期事業年度の中間会計期間（平成26年1月1日から平成26年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ラッセル・インベストメント株式会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年1月1日から平成26年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。